

令和 5 年度内外一体の経済成長戦略構築に係る
国際経済調査事業
(サービス国内規制参照文書妥結を踏まえた我が
国のサービス貿易実態把握に関する調査)

調査報告書
公開版
(令和 6 年 3 月)

株式会社ハローG

目次

I 事業の目的、調査概要、調査実施方法	3
1 事業の背景と目的	3
2 調査のポイント	5
1) サービス貿易とモード	5
2) 国際協定とサービス貿易	6
3) 外国企業の参入・活動に対する障壁と SDR 規律の関係	7
4) SDR 規律の有効性に関する分析	10
3 調査実施概要(調査内容、調査方法、実施時期)	10
II 調査内容	12
1 調査結果	12
1) 日本のサービス輸出の分析	12
2) 有望市場の障壁の調査	23
3) SDR 規律の発効によるメリットの分析	34
2 他課題の考察	83
参考資料	86

I 事業の目的、調査概要、調査実施方法

1 事業の背景と目的

サービス貿易の拡大は、世界全体の経済活性化に資するものであり、これをさらに促進するには、企業が進出した先の国において、法的安定性や透明性が確保されていることが重要なポイントとなる。

サービス貿易に関する各国の国内規制の透明性確保を促進する措置として、世界貿易機関(WTO)の枠組みにおいては、サービスの貿易に関する一般協定(以下、「GATS」という。)第6条4項に、資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関する措置が、サービス貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、「必要な規律を作成する」と規定されている。

本件について1999年にルール交渉が開始され、2021年12月、日本を含む一部の有志国が、サービス国内規制(Service Domestic Regulation)に関する参照文書¹(以下、「SDR 規律」という。)について合意した。SDR 規律には以下の項目が規定されている。(*印は実施可能な範囲で対応する旨の規定。)

- ①申請(例:複数の担当部署への申請を避ける*、開庁日ならいつでも申請可とする*、電子的様式で申請書を受け付けるよう努め、必要な場合を除き、原本に代わり複写を受け付ける、申請手続の例示的なタイムフレームを提供する*、申請拒否の場合、理由を知らせる*、手数料は合理性・透明性を確保する、資格試験において、合理的な感覚で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える)
- ②審査の独立性(例:担当部署は申請するサービス提供者から独立して意思決定を行う)
- ③情報の公表(例:資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能とする。サービス国内規制に関する法令を新規導入・改定する場合は、事前に公表し、パブリックコメントの機会を提供する*)
- ④対応窓口(例:サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する)

SDR 規律の内容は、既に行政手続に関するルールが法制化されている国や地域にとっては目新しい内容ではないものの、WTO メンバーのうち72カ国・地域が参加しているという点は意義深く、アジアについては、中国、韓国、香港、台湾、シンガポール、タイ、フィリピンなど日本企業にとってビジネス関心が高い国が参加している。²また、ウルグアイ・ラウンド交渉時の自由化約束分野が比較的少ないブラジル、チリ、コスタリカなどは自主的にSDR 規律の対象分野を拡大した。WTOと経済協力開発機構(OECD)による共同調査では、SDR 規律の合意は、ビジネスにとって年間1,500億ドルのコスト削減効果を生み出すと推計されている。³

2024年2月27日、有志国44カ国・地域においてSDR 規律が発効した⁴。日本については、SDR 規律の国内批准手続を経た後、発効予定。

かかる状況下、SDR 規律の日本のサービス産業に対する裨益について把握することを目的として調査を実施する。

¹ <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/L/1129.pdf&Open=True>

² 2024年3月4日時点で72カ国・地域が参加。World Trade Organization” Joint Initiative on Services Domestic Regulation” https://www.wto.org/english/tratop_e/serv_e/jsdomreg_e.htm

³ Services domestic regulation in the WTO: Cutting red tape, slashing trade costs, and facilitating services trade (26 November 2021, OECD and WTO), https://www.wto.org/english/news_e/news21_e/jssdr_26nov21_e.pdf

⁴ アルゼンチン、バーレーン、中国、EU27カ国、香港チャイナ、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス、モルドバ、モンテネグロ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、スイス、タイ、UAE、米国については、2024年2月27日に発効。

SDR 規律の内容例⁵

【対象範囲】

サービス提供に係る国内規制(資格要件、資格の審査に係る手続、技術上の基準、免許要件。以下「資格要件等」)が対象。また、この規律は各国・地域が自由化を約束した分野に適用される。

【規律の内容】⁶

●申請書の提出

2以上の担当部署への申請を避ける(※)。

●申請のタイムフレーム

開庁日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。

●電子申請と複写の受入れ

電子的様式で申請書を受け付けるよう努め、特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付ける。

●申請の手続

申請の手続について例示的なタイムフレームを提供する(※)。また、申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。

●手数料

手数料表又は手数料額の決定方法に関する情報提供を確保する。

●資格の審査

合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。

●独立性

担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。

●情報の公表

資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能にする。

●法律・規則の施行前公表、コメントの機会提供

サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表し、コメントする機会を与える(※)。

●対応窓口

サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。

●措置の策定

サービス提供の措置について男女の平等を確保する。

(※)「実施可能な範囲で」など一律の義務でない規定。

⁵ 金融サービスについてはセクション3で別に規定されている規律を適用することも可能。

⁶ 開発途上国には規律の実施が困難なものについて7年間の移行期間の指定が認められている。

SDR 規律参加国・地域一覧(72 カ国・地域)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コロンビア、コモロ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、欧州連合、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、香港、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モリシャス、メキシコ、モルドバ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、タイ、東ティモール、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、イギリス、アメリカ、ウルグアイ

出典：World Trade Organization "Joint Initiative on Services Domestic Regulation"
(https://www.wto.org/english/tratop_e/serv_e/jsdomreg_e.htm)

2 調査のポイント

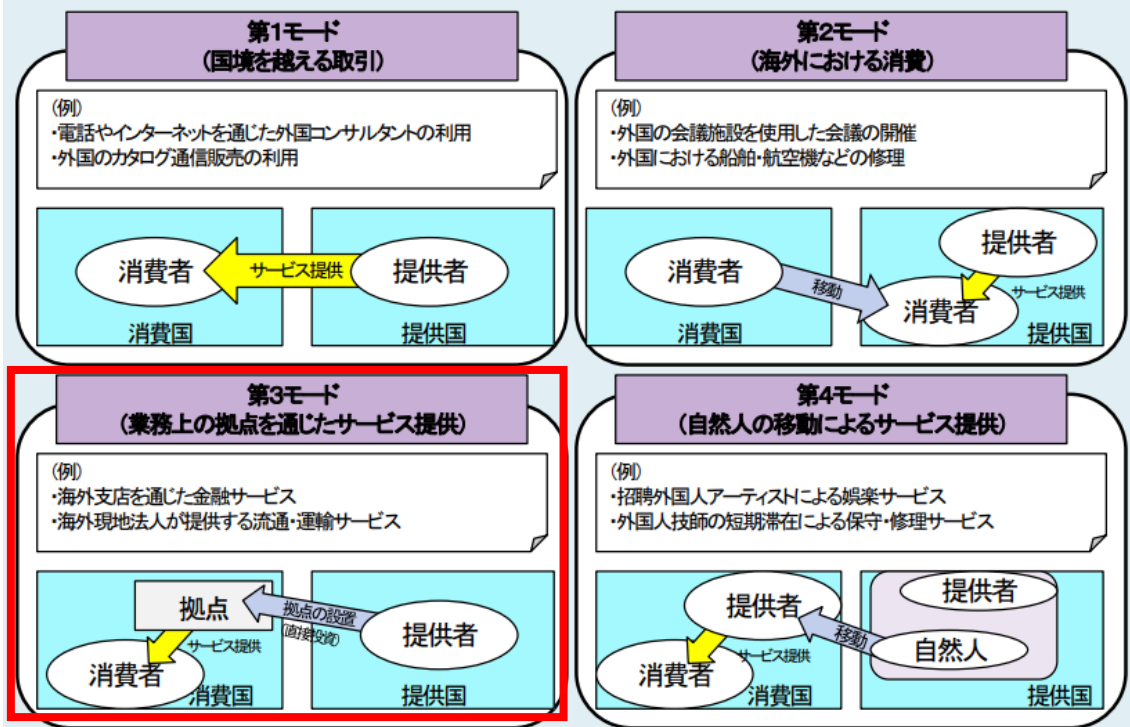
以下、本調査のポイントについて説明する。

1) サービス貿易とモード

本調査のポイントとなる SDR 規律の影響を最も受けるサービス貿易の形態は、第3モード(業務上の拠点を通じてのサービス提供)である。そのため、日本からのサービス輸出額の多い産業分野、増加傾向や減少傾向が見られる産業分野の第3モードを中心に分析することとする。

サービス貿易とモード

WTOにおいては、次の4つの形態(モード)での取引を「サービス貿易」と定義。



出典：外務省「サービス貿易の概要」より、株式会社ハローG が引用、加工。
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000448532.pdf>)

2) 国際協定とサービス貿易

日本からのサービス貿易輸出額の分析では、サービス貿易の自由化の進展と貿易額の増加に寄与すると考えられる経済連携協定(EPA)、自由貿易協定(FTA)も対象に含める。

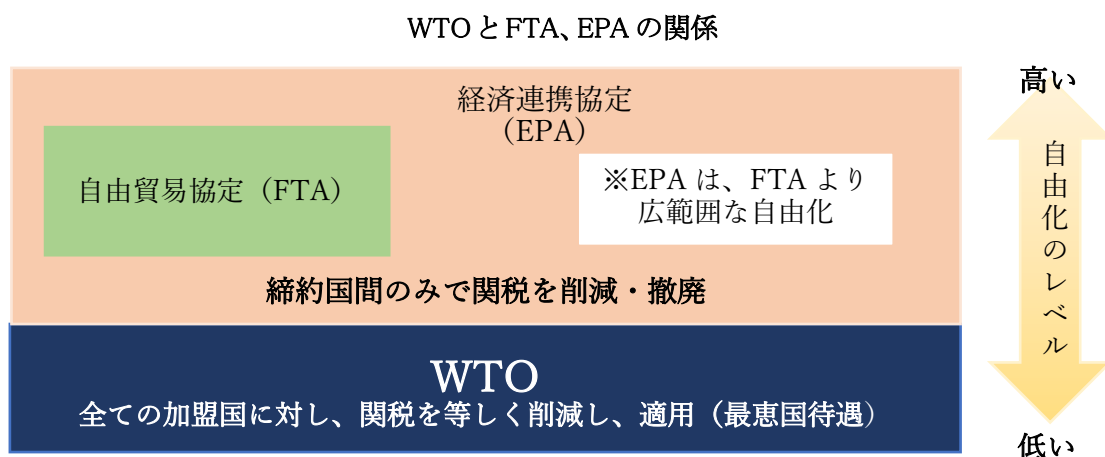
EPA/FTA は特定の地域間で特別な取決めを定める協定であり、国際経済ルール上、WTO 体制の原則である最恵国待遇義務の例外として位置付けられている。⁷

特に、EPA については、「サービス業を行う際の規制の緩和・撤廃」、「投資環境の整備」「ビジネス環境の整備についての協議」などの条項が盛り込まれていることが多く、サービス貿易の促進効果があると言われている。

日本が締結している EPA では、一般的に、サービス貿易を規律する章においてサービス貿易に関する市場アクセス、内国民待遇や最恵国待遇の義務を定めている。さらに、日豪 EPA や TPP 等は、他の締約国のサービス提供者に対して自国の領域に企業を設立・維持したり居住したりすることを要求することを禁止する規定も設けられている。

ただし、第3モードについては、サービス章と投資章の規定の重複適用、投資章において規定するケースがある。また、金融サービスや電気通信サービスについては、サービス章とは独立した別の章で規定することもある。

GATS の「この協定に基づきサービスを提供する自然人の移動に関する附属書」はサービスを提供する自然人を対象とする規定だが、EPA の自然人の移動に関する章はサービス提供者に限らない商用目的の人々の移動を促進するものとなっている。⁸



出典:ハローG 作成

※FTA と EPA⁹

FTA: 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定

EPA: 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

出典: 外務省「我が国の経済連携協定(EPA/FTA)等の取組」より抜粋
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>)

⁷ 2022 年版不正貿易報告書 P.509

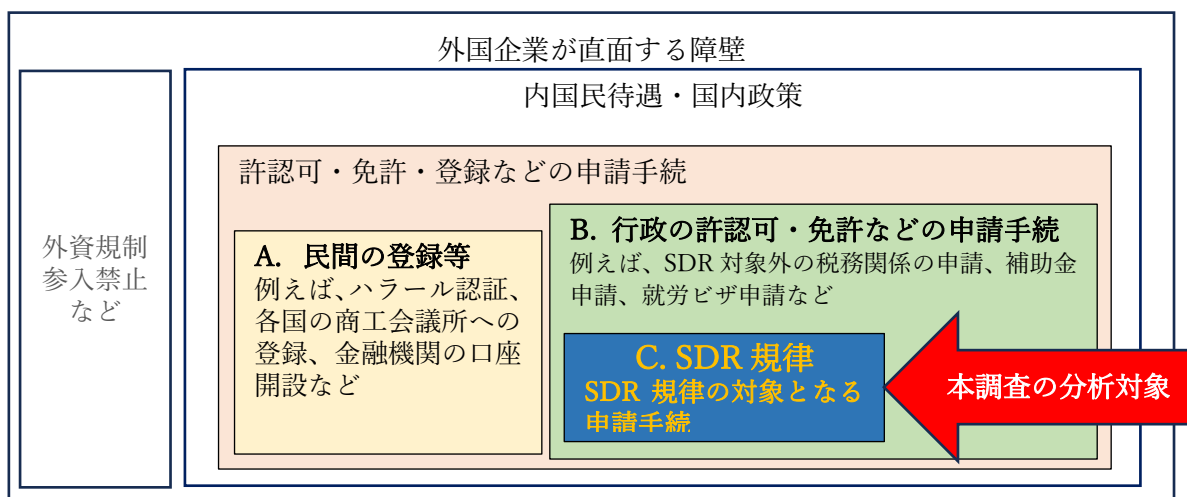
⁸ 外務省「経済連携協定 (EPA) /自由貿易協定 (FTA) におけるサービス貿易」(2021 年 2 月 9 日)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/st/page25_001837.html

⁹ 外務省ホームページ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>

3) 外国企業の参入・活動に対する障壁と SDR 規律の関係

本調査ではサービス貿易の輸出先として有望な国におけるサービス貿易の障壁を調査する。サービス貿易の障壁は、外資規制を含めて非常に多様であり、すべてを詳細に捉えることは困難であるが、本調査では、SDR 規律による我が国への裨益を分析するため、その規律対象となる各国内の行政手続(申請手続)の不透明さ、非効率さなどに焦点を当てることとする。対象国・地域はサービス国内規制に関する共同声明イニシアティブ(以下、「サービス国内規制に関する JSI」という。)に参加している国・地域とし、同地に進出する日系企業に聞き取り調査を実施した。

サービス貿易の障壁と SDR 規律の対象



出典:ハローG 作成

また、本調査で取り上げるサービス貿易の自由化、各国・地域の約束表に関連する GATS の条項に基づいて以下に記載する。

参考:GATS の解説 協定の内容¹⁰

(1) 一般的な義務及び規律(GATS 第2部:第2条～第 15 条)

(i) 一般的な義務 (主な義務)

最恵国待遇(MFN:Most Favoured Nation Treatment)…GATS 第 2 条

加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、他の加盟国の同種のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。(＝与えられた最も有利な待遇をすべての加盟国のサービス提供者に与えなければならない。)

(例) A 国が、B 国の国内規制を撤廃させることを狙って、B 国企業を狙い打ちにした制裁措置を発動した場合、GATS 違反となる。

透明性…GATS 第3条

¹⁰ 外務省「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) の解説 協定の内容」(2021 年 2 月 9 日)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_2.html

協定の運用に関連し、影響を与える国内措置又は国際協定については、原則的にはその措置が効力を発生するまでに公表しなければならない。また、少なくとも1年に1回はサービス貿易理事会に通報しなければならない。

国内規制(Domestic Regulation)…GATS 第6条

「特定の約束」を行った分野において、サービス貿易に影響を及ぼす国内措置は、合理的、客観的かつ公平に実施されなければならない。

また、免許・資格要件、技術基準については、客観的かつ透明性のある基準で、サービスの質を確保するため必要な以上に大きな負担とならないこと、免許手続自体がサービスの提供に対する制限とならないように確保されなければならない。

(ii) 一般的義務の例外・免除に関する規定

国際収支(Balance of Payment)の擁護のための制限…GATS 第12条

国際収支及び対外資金に関して重大な問題が生じるおそれがある場合には、サービスの貿易に対する制限を課すことができる。ただし、これらの制限は加盟国間に無制限に適用され、IMF協定に適合する必要最低限の時限的な措置でなければならない。

政府調達(Government Procurement)…GATS 第13条

最恵国待遇(第2条)、市場アクセス(第16条)及び内国民待遇(第17条)に関する規定は、政府機関が政府用として購入するサービスの調達については適用しない。

一般的例外(General Exceptions)、安全保障例外(Security Exceptions)…GATS 第14条、第14条の2

各加盟国は、この協定の規定にかかわらず公衆道徳の保護、公の秩序の維持、生命又は健康の保護、犯罪の防止、プライバシーの保護及び安全保障等にかかわる措置を採用・実施することができる。

第2条(最恵国待遇)の免除に係る表(免除表)

「第2条の免除に関する附属書」の規定に基づき、最恵国待遇義務に合致しない加盟国の措置であっても、原則10年を超えない期間で、かつGATS発効後5年(2000年1月1日)以内に再度審議を行うことを条件に、免除表に記載することによって維持できる。

(2) 特定の約束(GATS 第3部: 第16条～第18条)

(i) 特定の約束における義務

市場アクセス(Market Access)…GATS 第16条

市場アクセスに関して、約束を行った分野について、自国の約束表で別段の定めをしない限り、以下の措置をとってはならない。

(a) サービス提供者の数の制限

(例) 需給調整に基づく新規レストランへの免許の付与

(b) サービスの取引総額又は取引資産の制限

(例) A国における銀行の総資産のうちに占める外国銀行の資産の割合を制限

(c) サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限

(例) 外国の放送サービスの提供者に対して、外国映画の放映時間を一定の割合に制限する措置

- (d) サービス提供に必要であり、かつサービス提供に直接関係する自然人の総数の制限
(例) 外国の1企業の雇用者のうち、外国人の比率を一定の割合までに制限するような措置
- (e) サービスを提供する事業体の形態の制限
(例) 自国企業との合弁企業の形態でのみ外国企業の拠点設置を認めるとの措置
- (f) 外国資本の参加の制限
(例) 外国人による株式の取得制限

内国民待遇(National Treatment)…GATS 第 17 条

約束表に記載した分野において、約束表に定める条件・制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置について、他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対して、自国の同種のサービス及び提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。

(例) 国内放送事業者に対し、周波数を優先的に割当てるとの措置。

追加的な約束(Additional Commitments)…GATS 第 18 条

GATS 第 16 条、第 17 条の対象でない措置であっても、その措置に関する約束につき交渉し、約束表に記載できる。

(例) 迅速な免許手続の確保

(ii) 特定の約束へのコミット

特定の約束に関しては、「特定の約束に係る表(Schedules of Specific Commitments:約束表)」に記載しているものの他は義務を負わない。

約束表への記載方法

(A) 自国が自由化約束を行う分野を選定し、「分野」の欄に記載(例:金融サービス、流通サービス等)

(B) 約束表に記載した分野については原則的に市場アクセス及び内国民待遇の義務を負うことになるが、自国が留保する制限については「市場アクセスに関する制限」、「内国民待遇に関する制限」の欄にそれぞれ記載。

(C) 市場アクセス及び内国民待遇の対象とはなっていないが、サービス貿易に影響を与える措置については、「追加的な約束」の欄に記載する。

約束表上のサービスの分類

WTO のサービス分類は 12 分野に分けられている(参考資料:WTO 事務局のサービス分類参照)が、この事務局分類表(W/120)は国連統計部が作成した暫定中央生産物分類(Provisional Central Product Classification:CPC リスト)をもとに作成されており、分類表上も CPC コードが参照されている。ただし、当該サービス分類はあくまで参照であって、約束表に掲げられた各分野の具体的範囲、内容については、第一義的に約束を行った加盟国の判断に委ねられている。なお、経済連携協定においては我が方の留保表は日本標準産業分類(JSIC)等を用いてサービスを特定している。

出典:外務省「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)の解説 協定の内容」(2021 年2月9日)より、抜粋 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats_2.html)

4) SDR 規律の有効性に関する分析

SDR 規律の分析については、SDR 規律に対する期待度、各項目の評価に加えて、SDR 規律の対象外となっている事象、日本政府等に期待している点などのコメントを整理することで、SDR の限界を把握し、今後 SDR 規律に求められる点(改善案)を提言する。

SDR 規律の有効性に関する検討・分析の流れ

分析項目	内容	得られる結果
SDR 規律への期待度	各国の実情に合わせた期待度 (5段階評価)	SDR 規律が必要な国・地域の 特定
SDR 規律の各項目	各項目に違反している(違反が疑 わしい)規律・手続などを特定。 状況・程度(○△×)の判断	SDR 規律の中でも、効果が規 定できる項目を特定
SDR 規律の範囲外の 事項、その他のコメント	SDR 規律の各項目に関連するが、 対象外の項目を中心に具体的な 課題をとりまとめる。	現行の SDR 規律の限界、課 題、改善点などの提言

出典:ハローG 作成

3 調査実施概要(調査内容、調査方法、実施時期)

本調査は以下の 1)～ 3)のステップで実施。

1) 日本のサービス輸出の分析 (調査時期 2023 年 10 月～12 月)

日本のサービス貿易輸出についての分析はオープンソースから情報収集し、データの整理を行い、以下の項目について取りまとめた。

- ①日本のサービス輸出額推移
- ②サービス輸出額の多い産業分野や増加傾向や減少傾向が見られる産業分野

2) 有望市場の障壁の調査 (調査時期 2023 年 11 月～2024 年2月)

①上記 1)で特定した日本のサービス輸出額上位国の内、サービス国内規制に関するJSI参加国・地域をリストアップ

② 文献調査

行政手続に不透明さ、非効率性があると想定される7～8カ国・地域を特定するために、文献調査を実施。当該国・地域の政府、国際機関、日本貿易振興機構(以下、JETRO)、民間シンクタンク等から公表されている各種文献・資料、その他各種公開情報等をもとに調査を実施。

③ 専門家へのヒアリング調査

JETRO に対して問い合わせ(11 カ国・地域の状況をヒアリング)

「調査項目」

- ・対象国・地域における外資規制
- ・行政手続の透明性、不利益などの実態
- ・業種別における申請手続の状況など

④日本企業へのヒアリング調査

上記②で特定した国・地域に進出している日本企業 15 社程度

「調査項目」

- ・対象国・地域の選定理由(サービス貿易輸出量、行政手続の不透明さなどの要素について説明、予備調査の結果など)
- ・各国における外資規制などの説明
- ・セクター別の課題(行政手続、申請手続など)
- ・SDR 規律に対するコメント

3) SDR 規律の発効によるメリットの分析(実施期間 2024 年2月～3月)

サービス国内規制に関する JSI 参加国・地域の場合、上記 2)で特定された障壁について、SDR 規律が発効した際に日本企業にとってどのようなメリットが期待できるかを分析する。

調査の流れ

項目	目的	ポイント
(1)日本のサービス輸出の分析	日本のサービス輸出の現状と将来の展望を把握する。サービス輸出額の多い国・地域。期待されるサービス分野を特定	サービス輸出の推移、加速要因、減速要因を分析し、今後の見通しを予想。FTA やパンデミックの影響なども考慮。
(2)有望市場の障壁の調査	日本企業にとっての有望市場となりうる6～7カ国・地域を特定し、サービス輸出の障壁を把握	サービス国内規制に関する JSI 参加国の中で、欧米先進国以外でサービス輸出額の多い国・地域を選定。腐敗度指数、ヒアリングなどを実施
(3)SDR 規律の発効によるメリットの分析	上記で特定された障壁の中でも行政手続、申請などの改善点など、SDR 規律発効により、日本企業が得られるメリットについて分析・提言。	SDR 規律自体の有効性を分析。各種申請手続の問題点を細かく分析。課題や改善点を提言するため、SDR 規律に対する要望、SDR 規律の対象外となっている項目についても検討。

出典:ハローG 作成

Ⅱ 調査内容

1 調査結果

1) 日本のサービス輸出の分析

日本のサービス貿易輸出先として有望な国・地域、有望なサービス分野を検討、分析するため、以下、OECD の Balanced Trade in Services Datasets (BaTiS)に基づいて、サービス貿易輸出額などを検討する。

①日本のサービス輸出額推移

以下、日本のサービス貿易の上位 34 カ国・地域について、2017 年～2021 年までの 5 年間の輸出額の推移を取りまとめた。

日本のサービス貿易輸出額

(単位:百万 USドル)

NO	国・地域名	2017	2018	2019	2020	2021	5年間累計	5年累計順位
1)	アメリカ	45375.50	43729.42	48401.03	44027.00	45781.10	45781.10	1)
2)	イギリス	12413.16	12861.90	15794.47	16077.50	15494.40	15494.40	4)
3)	中国	22441.25	25690.45	29122.61	15358.80	14897.80	14897.80	2)
4)	シンガポール	11394.38	13240.91	13242.66	11693.50	13833.30	13833.30	3)
5)	タイ	6900.06	7548.16	8229.39	5608.60	6527.70	6527.70	6)
6)	スイス	4006.73	4702.32	5129.77	6366.30	6485.60	6485.60	9)
7)	香港	7782.70	7694.67	8547.88	5353.20	5013.40	5013.40	7)
8)	ドイツ	4809.43	4603.93	4945.54	4804.00	4910.30	4910.30	10)
9)	韓国	9250.78	9493.10	8321.46	4029.20	4533.60	4533.60	5)
10)	台湾	8199.11	8382.73	8194.38	4161.60	3546.20	3546.20	8)
11)	フランス	2983.21	3306.32	3814.41	3109.20	2659.00	2659.00	11)
12)	オランダ	2965.99	2787.09	2945.82	2424.00	2562.40	2562.40	14)
13)	ベトナム	3016.78	2855.87	3667.88	2424.00	2328.30	2328.30	13)
14)	アイルランド	2049.54	2407.26	2432.14	2101.66	2294.08	2294.08	17)
15)	インド	2409.98	2538.06	2441.20	2022.80	2271.70	2271.70	16)
16)	インドネシア	3467.36	3632.69	3690.52	2325.70	2148.10	2148.10	12)
17)	カナダ	1845.51	1894.96	2038.42	1628.10	1991.20	1991.20	19)
18)	ケイマン諸島	1171.77	1250.88	1351.97	1552.60	1855.40	1855.40	21)
19)	UAE	1845.51	1894.96	2038.42	1628.10	1690.00	1690.00	20)
20)	マレーシア	2811.33	2328.19	2264.15	1417.50	1560.30	1560.30	18)
21)	ベルギー	1157.00	1286.99	1500.29	1441.80	1433.90	1433.90	22)
22)	オーストラリア	2817.54	2872.21	3077.68	1728.50	1333.50	1333.50	15)
23)	メキシコ	1448.59	1430.35	1435.35	1129.30	1326.10	1326.10	23)
24)	フィリピン	1171.77	1250.88	1351.97	1036.00	1026.50	1026.50	24)
25)	ルクセンブルク	609.56	737.66	779.82	642.65	686.10	686.10	25)
26)	ブラジル	492.81	571.27	713.99	472.80	522.60	522.60	27)
27)	イタリア	570.09	608.08	653.00	454.13	508.80	508.80	26)
28)	ロシア	430.10	529.55	641.37	451.90	508.60	508.60	28)
29)	スウェーデン	510.95	554.77	545.35	436.38	490.90	490.90	29)
30)	スペイン	441.03	493.55	524.78	414.30	459.50	459.50	30)
31)	南アフリカ	294.99	322.97	354.03	266.50	287.90	287.90	31)
32)	ニュージーランド	271.89	300.00	316.48	246.80	276.70	276.70	32)
33)	サウジアラビア	189.70	191.22	200.92	185.67	199.20	199.20	33)
34)	イラン	7.63	8.25	8.18	6.80	7.00	7.00	34)

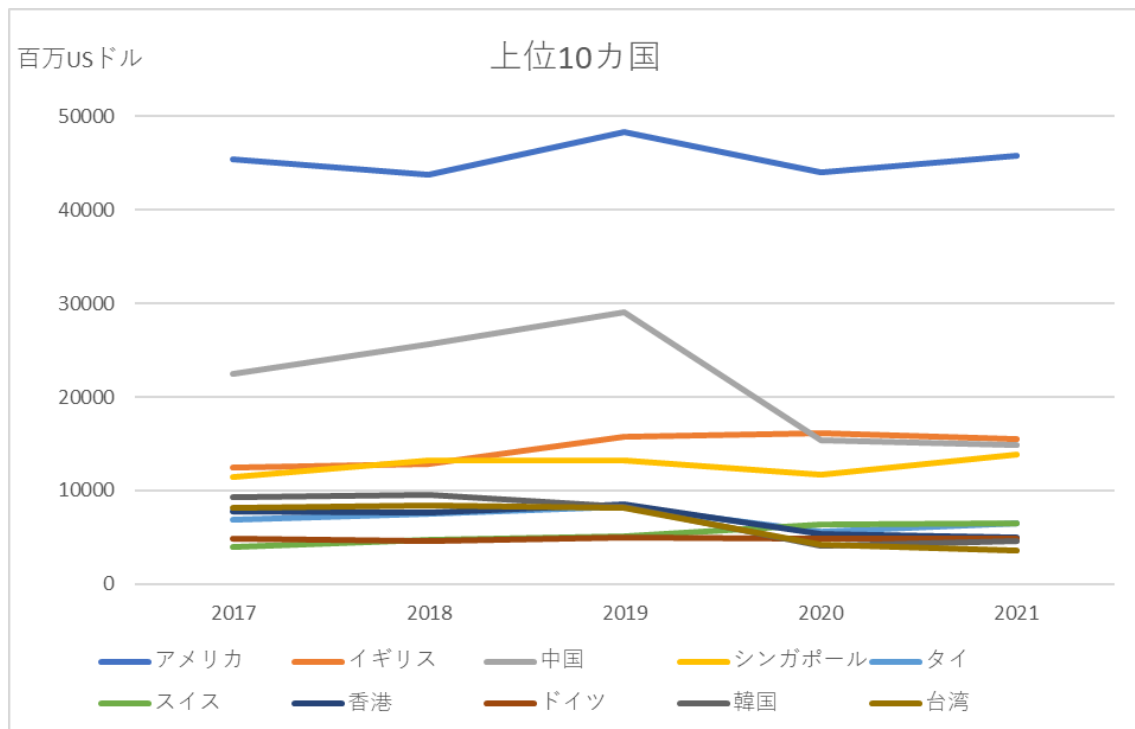
出典:OECD「Balanced Trade in Services Datasets (BaTiS)」よりハローG 作成

上位 10 カ国・地域

(単位:百万 USドル)

NO	国・地域名	2017	2018	2019	2020	2021	5年間累計	5年累計順位	傾向
1)	アメリカ	45375.50	43729.42	48401.03	44027.00	45781.10	227314.05	1)	横ばい
2)	イギリス	12413.16	12861.90	15794.47	16077.50	15494.40	56563.93	4)	増加
3)	中国	22441.25	25690.45	29122.61	15358.80	14897.80	107510.91	2)	減少
4)	シンガポール	11394.38	13240.91	13242.66	11693.50	13833.30	63404.75	3)	横ばい/増加
5)	タイ	6900.06	7548.16	8229.39	5608.60	6527.70	34813.91	6)	横ばい
6)	スイス	4006.73	4702.32	5129.77	6366.30	6485.60	26690.72	9)	増加
7)	香港	7782.70	7694.67	8547.88	5353.20	5013.40	34391.85	7)	減少
8)	ドイツ	4809.43	4603.93	4945.54	4804.00	4910.30	24073.20	10)	横ばい/増加
9)	韓国	9250.78	9493.10	8321.46	4029.20	4533.60	35628.14	5)	減少
10)	台湾	8199.11	8382.73	8194.38	4161.60	3546.20	32484.02	8)	減少

出典:ハローG 作成



出典:ハローG 作成

トップ 10 の状況を見ると、日本のサービス貿易の最大の輸出先のアメリカが、イギリスや中国を引き離して、圧倒的な輸出額となっている。観光、娯楽、ライセンスを含めて、様々な分野のサービス業など市場開放の度合いが高いことがうかがえる。

中国は、物品貿易を含む日本からの貿易輸出額では、ここ数年、米国と同じレベルでの輸出額となっているが、サービス貿易では米国と大きな差がある。サービス市場の開放度合いが低いこともうかがえるが、2019 年までは大きく伸びていた。2020 年からの停滞は新型コロナウイルス感染症による日本への観光の減少なども影響したものと思われる。また、サービス市場の開放の度合いが低いこともうかがえる。また、2020 年頃からコロナ禍による日本向け観光などの減少、景気低迷による消費の冷え込みなどが影響してサービス輸出額も減少したと考えられる。

この点、2位のイギリス、4位のシンガポールはコロナ禍による落ち込みはそれほど深刻ではない。

コロナ禍では、旅行業など国境を超えた人の移動は大幅に減少し、建設、物流なども影響を受けた。逆に、オンラインサービス、リモート業務、EC、ゲーム、オンデマンドビデオなどが牽引し、ICT 分野や関連サービスの成長がみられた。通信環境が整備され、国民の所得も高いイギリスやシンガポール、アメリカなどはこれらの恩恵を受けたと考えられる。

全体の傾向を見るために、物品貿易、サービス貿易も含めた貿易量全体を見る(下記、参考データ)。日本からの輸出と比較して、スイスやドイツなどの欧州諸国が、韓国、タイ、香港、台湾などアジア諸核よりも上位に位置していることがわかる。逆に言えば、韓国、タイ、香港、台湾などアジア諸国がサービス貿易に占める割合は、欧州諸国よりも低い。

参考データ:物品およびサービス貿易における輸出相手国上位 10 カ国の推移(年ベース)

年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
総額	782,865億円	814,788億円	769,317億円	683,991億円	830,914億円	981,736億円
1	米国 151,135億円 (19.3%)	中国 158,977億円 (19.5%)	米国 152,545億円 (19.8%)	中国 150,820億円 (22.1%)	中国 179,844億円 (21.6%)	中国 190,037億円 (19.4%)
2	中国 148,897億円 (19.0%)	米国 154,702億円 (19.0%)	中国 146,819億円 (19.1%)	米国 126,108億円 (18.4%)	米国 148,315億円 (17.8%)	米国 182,550億円 (18.6%)
3	韓国 59,752億円 (7.6%)	韓国 57,926億円 (7.1%)	韓国 50,438億円 (6.6%)	韓国 47,665億円 (7.0%)	台湾 59,881億円 (7.2%)	韓国 71,062億円 (7.2%)
4	台湾 45,578億円 (5.8%)	台湾 46,792億円 (5.7%)	台湾 46,885億円 (6.1%)	台湾 47,391億円 (6.9%)	韓国 57,696億円 (6.9%)	台湾 68,575億円 (7.0%)
5	香港 39,741億円 (5.1%)	香港 38,323億円 (4.7%)	香港 36,654億円 (4.8%)	香港 34,146億円 (5.0%)	香港 38,904億円 (4.7%)	香港 43,575億円 (4.4%)
6	タイ 33,004億円 (4.2%)	タイ 35,625億円 (4.4%)	タイ 32,906億円 (4.3%)	タイ 27,226億円 (4.0%)	タイ 36,246億円 (4.4%)	タイ 42,680億円 (4.3%)
7	シンガポール 25,406億円 (3.2%)	シンガポール 25,841億円 (3.2%)	ドイツ 22,051億円 (2.9%)	シンガポール 18,876億円 (2.8%)	ドイツ 22,791億円 (2.7%)	シンガポール 29,349億円 (3.0%)
8	ドイツ 21,246億円 (2.7%)	ドイツ 23,056億円 (2.8%)	シンガポール 21,988億円 (2.9%)	ドイツ 18,752億円 (2.7%)	シンガポール 22,006億円 (2.6%)	ドイツ 25,702億円 (2.6%)
9	オーストラリア 17,956億円 (2.3%)	オーストラリア 18,862億円 (2.3%)	ベトナム 17,971億円 (2.3%)	ベトナム 18,258億円 (2.7%)	ベトナム 20,968億円 (2.5%)	ベトナム 24,510億円 (2.5%)
10	ベトナム 16,881億円 (2.2%)	ベトナム 18,142億円 (2.2%)	オーストラリア 15,798億円 (2.1%)	マレーシア 13,435億円 (2.0%)	マレーシア 17,137億円 (2.1%)	オーストラリア 21,727億円 (2.2%)
地域等	アジア 429,200億円 (54.8%)	アジア 447,356億円 (54.9%)	アジア 413,268億円 (53.7%)	アジア 392,204億円 (57.3%)	アジア 481,582億円 (58.0%)	アジア 554,063億円 (56.4%)
	ASEAN 118,720億円 (15.2%)	ASEAN 126,345億円 (15.5%)	ASEAN 115,783億円 (15.1%)	ASEAN 98,430億円 (14.4%)	ASEAN 124,610億円 (15.0%)	ASEAN 155,439億円 (15.8%)
	EU 86,569億円 (11.1%)	EU 92,092億円 (11.3%)	EU 89,553億円 (11.6%)	EU 64,603億円 (9.4%)	EU 76,681億円 (9.2%)	EU 93,585億円 (9.5%)
	中国+香港 188,638億円 (24.1%)	中国+香港 197,301億円 (24.2%)	中国+香港 183,473億円 (23.8%)	中国+香港 184,966億円 (27.0%)	中国+香港 218,748億円 (26.3%)	中国+香港 233,612億円 (23.8%)

(注 1)()は総額に対する構成比。

(注 2)ASEAN 及び EU は各年加盟国ベース。

(注 3)上記数値はすべて確定値。

出典:財務省「貿易統計」(<https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/data/y4.pdf>)

欧米先進国を除いた上記 10 カ国・地域

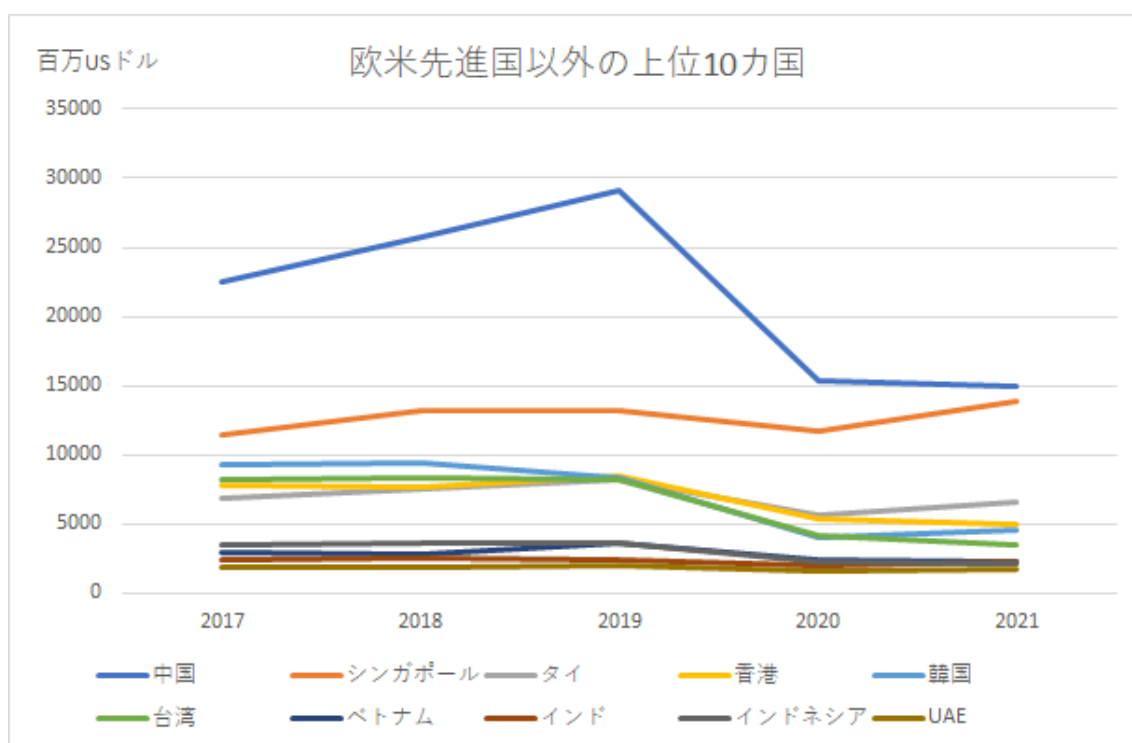
(単位:百万 USドル)

NO	国・地域名	2017	2018	2019	2020	2021	5年間累計	5年累計順位	傾向
3)	中国	22441.25	25690.45	29122.61	15358.80	14897.80	107510.91	2)	減少
4)	シンガポール	11394.38	13240.91	13242.66	11693.50	13833.30	63404.75	3)	横ばい/増加
5)	タイ	6900.06	7548.16	8229.39	5608.60	6527.70	34813.91	6)	横ばい
7)	香港	7782.70	7694.67	8547.88	5353.20	5013.40	34391.85	7)	減少
9)	韓国	9250.78	9493.10	8321.46	4029.20	4533.60	35628.14	5)	減少
10)	台湾	8199.11	8382.73	8194.38	4161.60	3546.20	32484.02	8)	減少
13)	ベトナム	3016.78	2855.87	3667.88	2424.00	2328.30	14292.84	13)	
15)	インド	2409.98	2538.06	2441.20	2022.80	2271.70	11683.74	16)	横ばい/減少
16)	インドネシア	3467.36	3632.69	3690.52	2325.70	2148.10	15264.37	12)	減少
19)	UAE	1845.51	1894.96	2038.42	1628.10	1690.00	9096.99	20)	

出典:ハローG 作成

欧米の先進諸国を除いた上位 10 カ国・地域の状況を見ると、中国を筆頭に、コロナ禍の 2020 年には停滞や落ち込みがみられる。これらアジア諸国へのサービス輸出では、訪日観光客によるインバウンド需要の落ち込みが大きな要因と考えられる。

また、フィリピンやベトナムなどの場合は、コロナ禍を契機とする日本国内での就労者の減少や海外送金などの所得収支(外国人労働者への給与と送金など:日本にとってサービス輸入)の減少がサービス収支(在日労働者による国内での移動や消費に費やされる費用:日本にとってのサービス輸出)の減少につながったと考えられる。



参考データ：2019 年 訪日観光客数 国別ランキング トップ 10

	国・地域	旅行者数	伸率
1	中国	9,594,394	14.5
2	韓国	5,584,597	-25.9
3	台湾	4,890,602	2.8
4	香港	2,290,792	3.8
5	米国	1,723,861	12.9
6	タイ	1,318,977	16.5
7	豪州	621,771	12.5
8	フィリピン	613,114	21.7
9	マレーシア	501,592	7.1
10	ベトナム	495,051	27.3

出典: 日本政府観光局(JNTO) の訪日観光客データよりハローG が作成
<https://www.jnto.go.jp/statistics/data/visitors-statistics/>

◆国際協定の加入状況

次に、日本のサービス輸出上位 34 カ国・地域における外国企業の受け入れ環境、サービス業などの受け入れ環境の現状、今後について分析する。

現状の EPA、2国間投資協定に加えて、今後のサービス貿易の活発化、日本企業の進出などを予測する上で、現在交渉中の EPA、2国間投資協定などがある国を中心に状況をみる。

まず、イギリスは、日本との EPA が 2021 年 1 月 1 日発効していることに加えて、TPP への参加も正式承認されており、今後の日本とのサービス貿易が活発化することが予想される。EU からの離脱後、日本を含むアジア地域との関係を強化する動きもこの流れを加速する可能性がある。

中国、韓国については、地理的に日本と近く、日中韓投資協定を締結済み。(2014 年 5 月 17 日発効)今後、日中韓 FTA 交渉の進展などが期待されるが、貿易投資の面では、ある程度成熟した関係が確立している。

カナダは、現在交渉中の日本との EPA が締結された場合、サービス貿易の拡大が期待できる。

フィリピンは日本との EPA が 2008 年 12 月 11 日に発効していることに加えて、日 ASEAN・EPA 及び RCEP の締結相手でもあるが、更に日・フィリピン社会保障協定も交渉中である。今後、日本企業のフィリピン進出などの促進にも期待が持てる。

◆サービス輸出の見通し

全体的なサービス貿易額からみてもアメリカが最大の輸出先である点は今後も変わらないとみられる。一方で、コロナ禍で大幅にサービス輸出額が減少した中国は、昨今の景気減速の動きも相まって、これまでのような期待感が持てるとは言えない。現在交渉中の日中韓 FTA の締結などにより、各種規制の緩和など投資環境の改善が期待される、

他方、欧州諸国の場合、日 EU・EPA やイギリスの TPP 加入申請などにより、サービス輸出の増加が期待できるといえる。

また、タイ、シンガポールなどの ASEAN 諸国については、経済成長とともに日本のサービス輸出先としても有望な市場として成長することが期待される。香港、台湾、韓国などの東アジアの国・地域についても引き続きサービス貿易の相手国として重要な地位を占めると考えられる。

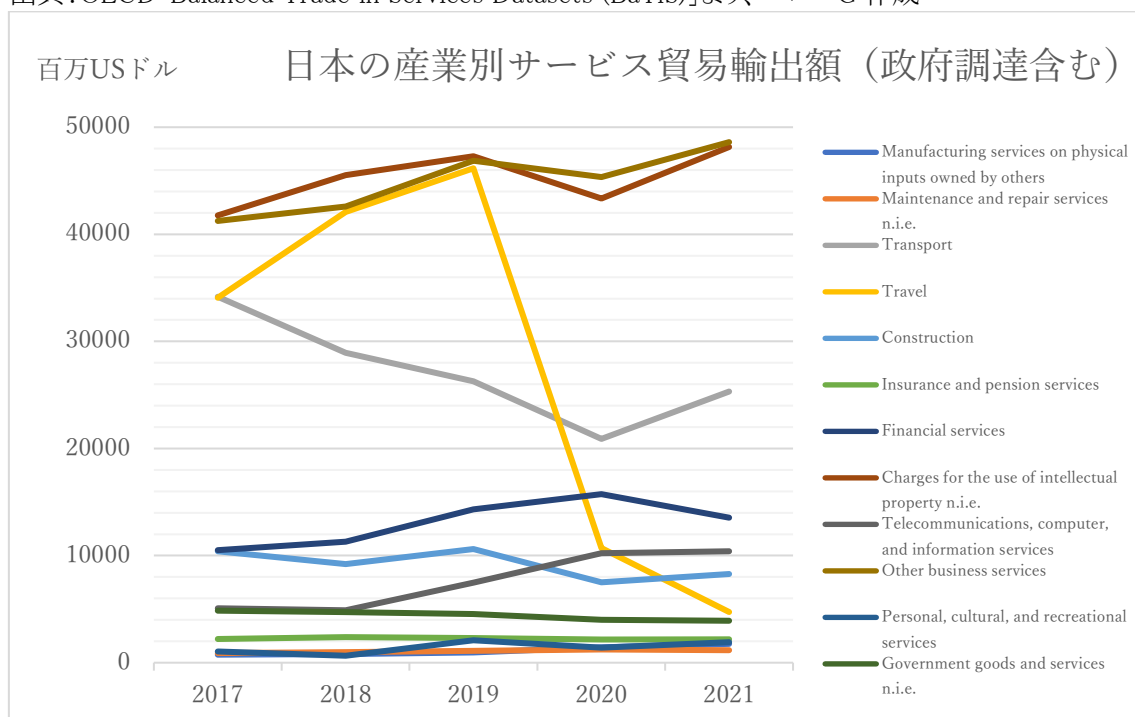
②サービス輸出額の多い産業分野や増加傾向や減少傾向が見られる産業分野
以下、日本のサービス貿易輸出額の業種別推移を取りまとめた。いくつかの視点から分析する。

日本の産業別サービス貿易輸出額(政府調達含む) (単位:百万 USドル)

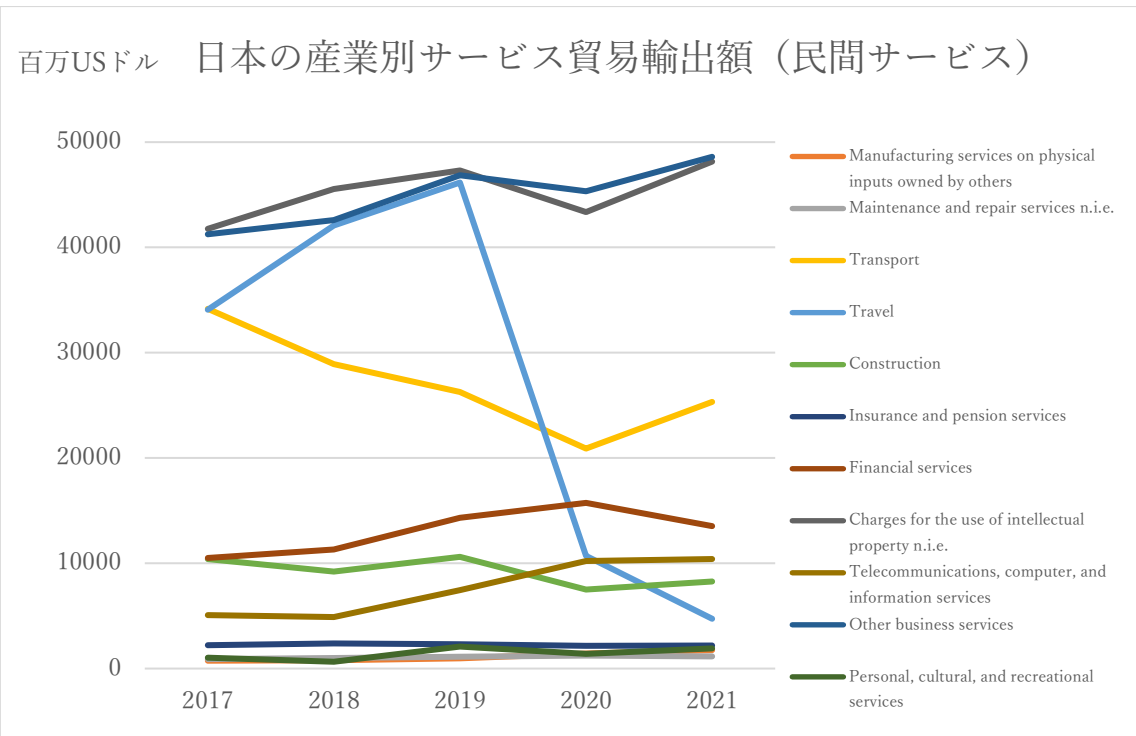
Industry	2017	2018	2019	2020	2021
Charges for the use of intellectual property n.i.e.	41,766.36	45,537.20	47,299.88	43,354.71	48,153.42
Transport	34,168.15	28,929.40	26,260.95	20,896.89	25,329.99
Travel	34,076.09	42,095.90	46,164.18	10,703.52	4,731.55
Financial services	10,506.68	11,310.30	14,317.45	15,738.03	13,540.38
Construction	10,395.21	9,214.90	10,611.54	7,505.71	8,282.89
Telecommunications, computer, and information services	5,070.57	4,893.30	7,464.95	10,213.98	10,404.65
Insurance and pension services	2,220.93	2,388.50	2,311.20	2,163.21	2,185.58
Manufacturing services on physical inputs owned by others	749.18	800.60	963.69	1,433.50	1,757.56
Maintenance and repair services n.i.e.	897.08	995.90	1,110.94	1,234.95	1,165.71
Other business services	41,249.32	42,589.70	46,862.54	45,341.87	48,606.94
Personal, cultural, and recreational services	1,043.37	648.80	2,092.08	1,409.30	1,925.61
Commercial service total	182,142.97	189,404.50	205,459.40	159,995.67	166,084.27
Government goods and services n.i.e.	4,857.03	4,725.70	4,540.60	4,004.33	3,915.73
Total	187,000.00	194,130.20	210,000.00	164,000.00	170,000.00

※数値は Reported value including estimates を採用

出典:OECD「Balanced Trade in Services Datasets (BaTiS)」より、ハローG 作成



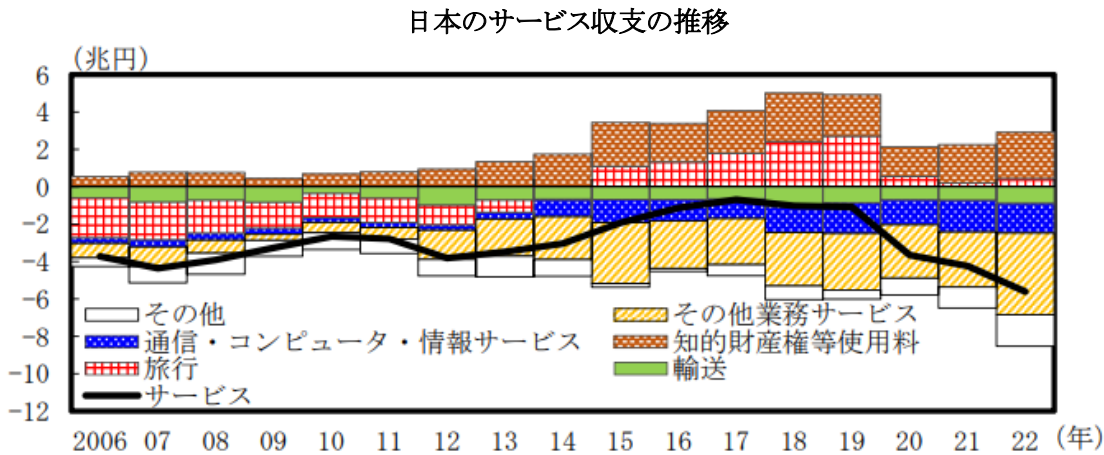
出典:ハローG 作成



日本からのサービス輸出額を産業別にみると、知的財産権等の使用料(Charges for the use of intellectual property n.i.e.)、運輸(Transport)、旅行(Travel)の3分野が大きいことがわかる。

この3分野の貿易収支は、近年大きな変化が見られなかったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、変化が表れている。

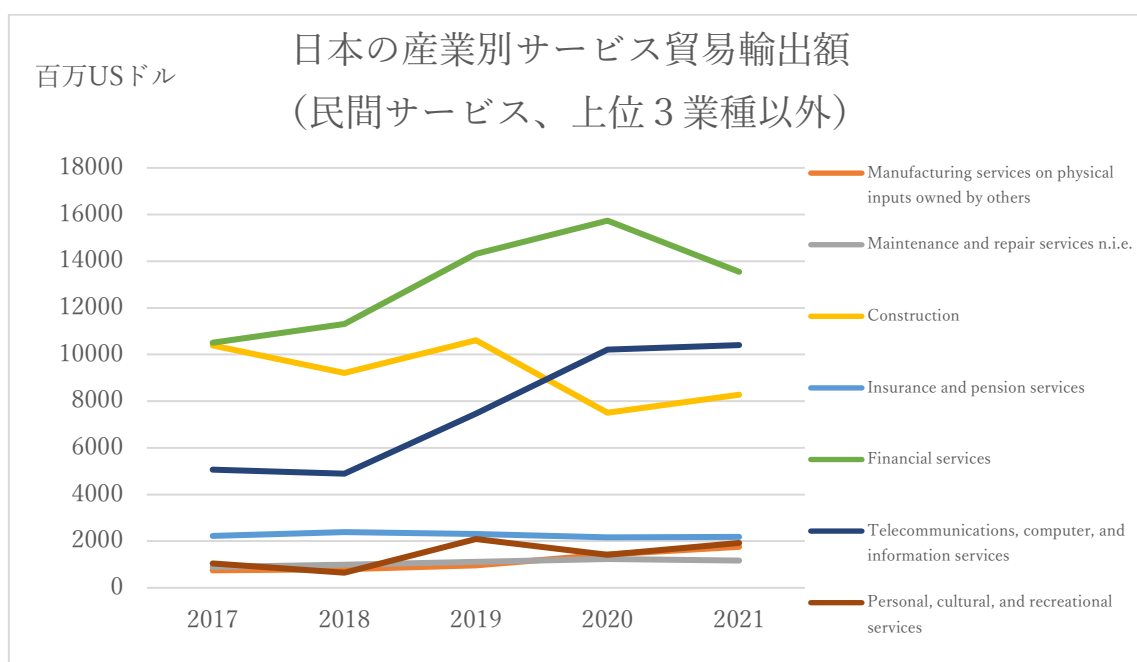
最も多いのが、知的財産権等の使用料(Charges for the use of intellectual property n.i.e.)である。2017年に417億6636万ドルであったが、2021年には481億5,342万ドルと5年間で15%以上の伸びを示している。内閣府「世界と日本のサービス輸出の動向」を見ても、日本の製造業のライセンス使用料がサービス貿易収支の中で最も黒字化に貢献している分野といえる。



金融業(銀行・証券・保険)については、2016 年の段階で、328 億 8,701 万ドル、2019 年には 442 億 425 万ドルまで成長している。その後、2020 年には、コロナ禍の影響もあり、109 億 1,660 万ドルと減少し、2021 年も 59 億 9578 万ドルと低迷している状況が見て取れる。同時期の訪日客の消費動向をみると、2016 年は、251 億 9,886 万ドル(3兆 7,476 億円)となっており、大きな割合を占めることがわかる。¹¹

コロナ禍で落ち込んだ旅行業であるが、2022 年以降は回復しつつあり、今後の需要の伸びには期待できる。

運輸業のサービス輸出額は、2020 年までは、徐々に減少し、コロナ禍で底を打ったが、2021 年以降は回復基調を示している。コロナ後の景気回復に加え、国際的に海運需要と運賃が上昇し、世界的に貨物輸送の名目の取引額が上昇したが、日本はコンテナ定期船事業をコロナ前に海外に移管した影響で恩恵を統計上は享受できなかったことなどが要因と考えられる。¹²



出典:ハローG 作成

日本のサービス貿易輸出額の上位3業種以外についても見てみると、2017 年で最も大きい割合の業種は、金融サービス業(Financial)である 2021 年までに伸び続けている。

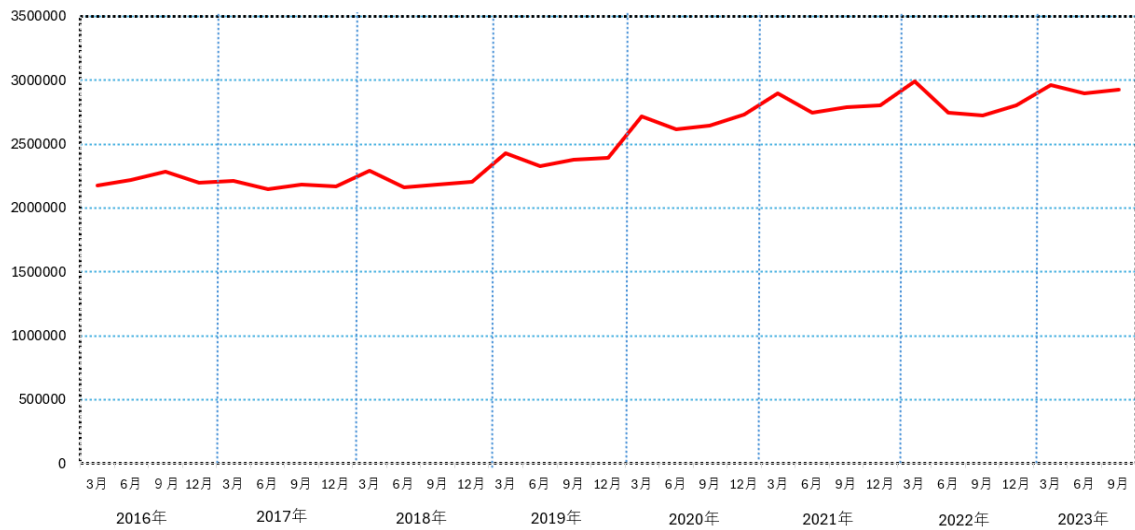
同時期のデータとして、「国際資金取引統計/邦銀/債権_合計/全通貨計」をみると右肩上がりに上昇している。国内景気の冷え込みによる融資事業の停滞、低金利政策の継続による利益率の低さも相まって、海外市場での収益に期待した邦銀などの動きが見て取れる。

¹¹ 観光省「訪日外国人消費動向調査 平成 28 年年間値 (確報)」

https://www.mlit.go.jp/kankocho/news02_000308.html

¹² 三菱 UFL リサーチ & コンサルティング「過去最大となった日本のサービス輸出」(2024 年 2 月 20 日) https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/02/report_240221_01.pdf

【国際資金取引統計/邦銀/債権合計/全通貨計】[単位:百万米ドル]



出典: 日本銀行「時系列統計データ」より、ハローG 作成 (<https://www.stat-search.boj.or.jp/>)

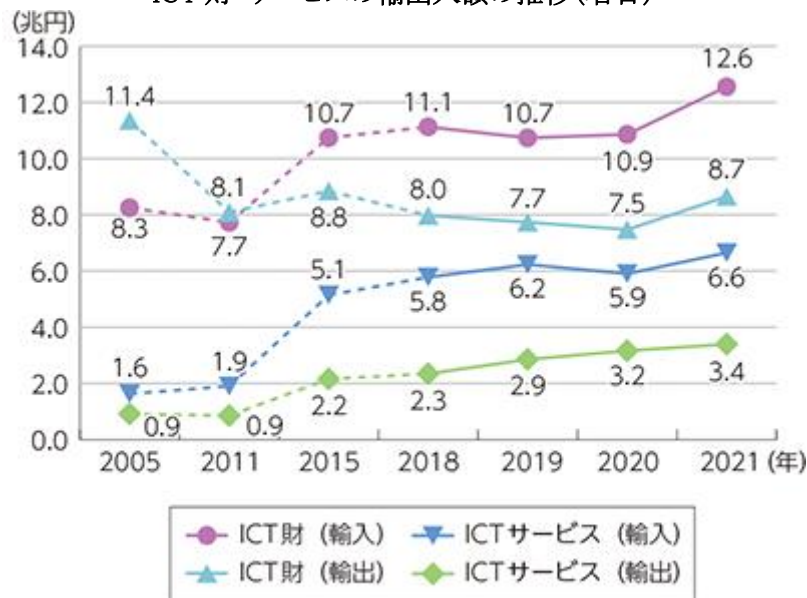
次いで、建設業(Construction)の103億9,531万ドルであるが、2021年までに82億8,289万ドルにまで減少している。2002年には2002年から2018年までの日本の建設業の海外進出状況を見ると、約2.1倍に伸びている。しかしながら、建設企業の上位250社に入っていた日本企業を見ると、2002年には18社であったのが、2018年には11社に減少している。堅調を維持する欧米諸国の企業や同時期に、売上合計が16倍以上になった中国はと比較すると緩やかな成長であるといえる。今後、日本の建設業の海外展開も進むと予想されるが、世界的なプレゼンスが低下する可能性は否定できない。¹³

また、ICT分野(Telecommunications, computer, and information services)についても大きな伸びがみられる。

総務省の「情報通信白書」によれば、2021年の財・サービスの輸出入額(名目値)のうちICT財・サービスをみると、輸出額は12兆円(全輸出額の13.2%)となっている。ICT財・サービスの輸出入額の推移をみると、ICTサービスについては、2005年から一貫して輸入超過となっている。他方、ICT財については、2005年時点では輸出超過であったものの、その後の輸出の減少と輸入の増加に伴い、近時は輸入超過の傾向が続いている。また、ICT財・サービスの輸出額と輸入額のいずれにおいても、ICT財が7割近くを占めている。

¹³ 建設経済研究所「建設経済レポート No.72」(2020年4月) https://www.rice.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/4.1_%E5%BB%BA%E8%A8%AD%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%81%AE%E6%B5%B7%E5%A4%96%E5%B1%95%E9%96%8B%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf

ICT 財・サービスの輸出入額の推移(名目)



※ 2005年～2018年の推移は期間に開きがあるため、破線で示している。

出典:総務省「令和5年度 情報通信白書」

(<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/html/nd241400.html#:~:text=4%20ICT%E5%88%86%E9%87%8E%E3%81%AE%E8%BC%B8%E5%87%BA,%EF%BC%85%EF%BC%89%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E3%80%82>)

このようにみると、金融分野(銀行、証券など)は、伸び率が高く、今後の伸びに期待が持てる。

ICT 分野、輸入超過ではあるものの、昨今の仮想通貨、生成 AI、SNS、メタバースなど著しい技術革新や新サービスの登場などによる世界的な市場の伸びがみられ、今後も量子コンピューティングなどの実用化によるサービス分野の拡大が見込まれるため、日本からのサービス輸出について長期的にも成長が見込まれる。

ただし、金融分野の国際展開については、2000 年代より、欧米諸国の金融機関の後塵を拝していることが指摘され、¹⁴ICT 分野についても、GAFA などの米国大手企業、AI 分野では中国、台湾も含めて日本より発展した技術レベルを有しており、グローバルレベルでのプレゼンスは高くない。

¹⁵

一方、製造業に関わる分野である委託加工サービス(Manufacturing services on physical inputs owned by others)、保守・修理サービス等(Maintenance and repair services n.i.e.)についても成長がみられる。製品が複雑化し、EMS サービス、OEM サービスに加え、設計製造を含めた ODM など設計、製造のグローバル化が進む中、委託加工サービスの伸びは期待できる。¹⁶

また、保守・修理サービスについては、現地に赴いての保守・修理サービスに加えて、リモートによる点検なども含めて、需要の伸びが期待できる分野といえる。

¹⁴ 日本金融学会「日本金融市場の競争力強化に向けて」(2023 年 9 月 30 日)

https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/affiliate/kintyo/kintyo_2023_3_1.pdf

¹⁵ 総務省「令和 5 年版 情報通信白書」

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r05/pdf/n510000f.pdf>

¹⁶ 三菱 UFL リサーチ & コンサルティング「過去最大となった日本のサービス輸出」(2024 年 2 月 20 日) https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2024/02/report_240221_01.pdf

2) 有望市場の障壁の調査

本調査において調査対象となる障壁は、SDR 規律によって改善されうる行政手続、申請手続となる。そのため、有望市場の中でも、SDR 参加国・地域であり、行政手続の不透明さなどがみられる国・地域を特定することが必要となる。

最終的には、SDR 規律の裨益を受けられる可能性のある6～8カ国・地域程度を有望国・地域として特定することになる。併せて、日本企業の海外進出が期待されるサービス分野、国や地域を特定する。

以下、調査手順、結果について説明する。

① ヒアリング調査対象国・地域の選定

本調査のヒアリング対象国は、以下のステップ①～ステップ⑤までのプロセスを経て決定した。

ステップ① サービス貿易輸出額、SDR 規律による裨益可能性

本調査の対象国・地域は、日本からのサービス貿易輸出額の上位 34 カ国・地域の中でも、SDR 規律が発効して裨益を得られる国・地域となるため、SDR 規律に参加している国・地域を対象とした。

一方で、SDR 規律の対象となる行政手続の透明性が高い欧米の先進国は対象外とした。

その結果、貿易上位国から順に、中国、シンガポール、タイ、香港、韓国、台湾、UAE、メキシコ、フィリピン、ブラジル、サウジアラビアの 11 カ国・地域が候補となった。

日本からのサービス貿易輸出額の上位 34 カ国

2021 年サービス 輸出額順位	国・地域	2021	有望市場 (欧米先進国以外の SDR 参加国)
1	United States	45,781.10	
2	United Kingdom	15,494.40	
3	China (People's Republic of)	14,897.70	1
4	Singapore	13,833.40	2
5	Thailand	6,527.90	3
6	Switzerland	6,485.60	
7	Hong Kong, China	5,013.70	4
8	Germany	4,910.20	
9	Korea	4,533.70	5
10	Chinese Taipei	3,546.30	6
11	France	2,658.90	
12	Netherlands	2,562.50	
13	Viet Nam	2,328.20	
14	Ireland	2,294.08	
15	India	2,271.70	
16	Indonesia	2,148.10	
17	Canada	1,991.00	
18	Cayman Islands	1,855.40	
19	United Arab Emirates	1,690.00	7
20	Malaysia	1,560.40	
21	Belgium	1,433.90	
22	Australia	1,333.60	
23	Mexico	1,326.30	8
24	Philippines	1,026.40	9

25	Luxembourg	686.20	
26	Brazil	522.60	10
27	Italy	508.80	
28	Russia	508.50	
29	Sweden	490.80	
30	Spain	459.50	
31	South Africa	287.90	
32	New Zealand	276.70	
33	Saudi Arabia	199.10	11
34	Iran	7.00	

※数値は Reported value including estimates を採用

出典:OECD「Balanced Trade in Services Datasets (BaTiS)」より、ハローG 作成

ステップ② 日本企業進出数の推移

本調査では、サービス貿易輸出国の中でも、海外に進出した日本企業が上げる収益の形態である第3モードが対象となる。

第3モードの場合、現地の外資規制、貿易関連投資措置、補助金、環境規制や安全対策、知的財産権保護法制、業界別のルールなどの法的枠組みの他、商慣習なども含めて、多くの参入障壁が存在する。

SDR 規律の適用範囲となる行政手続、各種申請なども参入障壁となりうるため、各国に進出した企業の数が多ければ、それだけ大きな影響を受けることになる。(※すなわち、SDR 規律の裨益を受ける日本企業の母数が多い国といえる)

下記の表では、ステップ①で抽出した 11 カ国・地域における日本企業の進出数である。

候補 11 カ国・地域への日本企業進出状況（「順位」は 2022 年の企業数）

上記、11 カ国・地域		2021 年貿易量	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	順位
1	China (People's Republic of)	14,897.70	30,971	32,342	32,800	30,454	30,728	1
2	Singapore	13,833.40	1,199	1,251	966	882	1,084	6
3	Thailand	6,527.90	3,925	—	5,856	5,856	5,856	2
4	Hong Kong, China	5,013.70	1,378	545	541	593	596	9
5	Korea	4,533.70	945	915	931	754	809	7
6	Chinese Taipei	3,546.30	1,179	1,259	1,284	1,310	1,502	3
7	United Arab Emirates	1,690.00	337	347	339	331	346	10
8	Mexico	1,326.30	1,182	1,299	1,300	1,272	1,312	5
9	Philippines	1,026.40	1,502	1,469	1,418	1,377	1,434	4
10	Brazil	522.60	707	654	648	649	682	8
11	Saudi Arabia	199.10	115	113	113	108	110	11

上位8位までを黄色でハイライト

出典:ハローG 作成

ステップ①で、選定した有望国に進出している日本企業の事業所数を見ると、中国が最も多い。ここ数年、進出している日本企業の事業所数は3万を超えるなど桁違いの数であることがわかる。

次に、日本企業が多い国は、5,000 以上の事業所があるタイである。

2022 年に、1,500 社を超えた台湾が 3 位である。日本の事業所数も徐々に増加しつつある。

次いで、日本からの距離が比較的近いフィリピンが日本企業の進出数で4位となっている。

日本からのサービス貿易輸出が 8 位のメキシコは、日本企業の進出数は5位である。メキシコは USMCA 締約国であり、同協定の前身である NAFTA 時代から、米国市場への輸出を目的とした日本の自動車関連産業が多く進出していたこともあり、製造業の割合高い。

シンガポールが 6 位、韓国が 7 位、ブラジルが 8 位となっている。

その他、9 位の香港は、2018 年には 1,000 社を超えていたが、民主化運動が活発化した 2019 年を境に進出している日本企業の数が 600 社を割り込んでいる。

参考データ: サービス業の進出数 (GATS 約束表の対象)

No	国・地域	2019 年	2020 年	2021 年	平均*
1)	中国	4,090	4,164	3,578	4,164
2)	タイ	0	3,409	3,409	3,409
3)	台湾	645	726	747	726
4)	フィリピン	708	659	725	659
5)	メキシコ	588	594	567	594
6)	シンガポール	873	294	201	584
7)	香港	509	503	549	503
8)	韓国	434	449	335	449
9)	ブラジル	307	319	332	319
10)	UAE	204	211	206	211
11)	サウジアラビア	61	62	59	62
	合計	8,419	11,390	10,708	11,680

* タイは、2020 年、2021 年の平均、シンガポールは、2019 年、2020 年の平均

出典: ハローG 作成

結論として、日本企業の進出数から判断すると、中国、タイ、台湾、フィリピン、メキシコ、シンガポール、韓国、ブラジルなどが対象国として候補として挙げた。

ステップ③ 腐敗度指数

上記の 11 カ国・地域の中でも、行政手続の不備や不透明さは異なる。さらに対象国・地域を絞り込むため、客観的な指標として「腐敗認識指数」を利用した。

腐敗度指数(上位 60)¹⁷

順位	国名	単位：pts	順位	国名	単位：pts
1	デンマーク	90	30	カーボヴェルデ	64
2	フィンランド	87	32	韓国	63
3	ニュージーランド	85	33	イスラエル	62
4	ノルウェー	84	34	リトアニア	61
5	シンガポール	83	34	ポルトガル	61
6	スウェーデン	82	36	ラトビア	60
6	スイス	82	36	スペイン	60
8	オランダ	79	36	セントビンセント・グレナディーン	60
9	ドイツ	78	39	ボツワナ	59
9	ルクセンブルク	78	40	カタール	58
11	アイルランド	77	41	チェコ	57
12	カナダ	76	42	ドミニカ	56
12	エストニア	76	42	イタリア	56
14	オーストラリア	75	42	スロベニア	56
14	香港	75	45	コスタリカ	55
16	ベルギー	73	45	セントルシア	55
16	日本	73	47	ポーランド	54
16	ウルグアイ	73	47	スロバキア	54
19	アイスランド	72	49	キプロス	53
20	オーストリア	71	49	ジョージア（グルジア）	53
20	フランス	71	49	グレナダ	53
20	セーシェル	71	49	ルワンダ	53
20	イギリス	71	53	フィジー	52
24	バルバドス	69	53	サウジアラビア	52
24	米国	69	55	マルタ	51
26	ブータン	68	55	モーリシャス	51
26	アラブ首長国連邦	68	57	クロアチア	50
28	台湾	67	57	マレーシア	50
29	チリ	66	59	ギリシャ	49
30	パハマ	64	59	ナミビア	49

単位は pts。スコアは 0pts から 100pts で評価され点数が高い方が汚職が少ない。
Transparency International が調査・公表している腐敗認識指数(Corruption Perceptions Index - CPI)。
政府・政治家・公務員などの公的分野での腐敗度を 10～11 機関が調査した 12～13 種類の調査報告に基づいてスコア化し評価している。

出典:腐敗認識指数 国別ランキング・推移(2023 年版)などの資料を基にハローG 作成

※ステップ①で挙げた 11 の国・地域で上記以外は、サウジアラビア(53 位/52pts)、中国(76 位/42pts)、ブラジル(104 位/36pts)、タイ(108 位/35pts)、フィリピン(115 位/34pts)、メキシコ(126 位/31pts)となっている。

¹⁷ 「腐敗認識指数 国別ランキング・推移(2023 年版)」<https://www.globalnote.jp/post-3913.html>
Transparency International “CORRUPTION PERCEPTIONS INDEX”
https://www.transparency.org/en/cpi/2023?gclid=EAIaIQobChMIr_K0oI-MhAMV9VkpAh340AAcEAAYASAAEgLc2vD_BwE&gad_source=1

腐敗度指数の上位を見ると、欧米の先進国が中心であるが、ステップ①で挙げた 11 の国・地域についてみると、5位のシンガポール、14 位の香港は 16 位の日本よりも透明度が高いため、調査対象外とした。

一方で、50 位以降の中国、ブラジル、タイ、フィリピン、メキシコの5カ国は SDR 規律の発効により、日本のサービス業が裨益を受ける可能性が高い行政手続に不備、不十分さ、不透明さなどがある国と想定した。

ステップ④ JETRO へのヒアリング、各国の規制に関するレポートの文献調査

ステップ③と並行して、JETRO の各国専門スタッフからのヒアリングを実施した。

併せて、JETRO の刊行するレポート・調査結果、各国にある日本の商工会議所等が刊行する報告書やアンケート調査の結果などを調査した。

その結果を以下、地域別に説明する。

◆東アジア

腐敗度指数でランキング上位の香港と中国を比較すると、中国では人治主義・コネクションなどが行政手続の円滑化に若干の影響を及ぼすこと、必要な資料などがホームページ上で公開されていないことなどが問題点として挙げた。

台湾については比較的スムーズに手続が進み、事業者に対する事前聴取など日本の申請手続などと似た点も存在する。

韓国の場合、汚職や腐敗に対する罰則が厳格なことも影響し、申請などの手続の不透明さとして問題になることは少ない。

◆東南アジア

タイは、東南アジアの中でも行政手続の処理、情報公開、手続の煩雑さなどの問題点が指摘されている。

フィリピンは、製造業やITについてはワン・ストップで行政手続が進むような枠組みが整えられている一方で、小売り、外食などの分野では行政手続の整備が進んでいない。

シンガポールは、腐敗度ランキング5位であり、電子申請が完備されるなど日本よりもはるかに効率的で、円滑に行政手続、申請などが行われている。

◆中東

UAE は、電子申請が英語で行えるなど行政手続は、透明度が高く、スムーズに進むようになっている。

サウジアラビアも大きな問題はないが、手続の円滑化は UAE よりも遅れている。また、一部の事業について許可の遅れ、却下された理由が示されないなどの問題も見られる。

◆中南米

ブラジルは、電子申請などは進んでいるものの、建前と実情が異なっており、具体的な手続として示された方法自体に矛盾があるケースもよく見られる。また、州法の手続、連邦の手続などで矛盾した内容が示されることもある。手続自体も複雑で専門のコンサルタントなどが介在しないとライセンスや許認可の申請手続には対応できない部分もある。

メキシコは、USMCA を通じてアメリカ、カナダとの経済的つながりが強く、進出した北米企業からの申請手続なども数多く行われている。しかし、ブラジルと同様に、ラテンアメリカ圏の法文化、行政慣行が根底にある。中南米の中では比較的行政手続に不透明さや不備は少ないものの、問題点は多いといわれている。

ステップ⑤ 最終的なヒアリングの候補国

ステップ①～④の結果、有望国 11 カ国・地域について、サービス貿易輸出額、日本企業の進出

状況、腐敗度指数、JETRO でのヒアリング内容について取りまとめたところ、下記のような表となった。

ヒアリング候補国・地域の検討表

国・地域	貿易量	企業数	腐敗度	JETRO ヒアリング	対象
中国	1位	1位	76 位	やや問題あり	◎
シンガポール	2位	6位	5位	問題なし	×
タイ	3位	2位	108 位	問題が多い	◎
香港	4位	9位	14 位	問題なし	×
韓国	5位	7位	32 位	問題少ない	△
台湾	6位	3位	28 位	問題少ない	×
UAE	7位	10 位	26 位	問題少ない	×
メキシコ	8位	5位	126 位	問題あり	○
フィリピン	9位	4位	115 位	問題あり	○
ブラジル	10 位	8位	104 位	問題が多い	◎
サウジアラビア	11 位	11 位	53 位	やや問題あり	△

※腐敗度指数は、透明度の高い国からの順位で、低い方が腐敗度は高い。

※上位8カ国・地域をマーキング。上位4位はオレンジ色、その他は黄色。

JETRO ヒアリングは、問題あり、問題が多いはオレンジ、やや問題ありは黄色でマーキング。

出典：ハローG 作成

特に、本調査では、国内の行政手続、申請手続などの問題点をヒアリングするという観点から、腐敗度指数が 16 位の日本よりも低い国・地域、JETRO の専門家からのヒアリングでのコメントなどを重視した。

◆重要国（ヒアリング対象の第一候補国）と選定理由

上記のプロセスを経て、調査対象国の第一候補として以下の5カ国・地域を選定した。

- ① 中国（東アジア）：日本のサービス貿易輸出額、進出している日本企業数が最も多い。腐敗度指数は 76 位である。進出企業数が、3万以上と圧倒的に多く、SDR の裨益を受ける企業数も多い。
- ② タイ（東南アジア）：日本のサービス貿易輸出額が3位、進出日本企業数が2位であり、腐敗度指数のスコアも 108 位と悪く、更に JETRO へのヒアリングでも ASEAN 諸国内でも国内制度に多くの問題を抱えているとのコメントがあった。
- ③ フィリピン（東南アジア）：日本からの進出企業数は4位、腐敗度指数のスコアも 115 位と低く、JETRO からのヒアリングで、国内制度にも問題ありとのコメントがあった。
- ④ メキシコ（中南米）：日本企業の進出数5位。腐敗度指数のスコアが 126 位と最も低く、JETRO からのヒアリングでも国内制度に問題があるとのコメントがあった。
- ⑤ ブラジル（中南米）：貿易量、進出企業数は少ないものの、腐敗度指数も 104 位と評価が低く、JETRO からのヒアリングでも、国内の制度に非常に多くの問題がある国との指摘があった。

◆地域的な配慮

上記5カ国の中には、中東地域が含まれていないため、UAE、サウジアラビアをヒアリングの対象として検討することとした。ヒアリングの中で判明したが、比較的透明度の高い UAE についても海外資本の流入に積極的なドバイと他の首長国では、行政手続のワン・ストップ化、手続に若干の違いがあり、さらにはサウジアラビアに至っては外国人の就業、手続上の問題点などの可能性があるとのコメントも聞かれた。このため、UAE とサウジアラビアにおける行政手続の円滑さの度合いなどを比較検討する上でも2カ国を加えるに至った。

イスラム系の法文化、行政文化などの影響を検討することもあり、外食に係るハラール、アルコールの取り扱い(外食産業)の他、SDR 規律の項目である「措置の策定」(=サービス提供の措置について男女の平等を確保する。)について、女性が就けない職業、取得できない資格(士業など)などについて検討することも対象とした理由である。

◆香港

香港も調査対象として選定することとした。近年、日系企業の数が増加している点、中国においては特定の業種についてはセキュリティの問題から、インタビューが難しい点を踏まえて、特定業種でのみ対象とした。ヒアリングでは、中国との行政手続の違い、比較もポイントの一つとした。

◆最終的なヒアリング対象国・地域

最終的には、以下の7カ国・地域(香港も含む)と8カ国・地域)をインタビュー対象とした。

東アジア	: 中国(香港)
東南アジア	: タイ、フィリピン
中南米	: ブラジル、メキシコ
中東	: UAE、サウジアラビア

②各国・地域におけるヒアリング対象企業数、対象業種の決定

本調査で、ヒアリング対象となる企業は、SDR 参加国・地域の中で自由化がなされている分野の業種から選択した。SDR 規律の対象となる業種は、国・地域によって異なり、各国・地域の GATS 約束表に含まれる分野となる。この中でも、特に、第3モードの自由化分野から対象となる業種を選定することが必要となる。その他、前述した進出企業数なども勘案して、各国・地域でヒアリング対象となる企業数や業種の候補を決定する。

ステップ① GATS における各国の自由化約束表

本調査における自由化は、GATS 上の約束表に掲載されたマーケットアクセス、内国民待遇で無制限、もしくは何らかの条件付きであるが、外国企業の事業が認められた分野である。

一方で、WTO 協定上の裨益を受けない業種も当該国で事業を実施している点には留意が必要である。(例えば、フィリピンにあるユニクロなどの小売店は、マニラ市内のモール・オブ・アジアなどに存在する)。すなわち、約束表で「自由化」に該当しない場合であっても、外国企業の参入が禁止された分野(軍事分野などの参入禁止業種)とは明らかに異なる。

産業分野の決定(約束表における自由化の状況、各国・地域企業候補リスト)

サービスセクター分類		中国	シンガポール	タイ	香港	韓国	台湾	UAE	メキシコ	フィリピン	ブラジル	サウジアラビア
1. 実務サービス	A.自由業	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	B.コンピュータ関連	○	○	○	○	○	○	○	○			○
	C.研究開発					○	○	○	○			○
	D.不動産	○			○		○					○
	E.レンタル/リース			○	○	○	○		○	○		○
	F.その他	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
2. 通信サービス	A.郵便											
	B.クーリエ	○			○		○	○	○	○	○	○
	C.電気通信	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	D.音響映像		○	○	○	○	○		○			○
	E.その他											
3. 建設・エンジニアリング	A.ビル建築	○	○	○		○	○	○	○		○	○
	B.土木建設	○	○	○		○	○	○	○		○	○
	C.設置、組立	○	○	○		○	○	○			○	○
	D.仕上り作業	○	○		○	○	○	○	○			○
	E.その他	○	○		○	○	○		○		○	○
4. 流通サービス	A.問屋	○		○		○	○					
	B.卸売	○				○	○		○		○	○
	C.小売り	○			○	○	○		○		○	○
	D.フランチャイズ	○				○	○				○	○
	E.その他											
5. 教育サービス	A.初等教育	○		○					○			○
	B.中等教育	○					○		○			○
	C.高等教育	○					○		○			○
	D.成人教育	○		○			○					○
	E.その他	○					○		○			○
6. 環境サービス	A.汚水処理	○		○		○	○	○				○
	B.廃棄物処理	○		○		○	○	○				○
	C.公衆衛生			○			○	○				○
	D.その他	○		○		○	○	○				○
7. 金融サービス	A.保険関連	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	B.銀行及びその他金融	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	C.その他								○			
8. 健康関連・社会事業サービス	A.病院						○		○			○
	B.人間健康関連								○			○
	C.社会事業											
	D.その他						○					
9. 観光・旅行関連サービス	A.ホテル・飲食店	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	B.旅行業	○	○	○	○	○	○		○	○		
	C.旅行ガイド		○			○	○	○	○			○
	D.その他			○								
10. 娯楽、文化、スポーツサービス	A.興行						○					○
	B.通信社											
	C.図書館、博物館等		○		○							
	D.スポーツ等	○		○								
	E.その他											
11. 運送サービス	A.海上運送	○	○	○	○	○				○		○
	B.内陸運送	○			○	○						
	C.航空運送	○		○		○	○		○	○		○
	D.宇宙運送											
	E.鉄道運送	○		○			○			○	○	
	F.道路運送	○		○		○	○		○	○	○	
	G.パイプライン輸送										○	○
	H.運送補助	○		○	○	○	○			○	○	○
	I.その他					○	○		○			
12. その他サービス									○			

出典:ハローG 作成

各国・地域の自由化業種・セクター数

	中国	シンガポール	タイ	香港	韓国	台湾	UAE	メキシコ	フィリピン	ブラジル	サウジアラビア
自由化している業種数	34	17	27	19	30	39	16	30	12	17	36

出典:ハローG 作成

上記は、SDR 規律の対象となる GATS 上で自由化が約束されている業種・セクターを示した約束表である。約束表の中で、今回のインタビュー対象となっている国や地域の状況を見る。

まず、中国は 37 分野と幅広い分野で市場開放がなされている。映像、エンターテインメント、病院などの社会事業など社会基盤や文化に係る業種の開放は進んでいないものの、その他の領域については、外資系企業にもかなりの門戸を開いている状況である。

次いで、メキシコは、30 分野と幅広い分野で自由化が進んでいるが、エンターテインメントやスポーツ分野、環境分野は解放されていない。

タイは 27 分野が自由化されている。社会事業、エンターテインメントの他、流通・小売業の自由化が進んでいない。

ブラジルは 17 分野が自由化されている。教育、環境、社会事業、観光、エンターテインメント関連での自由化が進んでいない。

フィリピンは、12 分野の自由化しか進んでいない。レンタル・リース、電気通信、金融・保険、観光、物流の分野が WTO 協定上の約束表にある。

UAE は、16 分野が自由化されている。卸売・小売、教育、エンターテインメント、物流の分野は全く自由化されていない。

サウジアラビアは、36 分野と最も多くの分野が自由化されている。外資系企業の誘致に積極的な姿勢がみられる。

ステップ② 対象候補7カ国・地域の業種別日本企業の進出数

対象国・地域のサービス業の自由化(約束表)の状況を見た上で、各国に進出している日本のサービス業の内訳をみて、対象業種決定の判断材料とした。

ステップ③ ヒアリング対象企業・業種の選定基準

上記の結果、ヒアリング対象国・地域におけるヒアリング対象企業について、以下のような指針とした。なお、各国・地域では可能な限り、別業種とする。

また、GATS、SDR 規律などで特別な枠組みで自由化の約束をしている情報通信産業、金融業については今回の対象から除外することとする。

情報通信業は、世界標準的な技術スタンダードが確立している点、金融業についてもグローバル市場の動向と切り離せない点などが、各国のローカルルールの影響を受ける度合いが低いことも対象外となる理由である。

・中国(香港)

進出企業数が多い中国は、自由化されている分野も多い。ヒアリングには香港も含め、実務サービス、建築、環境、小売、外食、観光、物流などの業種から4～5件程度とする。

・タイ

日本企業の進出数が2番目に多いタイは、実務サービス、外食、小売、環境、環境、物流などの業種から3～4程度を選定する。

・フィリピン

日本企業の進出数が多い一方で、GATS 上自由化されているサービス分野が少ないフィリピンは、観光、外食、物流などの業種から1～2社程度を選定する。

・メキシコ

自由化されている分野が多いメキシコは、実務サービス、小売、外食、観光などの業種から1～2社程度を選定とする。

・ブラジル

自由化されている分野、進出している日本企業の数やや少ないブラジルは、実務サービス、外食、小売、物流などの業種から1～2社程度を選定する。

・サウジアラビア、UAE

日本企業の数少ないが自由化が進んでいるサウジアラビア、自由化されている分野が限定されているUAEについては、両国合わせて1～2社程度を選定する。

3) SDR 規律の発効によるメリットの分析

本章では、SDR 規律の有効性、課題などを分析し、日本国に裨益する可能性について検討する。具体的には、SDR 規律に対する期待度、各項目に対する評価、国・地域別の状況などの状況を見極めつつ、SDR 規律の対象外となっていた事実についても考慮する。

① SDR 規律に対する期待度

インタビュー調査の中で、SDR 規律が、進出国・地域において有益であるか、必要とされるかについて、5段階評価で確認したところ、以下のような結果となった。

SDR 規律に対する期待度(各国別)

	回答1	回答2	回答3	回答4	回答5	合計点数	平均点数	SDR規律への期待度に関するコメント	腐敗度
中国	3	5	5	3		16	4	業種により異なるが、行政手続きに何らかの問題は感じている。SDR規律に対する期待度はやや高めである。	65
香港	1	3				4	2	現状、SDR規律は不要だが、将来の政策に不安感から若干の必要性は感じられる。	12
タイ	2.5	3	5	2	5	17.5	3.5	SDR規律に対する期待度は高い。ただし、タイの慣習に慣れている場合にはそこまでの必要性を感じていない。	101
フィリピン	5					5	5	行政手続きに不都合があるため、SDR規律に対する期待度は高い。	116
メキシコ	4	4				8	4	行政手続きの運用面に課題がある。SDR規律は必要とされている。	128
ブラジル	4	5				9	4.5	連邦、州、市などに分かれた複雑な手続きがあり、SDR規律に対する期待度は高い。	94
UAE	1	3				4	2	ドバイではSDR規律の必要性はないが、他の首長国に進出する場合には若干のメリットがある。	27
サウジアラビア	1					1	1	電子化が進んでおり、申請手続きはスムーズである。SDR規律への期待度は低い	54

※複数回答

出典:ハローG 作成

全体として、行政手続の電子化が進んでおらず、窓口が複数あり、人手を介する国や地域で、SDR 規律に対する期待度が高いといえる。また、腐敗度指数のランキング下位の汚職が多い国や地域では SDR 規律に対する期待度が高い傾向がある。また、電子化が不十分なことも SDR 規律に対する期待度につながっている。

各国・地域の状況について見ると、まず、東アジアの中国は、電子化などが進んでいる一方で、業種や業務によってはライセンスの取得が難しく、更には地方と都市部で申請プロセスに違いがあるなど課題も多いため、SDR 規律に対する期待度は高い。香港との比較では顕著に課題が現れた。

東南アジアのタイは、手続の電子化があまり進んでおらず、基本的に文書とサインが必要になる。この文化に慣れた企業以外は手続に困難さが伴うため、日本企業進出増加のために、SDR 規律に期待するコメントが聞かれた。手続の運用が複雑なフィリピンも SDR 規律に対する期待度は高い。

中南米のメキシコは、行政手続の遅れ、対応の悪さなどもあり、SDR 規律に期待するコメントが得られた。ブラジルは、行政専門の仲介業者が存在するなど行政手続の窓口、手続の複雑さ、プロセスの不透明さなど非常に問題が多い。SDR 規律に対する期待度は高い。

中東の UAE、サウジアラビアは電子化が進んでいることもあり、SDR 規律に対する期待度は高くない。

② SDR 項目別の分析

次に、SDR 規律の各項目について比較検討する。ヒアリングの際に、各社に SDR 規律の各項目の状況について、○、△、×の3段階での評価してもらい、更に個々の状況について説明したコメントを取りまとめた。

※期待度の数値や○×はあくまで各社の主観である。○2 △1 ×0 で集計し、得点化している。

全体的にみると、申請の機会は基本的に問題ないといえる。また、男女平等の確保を謳っている措置の発展についてもほとんど問題視されていない。手数料の透明性、料金の妥当性についても評価は良い。

逆に、最も評価が低いのは、タイムフレームの提示である。もそも申請から許認等可が出されるまでの標準処理期間が提示されていないケースもあるが、むしろ、申請に係る標準処理時間は示されているものの、申請から許認可を得るまでに予定していたスケジュールより遅れる問題が深刻である。

申請窓口についても評価が低い。事業を開始するに際して、ワン・ストップ化が進んでおらず、複数の部署に対して個別の申請を行わなくてはならない点の煩わしさ、複雑さが課題として挙がっていた。

電子化は進んでいるものの、審査に必要な書類の原本の提出が必要、更にはサインや捺印などが求められるなど中途半端な電子化の弊害が見られた。また、パブリックコメントの有無については、そもそも意見を述べる場所がない国や地域もあるが、意見聴取をしてもそれが取り上げられないなどの課題があった。決定した法律を早めに通知して、迅速に従わせたい政府の意向など政策的な意図が感じられるコメントも聞かれた。

以下、各項目についての評価を掲載する。

●申請書の提出

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●				●	●							●				4
△			●				●		●						●	●	5
×		●		●				●		●	●	●		●			7
合計																	16

申請書の提出については、13点と低い評価にとどまっている。特に、連邦、州、市に対して、個々に申請を行う必要があるブラジルは、ワン・ストップ化にほど遠い状況であり、低い評価となっている。

規律の内容	コメント
●申請書の提出 2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	建築:窓口は統一されている。 物流:縦割り行政の弊害がある。例えば、資本構成を変える際、外資系企業を司る窓口(委員会)や、税務を担当する窓口(委員会)、登記変更の窓口(役所等)などにそれぞれに対応しなくてはならない。また、必要なライセンスの数も多いため、手続は複雑である。(外国企業への差別的な扱いはない) 旅行:ライセンス更新に際し、旅游局と工商局など幾つかの役所で手続する必要がある。局ごとに申請書を準備しなくてはならない。かつては窓口で対応の違いなどあったが、オンライン化で円滑化されている。 旅行:アウトバウンドの申請は滞っているが、地方で申請しても、中央政府の許可が必要などと言われる状況である。申請に際しての責任の所在がわからない。 小売:電子申請が進んでおり、オンラインで申請を進められる。しかし、上海の方がデジタル化は進んでいる。成都是古い慣習が残っているため、2つ以上の窓口を回らなくてはいけなかったり、窓口申請者本人が足を運ばなければならなかったりする。しかし、2019年ごろと比べると状況は改善している。 物流:問題ない 小売:窓口は統一されている。 外食:ワン・ストップ・サービスはなく、各担当の窓口に行く必要がある。3～4つの窓口を回らなくてはならない。 専門:複数の部署を回る必要がある。タイに進出するには、「1. 民間法人会社の設立」「2. BOI(Board of Investment:タイ投資委員会)の認可を受け進出」「3. 駐在員事務所として拠点を設置(売り上げは立てられない)」という3つの方法がある。1の場合は、法人税の登録番号取得(VAT登録)や、社会保険の番号取得などのため、それぞれ申請をしなくてはならない。2の場合、ワン・ストップ・サービス・センターが対応するため若干スムーズになる。 物流:ワン・ストップ化されていないことが多い。例えば、化学品の取扱いについての管理は非常に厳しく、税関局(Bureau of Customs:BOC)の他に、環境天然資源省(Department of

	Environment and Natural Resources : DENR)、保健省 (Department of Health)、フィリピン麻薬取締庁 (Philippine Drug Enforcement Agency : PDEA) などの異なる監督官庁に対して、個別の申請書を提出する必要がある。 年一回の更新が必要だが、昨年までは窓口の担当者に確認してもらい、必要な書類を揃えていたが、電子申請になり、担当者も慣れていないため、むしろ書類不足への対応などで時間がかかり、有効期限ぎりぎりになってしまうこともある。このように中央省庁は、オンライン申請化を推進しているが、過渡期でもあり十分に対応できていないことが多い。届出、更新手続などの制度が変わっているが、担当部門も追いつけない状況である。 ※PEZA はクリーンであるが、他機関では窓口が明確ではない、担当部局と面会できない等の事例があり、対応も遅い。 化学品については、税関や監督官庁より CAS No (成分ナンバー) の開示を求められることが多い。これは荷主側にとって技術情報 (機密情報) に相当するため、躊躇するが、輸入のために必要であるとして説得する。このようにトラブルに近いような例もみられる。ビジネス許可については、市などに提出すればよく、州などの担当に申請する必要はあまりない。 食品: 連邦、州、市のそれぞれに窓口がある。市のライセンスがベースとなるが、州の認可も取らないといけないケースがある。まれに連邦の許可も取得する必要がある。基本的にライセンスを取得するのは非常に困難で、コンサルタントを間に挟まなければ、たらい回しになって通常の数倍は時間がかかる。 物流: 事業所を開く時、倉庫や海上輸送について、州と市にそれぞれ申請が必要である。また、消防など窓口が複数設置されているものもある。場合によっては連邦にも届け出・申請などが必要となる。(複数部門への申請という点では日本や米国も同様だが、縦割り行政で横のつながりはない。) 専門: ほとんどワン・ストップで完結する。 旅行: 2つ以上の部署に分かれている。州、市への申請が必要である。運転免許を例にすると、州によっても書類で済むか、決議などが必要かなど条件が異なる。さらに金額も地域によって違ってくるなど状況は複雑である。さらには連邦もある。地元の人間だと個々の事情がわかり、知り合いもいるためやりやすい可能性はある。 外食: 完全なワン・ストップではない。営業許可の申請にあたっては、保健所で申請書を提出するが、行政庁にも同様の書類を提出する必要がある。許可書は保健所から発行される。 建設: ワン・ストップではなく、ライセンス取得に関係する機関は複数ある。 建設関係の許可・ライセンスを取得する際には、サウジアラビア総合投資庁 (SAGIA : The Saudi Arabian General Investment Authority)、商工会議所 (Chamber of commerce)、商工業省 (Ministry of Commerce and Industry ; MoCI) などに、個別登録する必要がある。また、設計業はサウジアラビア技術者会議 (SCE : Saudi Council of Engineers) への登録が別途必要となる。
--	--

●申請の機会

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	16
△																	0
×																	0
合計																	16

申請の機会について、問題視する企業はなかった。営業日であれば申請可能の状態にある。

規律の内容	コメント
●申請の日時 業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。	建築:問題なし 物流:問題なし。 旅行:問題なし 小売:オンラインでトの受付は、24 時間 365 日対応している。 物流:問題ない 小売:問題なし。 外食:申請は通年できる。 専門:申請は通年可能。ただし、タイは年末年始、旧正月、タイ正月と3回正月があり、職員が休むためここで申請すると時間がかかる点には留意する必要がある。この時期に無理に申請するとミスなども生じ、更なる遅れにつながる可能性がある。 物流:基本的には営業日は全て対応している。但し、急に休みになり、1日ぐらい業務が遅延することはある。 食品:年末年始などを除き、月曜から金曜の9時から18時であれば問題ない。 物流:オンライン化が進んでいるため、いつでも申請できる。 専門:問題ない。 旅行:問題ない 外食:特に問題はない 建設:特に規制はない。ほとんどすべてのプロセスが電子上で進むため、何時でも申請できる。ただし、署名登録の際は窓口に指定された日時に行く必要がある。この予約はオンラインシステム上で可能である。

●電子申請、原本の提出(複写の受け入れ)

●電子申請

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●				●	●					●	●			●	●	7
△		●	●	●					●				●				5
×							●	●		●				●			4
合計																	16

● 原本の提出

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●					●										●	3
△		●	●	●	●				●		●		●		●		8
×							●	●		●		●		●			5
合計																	16

電子申請については、一部の国では日本よりも先進的なシステムを活用している。ただし、レベル感には差があり、例えば、サウジアラビアについてはオンラインですべて完結する高レベルの申請システムを実現しているが、フィリピンなどでは裏側で人が処理するため、ミスや遅れなどが生じている。電子申請とは別に、書類を原本で提出する必要がある国としてタイ、中国などがある。これら中途半端な電子化を高次元のレベルに引き上げることも課題といえる。

規律の内容	コメント
● 電子申請、複写の受入 ・電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。 ・また、特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付ける（PDF などの可否も含める）。	電子申請 建築: 問題なし 物流: 電子申請は進んでいるが、申請手続きだけで、その先は紙がベースになる。 旅行: 申請は電子で受け付けても、その後の対応で窓口に行く必要がある。 小売: 行政手続の電子化自体は日本よりも進んでいる。 物流: 完全に電子対応している。 小売: 申請書類が必要で、電子化には対応していない。 外食: 基本的に電子申請はない。消費税や給与に関する申告は、今年から電子のみの対応となる。 専門: 電子化も進められているため、オンラインでの申請で完了するものも一部にはあるが、基本的に申請書類を窓口まで持って行く必要がある。サーバーの故障などが多発し、途中でエラー、リンク切れなどもよく起きる。BOI の手続は電子化が進んでいるが、一般的には普及していない。書類文化が前提であり、少しでもミスがあると申請のやり直しになる。慣れている会社は、失敗を前提に、いくつかのパターンを用意して間違いを指摘されたらすぐに代案を提出できるように準備しておく。 物流: 電子化を推進中であり、移行期のため、逆に遅延する場合がみられる。例えば、通関申請の際には、品物の種類を記載した書類 (Invoice/Packing List) をスキャンしてデータで送っているが、税関の担当者が紙でプリントアウトして確認するため、余計な時間がかかってしまっている。 このように中途半端な電子化であるため、かつてのマニュアル時の方が処理が早かった。 食品: 電子環境は整っている。担当者によって対応が変わることもある (理解が不十分な担当者が対応することもある)。 物流: 手続の電子化が進んでいる。 専門: 電子申請に対応している。しかし、書類については PDF の提出が許されない。 旅行: 電子化はほとんどされていない。 外食: 申請のシステム化、デジタル化が進んでいる。 建設: 電子化は非常に進んでいる。

	個人の携帯番号、指紋登録などと紐づいて国のシステム上で管理されているため、社員から申請が為された場合に、それを承認するか否かの確認メールが社長の携帯に届くシステムになっている。 ※また、企業の雇用契約なども政府の電子システムに登録されており、社会保険料などの情報も登録されている。その情報に基づいてビザが出るなど、シンプルな仕組みとなっている。 複写の受入 建築:問題なし 物流:多くの場合、原本や社印の捺印が必要になることが多い。 旅行:PDFではなく、原本が必要な書類もある。旅行業の許可証の原本を事務所に掲げている必要がある。更新の際に、毎回、フォーマットが変わる。当局は利便性向上のためと言っているが面倒である。 小売:原本主義ではなく、社判を捺せばコピーも実物と同じ効力を持つ。その一方で、日本以上に印鑑を重視する文化で、社判を求められるシーンが多い。また、社判の印鑑は政府指定の印鑑店のものを用意し、届け出を出す必要がある。一方、上海ではPDFでの書類送付ができる。 物流:紙での手続はほとんどないが、税務関係は紙が必要になる可能性がある。 小売:申請書類は基本的に紙であり、分厚い書類の各ページの下にパスポートと同じサインが必要であり、手続が煩わしい。 外食:書類には直筆サインが必要で枚数も多い。消防や衛生についての申請も書面のみでの対応となる。 専門:多くの場合、サインが印鑑(代表取締役の印鑑)の代わりになる。日本では実印が必要になるが、タイでは青いボールペンによる代表者のサインが必要になる。電子化されている部分もある。 物流:電子化しているものの、後にかなりの量の紙の書類が必要になり、更に認証(Certified)のサインなどを求められる。このように基本原本主義で、紙文化が継続している。 食品:デジタルデータに加え、印刷した資料にサイン認証をして持っておいた方がよい。担当部署によって、電子データが受け付けられないケースがある。また、担当者によって対応が変わることもある(理解が不十分な担当者が対応することもある)。信用できないため、原本があった方が望ましい。 物流:電子サインではなく原本が必要なシーンも多くある。 専門:書類についてはPDFでの提出が許されず、原本の複写が必要なケースもある。 旅行:公的な書類は、弁護士を通じて、印鑑なども必要。メールでの提出は許されないことが一般的である。 外食:関連サイトから紙の申請書ではなくシステムでの申請がほとんどであるが、最終的には、役所に出頭して、関係者全員のサインを管理官の前で行う必要があるなど、旧態とした部分も未だに残っている。 建設:商工会議所の登録と銀行の手続は原本が必要だが、それ
--	---

	以外では原本主義ではない。登記簿なども電子対応であり、電子で完結する。
--	-------------------------------------

●タイムフレームの提示

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○			●		●	●									●		4
△								●	●				●	●			4
×	●	●		●			●			●	●	●				●	8
合計																	16

タイムフレームの提示については、サウジアラビアのように電子化が進んでおり、示す必要がない場合もあれば、フィリピン、タイのようにスケジュールが守られないことを問題視するケースもある。ブラジルの場合は、仲介業者がいないと成り立たないほど申請手続が複雑であり、これらの業者の経験則に基づいたスケジュール感となる特殊な事情があり、不透明である。中国の場合、北京や上海などの都心部と地方でプロセスが異なることも問題となっている。また、中国人のアウトバウンドのライセンスは申請して何年たっても許可されない状況が続いている。

規律の内容	コメント
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請にかかる時間)を提供する(※)。	建築:各地方政府でバラバラの施工許可の申請作業の業務フローを全国統一にして欲しい。地方により各種要求・指導が行われ、工事スケジュール、工事費に影響が出ている。 物流:タイムフレームは示されない。申請によって「早ければ3か月、長ければ1年」と曖昧なことを言われる。 旅行:インバウンドの申請では、おおよそのタイムフレームは提示されるが決まってない。最近は、守られることも多い。 旅行:アウトバウンド業務は申請しても認められず、何年も経過してしまっている。申請してから5年で効力がなくなる。 小売:タイムフレームは明確に告知される。問題ない。 小売:タイムフレームの提示が明確でないこともある(通常の商品の販売許可などはわかるように示されている)。医療機関向けの機器を一般消費者向けに販売する際にも、医者からのコメントなどの追加項目が増えるなど申請に時間がかかる。 外食:タイムフレームの提示はあるが、それより遅れることが多い。電話で催促することもある。 専門:タイムフレームの提示はある。早いと1週間、簡単なものであれば一日で降りると書かれているが、実際はそうではない。ただし、提示されたタイムフレームはあくまでも100点満点の準備をした企業が前提となる。 物流:タイムフレームは型だけの提示である。処理期間の明文化がされているかはわからない。ただし、おおよその期間は教えてくれるが、遅延は発生するものだと考えてよい。複数の担当者のサインが必要になるが、途中段階で担当者の出張などでサインする手続が滞ることもある。役所のサイナーの不在が遅延につながっている。 また、化学品で警察が管理する品目があるが、選挙中は申請内容によっては選挙管理委員会の許可が必要になる。その場合でも選挙管理委員会の担当が不慣れであるため、手続が遅延してしまうことになる。

	通常は1カ月の手続所要時間が、大統領選挙時には3カ月程度に伸びてしまう。規制が突然増えて遅れが生じる。 食品:申請に要する期間は提示されない。専門のコンサルタントの過去の経験からスケジュールを推測するしかない。書類を準備して申請すれば、基本的に許可される。ただし、基本的に処理能力が日本より低いと、時間はかかる。 物流:手続に要する時間などの明示がないことはある。更に、いつまでに返事するとの記載があっても延長されるなど、あいまいな状況である。 専門:提示されたタイムフレーム通りに進む。ただし担当者によってスピード感やかかる時間が異なることがある。 旅行:目安はあるが、あくまでも目安である。書類が足りないことを指摘されて時間がかかることもある。地域や担当官によっても異なる。 外食:特に問題はない。申請に係る時間などについては明示していないこともあるが、その日のうちに申請から書類手続まで完了することもあるなど、スムーズに進む印象である。 建設:タイムフレームは特に示されていない。変更の際、時間がかかった部分があり、電子だからといってすぐに承認されるわけではない。サッカーなどのイベントがあると申請が滞ることもある。
--	--

●申請拒否の理由

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○					●	●				●					●	●	5
△	●	●	●				●	●				●	●	●			8
×				●					●		●						3
合計																	16

申請拒否の理由については、ケース・バイ・ケースのことが多い。多くの場合、書類の不備などの指摘はあるが、申請窓口などでよくわからない説明を受けることなどもある。中国の場合には、都市部と地方で判断基準や必要書類が異なるなどのダブル・スタンダードがある。専門の業者が介在するブラジルでも拒否の理由についてはわからない部分がある。一方、サウジアラビアなどは電子化が進んでおり、不備があればエラーが出る程度で問題はない。

規律の内容	コメント
●申請拒否の理由 申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	建築:ルールに明記されていない条件を求められることがある。すべての要件をルールに明記し、はっきりさせるようにしてほしい。 物流:拒否の理由は基本的には示されるが、政治的な思惑がある場合、明確な回答がないこともある。拒否された時に不服を申請する制度はあるが、その後の行政との関係性を考えると実際に申し立てることはない。 旅行:申請拒否の理由については不透明。書類不備については説明してくれる。担当者のミスや抜け漏れの可能性もあるが、説明してくれない。 旅行:アウトバウンドについては認められない理由なども全くわからない。 小売:不明瞭な理由で申請が拒否されたケースはない。不許可

	となった場合には理由が明示され、修正や追加資料の提出を求められる。 物流:拒否された理由も示される。 小売:拒否理由について明確な回答がないこともある。かつて、タイでは低周波治療器が普及していなかった。すでに普及している製品と異なり、理由も明示されずに申請が何度か却下された。 外食:不透明な部分はある。 専門:係官の裁量が大きく、例えば本人がサインしているのに、違う人が記載したと主張されて拒否されることがある。このように却下の理由は教えられても、論理的でないことがある。また、労働省と商務省、工業省での見解が異なるケースがある。 物流:拒否理由等は一応記載はある。ただ、拒否理由としては書類不備等の場合が多い。(CASの非開示など) 追加書類の提出など無理難題等の要求はあるものの、政治的な理由でなされることは少ない。 食品:申請拒否の理由は、書類が足りない程度であれば指摘されるが、他の理由は教えてもらえない 物流:拒否されることがあまりないため、拒否理由の状況は不明。(問題は感じていない) 専門:申請拒否の理由も明らかなことが多いが、不明なこともある。 旅行:一般的に、教えてくれることもあるが、教えてくれないこともある。申請するライセンスにもよって異なる。問い合わせてもわからないという回答も良くある。 外食:申請が却下される場合の理由は説明してくれる。例えば、キッチンシンクの設計し直しなどを指摘されることはある。 建設:申請については、属人的な理由ではなく、数値で可否が判断される。これまで申請が拒否されたことがないため、明確にはわからないが、申請内容に不備がある場合は、おそらく理由が提示される。盲目的に拒否というよりもシステムエラーで処理できないというイメージが適切である。 以前はビザ取得の際、パスポートセンターにコネクションを持った担当者がいればスムーズに取得できることもあった。それを改善する目的でシステムが導入され、状況は改善した。
--	--

●手数料

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●	●	●	●	●	●		●	●		●		●		●	●	12
△							●			●		●		●			4
×																	0
合計																	16

申請に係る手数料については、概ね透明性があり、料金も妥当であるケースがほとんどである。仲介業者が介在する国の場合には、その費用が高いことも含めて、やや不満に感じているとのコメントも見られた。

規律の内容	コメント
●手数料 手数料は合理的、透明性を確保する。	建築:問題なし 物流:問題なし。 旅行:特に問題はない。合理的かは不明である。 小売:問題ない。申請の際に仲介業者を利用することもあるが、それは行政から求められていることではなく、利便性やスピード感を考え自社で判断している。 物流:透明性が高く、日本と同様の水準である。 小売:コンサルティング会社を利用すると、申請自体がスムーズに進むことがある。人脈の関係もあり、通常は業者を利用するが、このような業者の費用は高い(手数料の合理性・透明性)。 外食:10年前は担当者に金銭を渡せば申請スピードが速くなったが、現在では法律が強化され、規定の手数料以外を払うケースはない。 専門:問題はない ※ビザの発行は SDR 規律の対象外だが、更新で金銭を要求されるという話も聞いている。BOI であれば、そのようなケースはあまりない。 物流:手数料は、表面上は、金額的にも妥当であり透明性も確保されている。但し、問題があった場合のペナルティとして課される罰金が、感覚的にかなり高額だと感じる。少しのミスや遅れで何万ペソも支払う必要がある。手続も進まなくなる。うまくいっているうちは良い。このペナルティのことも含めると金額の根拠は不透明と言わざるを得ない。 食品:金額設定に透明性はあり、適切に設定されている。ただし、インフレの影響で価格が 5~10%程度の上昇、コンサルタントに支払うコストがかかるなどのデメリットがある。 物流:多くの手続をコンサルタントや弁護士事務所に依頼しているため、手続にかかる費用については、あまりわからない状況である。 専門:問題なし。 旅行:アジアよりも賄賂などは少ないが、担当官のよっては余計な費用が掛かることもあるなど不透明感はある。旅行に関しては、あまり問題はない。※弁護士、行政書士などが必要になるため、その費用は掛かる。特に、酒類ライセンスなどは難しい。 外食:手数料が合理的か否かは判断できないが、申請手続の項目ごとに費用設定がなされているなど料金体系は明確。 建設:問題なし。個別の申請は料金がかかっているのかわからない(気にならない)。ただし、ビザの手数料はかかるが常識的な金額である。一方で、投資庁や商工会議所への登録費用に数百万円かかるなど安くはない。透明性は保たれている。

●資格審査

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○		●	—	—	●	●	—	—	●			—	●		●	●	7
△	●		—	—			—	—		●	●	—					3
×			—	—			—	—				—		●			1
合計																	11

資格の審査は、企業のライセンスというよりも、資格を持った個人が所属することが事業開始の条件となるような業態に限られた問題である。したがって、弁護士や税理士、あるいは危険物の取り扱い、調理師など一部の事業者に関係する項目である。

企業が従業員に対して資格を取らせるわけではなく、資格を持った人材を採用することも多いため、あまり問題にはならない。資格審査のプロセスを見ても、特に大きな問題が生じているわけではない。

規律の内容	コメント
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	建築: 工事規模に応じた等級の「建築師」「建造師」資格保有者が設計者、現場責任者にならなければならないが、外国人の資格を取得は困難であるため、「一級建築士」「一級施工管理技士」など日本の公的資格を保有し、中国人の資格保有者と同等の技術水準にある日本人技術者の工事現場での位置付けが不安定となり、またその扱いそのものが不平等となっているため、改善を望む。 物流: 通関士の資格は存在している。資格の取得に不合理なことはない。 旅行: あまり関係がない。 小売: 業態が小売りのため、特に必要な資格はなく、何らかを求められたケースがない。 物流: 物流業者については、特別な資格などは不要。危険物、タバコや酒などの免税品についてのライセンスは存在しているが、資格を持った人間を配置しないといけないわけではない。 小売: あまり関係ない 外食: 飲食業のため特別な資格は必要ない。 専門: 資格は一度取れば、問題なく継続できる。試験日程が急に変わるということはない。 物流: 基本的に問題はなさそうだが、外国人との公平性の面で不透明な部分は感じる。 ※正確には不明だが、通関士など資格によっては、外国人は取得できない可能性がある。 食品: 初めから資格をドキュメントとして持参するように言われる。期間を与えるのではなく、資格を取得したら、申請時に持参することになる。例えば、工場運営は飲食よりも 2、3 多くのライセンスが必要になる。麺作りで利用するかん水の扱いは劇薬扱いになるなど、厳しい条件がある。 物流: 不明 専門: 問題なし。メキシコの場合、会計士の資格は大学卒業で得られるため、問題は少ない。 旅行: ガイドには試験の日程はない。ツアーガイドは申請して手数料を支払い取得する。空港送迎ガイド (GAFETE) は、合理的な理由もなく、何度も申請してみても通過する状況である。日本とは異なる。 外食: 大きな問題はない。飲食の場合、ホール担当をするためには、ドバイ政庁の実施する研修を受講・修了していることが必須であるが、この研修の言語が、英語、アラビア語、中国語、ロシア語、ヒンドゥー語くらいしかなく、多国籍従業員の雇用が現実中

	で、不便を感じている。 PIC (衛生管理責任者)を必ず配置する必要があるが、この資格は試験を受験して合格する必要がある、この試験においても、言語の課題はある。英語ができていれば問題はない。 建設:エンジニアは国籍関係なく、理工系の大学を卒業して卒業証明書に認証が取れていれば、登録は簡単にできる。しかし現場のワーカーレベルの人材を採用する際、国籍によっては技能研修や試験を課されることもある。
--	--

●審査の独立性

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●				●	●		●		●	●		●		●	●	9
△		●	●				●		●			●		●			6
×				●													1
合計																	16

申請手続の中立性については、基本的には問題がないケースが多い。中国、メキシコなどでは政府の産業保護、タイでは宗教団体などによる影響など何らかの力が働いていると推察できるような状況もある。

規律の内容	コメント
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。 (政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)	建築:問題なし 物流:通常は問題ないが、一部不透明になっている。どこかで圧力を感じることもある。 旅行:政府、中国国内の利益団体等からの圧力はおそらくかかる。旅行業に限らず、どの方面においても何らかの圧力はある。例えば、コロナ後の解禁時に、日本の領事館はビザ解禁の体制にあったが、中国側は、日本に旅行客を行かせたくない理由があるのか定かではないが、当局が中国国内の旅行会社に訪日ビザの1日の発行数を制限するように働きかけたりする。書面ではなく、口頭などでの働きかけがあり、守らない業者には何らかのペナルティが課されることもある。一方で、中国の旅行会社を守ろうとするためにライセンス付与に制限を与えることがないとは言えない状況である。 旅行:外国企業に認められているはずのアウトバウンドの許可が、外国の旅行会社には事実上認められていない。 小売:部署自体の申請結果や審査に対する外部からの影響はない。ただし、担当者ごとに若干の違いはある。 物流:現時点では、独立性は担保されており、政府や行政から圧力を受けることはない。 小売:タイでは、いまだに現地の人脈などの影響が存在すると思われる。 外食:問題ない 専門:タイでは仏教段階の影響力がある。通常は問題ないが、酒類の販売、アルコール飲料企業の上場については仏教団体から反対を受けることが多い。シンハービールもシンガポールの上場となった。酒類の輸入で財務省の管轄で、飲食店など売る場所については警察署の管轄となり、双方ともに高い障壁があ

	る。したがって、酒類の輸入代理店、販売店の免許取得には苦勞する。酒類のパッケージ・包装にも圧力がかかるため、スポーツ関係のイメージ写真などを利用して対応するなどの工夫が必要となる。同様に、たばこ販売、ギャンブル運営についても厳しい。 物流: 独立性は確保されていると思う。※ただし、SDR 規律の対象外だが、企業や個人が儲かっていると思われる、難癖をつけて税金等の追徴を要求されることが珍しくない。理由も妥当性が感じられない場合が多い。数年分遡って過少申告について追徴税が課されることもある。特にバランガイ(barangay: フィリピンの都市(cities)と町(Municipalities)を構成する最小の地方自治単位)で、この傾向が見られる。 食品: 公平な扱いである。 物流: あからさまな圧力などはないが、実態についてはわからない。全く問題がないとは言い切れない。 専門: 問題なし。プロセスの透明性は高い。 旅行: 何らかの圧力は感じられる。州ごとに法律が異なる。また、トップの意向などで決定が覆ることはあるようである。取得する場所による違いもある。メキシコシティよりも観光地のカンクンの方が観光関係の資格は取得しやすい。 ※旅行業ライセンスは不明。 外食: 申請受理は公平に行われる。 建設: 問題ない。
--	---

●情報公開

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○			●			●	●		●			●			●	●	7
△	●				●					●	●						4
×		●		●				●					●	●			5
合計																	16

必要な書類の情報公開については、国により状況が異なっている。ホームページ上で示された書類と全く異なる資料の提出が求められることがある中国、必要な書類がアップロードされておらず古いものしかダウンロードできないこともあるタイ、メキシコなどで問題視されている。

規律の内容	コメント
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手続の違いなど)	建築: ルールに明記されていない資料や条件を求められることがある。 物流: 同じ申請を出すにも、地方によって行政機関の法的解釈などが異なり、手続が変わることがある。窓口に行くと必要な書類が違うと言われることがある。 旅行: インバウンドについては特に問題なし。 旅行: 当局は発表アウトバウンドのライセンスを「外国企業にも認める」と発表しているが、実質的には外資企業に資格は取得できない状態である。申請の段階でストップしている。 小売: 基本的に問題はない。ただし、一度、上海で営業許可範囲を修正しようとした際、急遽フォーマットを指定されて書き直したケースはある。アメリカのように州法が独立しているわけではな

	く、中国全土で同じルールを設けているが、その運用は自治体によって異なることもある。例えば、上海と成都では実情が異なる。申請書は中国語で英語はない。 物流:問題ない。 小売:問題ない 外食:HP から申請書類がダウンロードできるようになっているが、内容が更新されていないため実際には活用できない。毎月行う消費税の申告も、突然フォーマットなどが変わり、申請してから指摘を受けて修正する作業が発生している。 専門:入手はできるが、タイ語で公表されている。英語で書いてある情報がかかなり古いこともある。書類はダウンロードで入手できる。BOI ではオンラインで記入・提出もできる。 物流:情報の公開は不十分と感じられる。必要な書類がサイトにアップされることもなく、紙の通知を写真で撮影したファイルをメールや FAX で送信してくることもある。窓口では書類はもらえると思う。 食品:情報が掲載されてもアップデートがされないことがある。ダウンロードした書類を記入して、窓口に行っても書類が足りないと言われることなどがある。 物流:特に不便には感じていない。 専門:HP に古い情報が残ったままのケースや、必要資料の情報に抜け漏れがあるケースがある。 旅行:公開が不十分である。必要な書面は HP などにあるものはある。ただし、迅速な公開ではない。印刷用の書類などはダウンロードできることもある。 外食:非常にしっかりと情報公開している。ドバイの場合、特に外資を呼び込みたいため、英語対応も含めて整備が進んでいる。 建設:Web システムにアップロードするだけで完結し、書類などはない。必要要件も確認できる。
--	--

●法律施行前の公表、改正の通知、パブリックコメントの機会

●法律施行前の公表、改正の通知

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●	●			●	●			●	●		●		●	●	●	10
△			●	●			●				●		●				5
×								●									1
合計																	16

●パブリックコメントの機会

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●				●	●			●	●							5
△							●						●		●	●	4
×		●	●	●				●			●	●		●			7
合計																	16

法律施行前の通知、改正の通知については、コロナ禍のタイにおける衛生関係の通知の遅れなど不十分な点はあるが大きな問題はない。

一方で、パブリックコメントの機会はメキシコやブラジルのように機会がない場合もあれば、機会があってもその意見が取り上げられるとは考えられないケースがある。逆に、コメントをすることにより、マイナスの評価を受けることが懸念される中国のようなケースもある。

規律の内容	コメント
●法律・規則の施行前公表、コメントの機会提供 サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表し、コメントする機会を与える(※)。	施工前公表 建築:問題なし 物流:事前に法改正などの公表はする。外資企業に影響が出るような内容については、公表することで外資系企業の反応を伺う目的も見て取れる。 旅行:法律や制度が公開されるまでのスピードは速いが、「1月1日から適用される」という通知が、1月15日に遅れて届くこともある。 小売:問題なし 物流:急にルールが発表されることはなく、導入まで一定の期間が設けられる。規模感にもよるが、法律変更であれば数か月前から公開され、準備期間があってから施工される。 小売:タイ語ではあるが、法改正などの情報公開は比較的早い。ただし、詳細が分かりにくいところもあり、内容的には十分とはいえない。 外食:法律や規制の変更があっても、急に、一方的に通知される。コロナ禍では、消毒や体温計測などのルールが増えても告知されず、警察や衛生局の検査で指摘され初めて知るケースもあった。 専門:タイムリーに提供されるが、翌日が祝日になると突然知らされるケースもある。法律的には、年間13日の休みを与えれば良いため、多くの企業が、急な休みの発表に対応することなく、この法律に則って運営している。また、事前に公開はされるが、罰則などの詳細は書かれていない。最近、大麻取締まり、個人情報保護法などの罰則、運用についても大枠のみ知らされることが多い。 物流:法律などの施行には時間を要するものについては、事前公示はある。 食品:法律が変わったときに連絡などはなく、自分でHPなどを見るしかない(HPには掲載される)。 物流:法律の公表・改正の公表について、現状では問題と思うことはない。 専門:事前に公表される法律もあれば、突然、ルールが変更されるケースもある。資格審査や営業許可などに関しては、新設される場合には情報開示もある。 旅行:問題ない。国会等での決定もよくわかる状況である。 外食:法律や規制が改正・変更される時には連絡が来る。例えば、外食のシェフの場合、調理師免許が新たに必要になるなど場合には、VISAの必要要件に追加されるなどは知らされる。また、3年くらい前に、ラマダンの時に昼にお酒を出せるようになった際には、すぐに連絡がきた。 建設:法律などの変更について公表されるため、問題ない

	コメント 建築:問題なし 物流:一方、コメントをする機会はない。 旅行:意見陳述の機会はない。政府が制定した法律について民間が口出しできるようなものではない。 小売:意見聴取期間が設けられている。質問の回答により、ルールの抜け漏れはなくなる。 物流:一般からのコメントする機会もなくはない。 小売:コメント機会も不十分。 外食:事前のコメント機会はなく、法律や規制の変更があっても、急に、一方的に通知される。 専門:パブリックコメントは受け付けているが、反映されているかどうかはわからない。 物流:商流に影響を及ぼすような日系企業にとって非常に不利益な変更等が想定される場合には、商工会議所等が取りまとめて交渉している。この点、意見陳述の場はあるが、その要望が反映されるとは限らない。 食品:コメントの機会はない。 物流:民間へのヒアリングやパブリックコメントの場はないと思う。 専門:コメントの機会はありません。 旅行:機会はない。基本的には従うしかない。 外食:不明 建設:意見聴取については、あまり聞いたことがない。行政の法改正などについては従うことが当たり前という風潮はある。
--	---

●対応窓口

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○					●	●			●						●	●	5
△	●	●	●				●	●		●	●		●				8
×				●								●		●			3
合計																	16

窓口での問い合わせ対応の状況については、いくつかの国ではかつての対応よりも改善しつつあるというコメントが聞かれたものの、たらい回しにされたり、間違った回答をする担当者が存在したり、担当者によって違った回答が返ってくるケースがあったりするなど、問題点は散見された。

一方で、電子化が進んでいる UAE、サウジアラビアなどでは、窓口対応の問題はほとんどなかった。

規律の内容	コメント
●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。	建築:異なる窓口の担当者によって要件も異なる場合がある。 物流:適切な窓口はあるが、たらい回しにされる。質問しても対応できる範囲が狭いため、すぐに別の窓口を案内される。 旅行:インバウンド業務の申請は、かつては対応が良くなかったが、最近では8割、9割は改善された。例えば、かつては自分の部署以外のことは「知らない」という対応であったが、最近では、申請の際の適切な部署について教えてくれるようになってきている。 旅行:アウトバウンドについては、どこの窓口も適切に対応してく

	れない。申請は地方の旅游局が受け付けるが、窓口では「国家旅游局の許可が必要」と説明され、責任の所在も不明瞭である。 小売:どの行政窓口に行くべきか、明快になっている。行政窓口以外に、共産党などにコンタクトを取る必要もない。 物流:滞在の許可を受けたり文書を発行したりする際、適切な窓口が設置されておりたらい回しにもならない。 小売:対応は良くはない。 外食:窓口自体は決まっているが、担当者が変わると状況が変わる。担当者交代に伴い、必要な書類が追加されることもある。 専門:質問に対する対応はしてもらえる。つながりにくい但し電話もあり、メール対応もしているため質問に答えてもらえる。ただし、個々の問題は現場裁量だと言われるケースも多く、何かあっても改善されないこともある。 物流:相談窓口はある。ただし、対応する担当者の裁量によることも多くある。運用面で問題がある。 食品:問い合わせに対して、情報は教えてもらえる。ただし、それが間違っていることがある。 物流:適切に対応してもらえない。逆に、電子データなどをオンライン上で掲載しているの、そちらを参照するような言い訳をされるようになってきている。 専門:問い合わせなどの窓口の設置自体に問題はない。ただし、対応する窓口では担当者によって指摘される点などが変わる。また、最初の担当者に事前に指示された資料を用意して申請に臨んだ際、別の担当者からは用意してきた不要だと言われ、別の資料を求められるケースがある。 旅行:一般的には、たらい回しにされる。旅行に関しても、インバウンド関係の書類、アウトバウンド関係の書類など、担当者や部門によって言うことも異なる。 外食:例えば、上記のルール変更の際の問い合わせ窓口の例にはなるが、法人税の税率が変更された時には窓口の担当者がしっかりと説明してくれる。 建設:問い合わせ窓口はある。わからないことを電話などで聞くことも可能である。
--	--

●措置の策定

	中国1	中国2	中国3	中国4	中国5	香港	タイ1	タイ2	タイ3	フィリピン	ブラジル1	ブラジル2	メキシコ1	メキシコ2	UAE	サウジアラビア	数
○	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	15
△							—										0
×							—										0
合計																	15

ほとんどの国・地域では問題がなかった。むしろ、タイ、ブラジルなどでは LGBT を含めて、ジェンダーの問題については日本よりも進んでいるとのコメントも多かった。

ただし、サウジアラビアには男女差ではなく、外国人が従事できない職種がある点は留意すべき点である。

規律の内容	コメント
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	建築:問題なし 物流:問題なし 旅行:特に問題なし 小売:文化として男尊女卑はあるが、各種申請や手続についてはまったく問題ない。 物流:問題ない 外食:全く問題ない。ジェンダーフリーについてはむしろ日本よりも考えが進んでいる。 専門:問題はない。むしろ、タイ企業では幹部が女性のケースも多く、女性が優位とも言える。 物流:男女等での差別・区別はない。 食品:特にない。LGBT や男女差別には厳しい。 物流:問題なし 専門:問題なし 旅行:問題なし 外食:特に問題はない。サウジアラビアの場合には、女性が就けない業務などもあるが、UAE の場合にはあまりない。 建設:建設業では問題ない。文化面では、そこまでオープンではない場面はあるかもしれない。 飲食など女性が少ない業種はあるが、自動車免許が取れるようになるなど女性の社会進出は推進されつつある。一方で、オフィスなども男女別に部屋を分けることもある。※職種を人種で限定することはある。例えば、人事部門・人事関連の仕事、セキュリティ関係の仕事はすべてサウジアラビア人でなくてはならない。他にも、秘書、スーパーのレジ打ちなどもサウジアラビア人限定である。サウジアラビア人の職業保護の目的のため、ビザの条件は厳しい。※サウジアラビア人と外国人での区別はあるが、さらに「インド人は何%」といった規制もある。一定数を超えると、ワークビザを制限されるため新たに採用ができなくなる。サウジアラビアに來ている外国人で、最も多いのがインド人。日本人は絶対数が少ないので、現在は特に制限はない。

③ 国別の状況

最後に、これまで説明した SDR 規律に対する期待度、SDR 規律の各項目に対する評価、具体的なライセンスや法律、行政手続きなどの課題について、企業ヒアリングの結果を各国の状況が分かるようにまとめる。

※期待度の数値や○△×などの評価はあくまで各社の主観である。

◆中国(建築、物流、旅行、小売)

中国は、かつての人脈を重視した社会からかなりの転換が図られてきている。特に電子化などは進んでいる。全体的に問題もあるが、地方自治体と上海、北京などの都市部とでは申請手続の難易度、ライセンスの取得のしやすさが異なっていることは大きな問題である。

一方、旅行業のアウトバウンドライセンスなど、外国企業にはほとんど取得できないようなライセンスも存在するなど、細かい部分で不透明な事例は見受けられる。

SDR 規律への期待度
建築:3 SDR 規律の存在については、どちらでもよい。 物流:5 申請などあらゆるシーンで不便を感じている。SDR 規律により、煩雑さや不透明さがなくなことを求める。 旅行:5 SDR 規律が適用されスムーズに取得できるようになることに期待している。 特に、アウトバウンドのライセンスについて問題と感じている。現在、アウトバウンドのライセンスを申請してもなかなか許可が降りない。北京事務所の設立当初に申請しても、そのまま放置され、コロナ禍に見舞われた結果、北京事務所を閉鎖した経緯もある。これは日本、欧米の旅行会社も含めたすべての外国旅行会社に該当する。中国国内企業の保護政策とも感じる。 結果として、外資系旅行会社がアウトバウンドのライセンスを持った中国の旅行会社を買収することにつながる。当社でも、アウトバウンド事業に関しては、杭州にあるグループ会社(買収した現地企業)のライセンスを利用している。顧客は杭州の旅行会社と契約し、自社が業務委託する形をとっている。この問題について、日本の大使館、領事館の他、政府団が訪中した際にも訴えているがなかなか改善しない。 小売:3 中国でのビジネスにおいて大きな障壁を感じていないが、アジア全体で考えれば SDR を進めた方がよい。中国においても不要とは思わない。これがあることで、全体的に状況の改善にはつながると思う。

対象となる法律
建築:営業許可、施工ライセンス、安全生産許可、通関登記 物流:運送事業のライセンス、保税の免許、トラック輸送免許など、香港の数倍の免許。 旅行:国内業務(中国国内旅行、インバウンド)の許可、アウトバウンド業務の許可 小売:出店・営業許可、商品の販売許可

規律の内容	評価	不都合・困っている点
●申請書の提出	○ ×	建築:窓口は統一されている。 物流:縦割り行政の弊害がある。例えば、資本構成を変える際、外資系企業を司る窓口(委員会)や、税務を担当する窓口(委員会)、

2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	△ ×	登記変更の窓口(役所等)などにそれぞれに対応しなくてはならない。また、必要なライセンスの数も多いため、手続は複雑である。(外国企業への差別的な扱いはない) 旅行:インバウンド業務のライセンス更新に際し、旅游局と工商局など幾つかの役所で手続する必要がある。局ごとに申請書を準備しなくてはならない。かつては窓口で対応の違いなどあったが、オンライン化で円滑化されている。 小売:電子申請が進んでおり、オンラインで申請を進められる。しかし、上海の方がデジタル化は進んでいる。成都是古い慣習が残っているため、2つ以上の窓口を回らなくてはいけなかったり、窓口申請者本人が足を運ばなければならなかったりする。しかし、2019年ごろと比べると状況は改善している。
●申請の日時 業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。	○ ○ ○ ○	建築:問題なし 物流:問題なし。 旅行:問題なし 小売:オンラインでの受付は、24時間365日対応している。
●電子申請 電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。	○ △ △ ○	建築:問題なし 物流:電子申請は進んでいるが、申請手続だけで、その先は紙がベースになる。 旅行:申請は電子で受け付けても、その後の対応で窓口に行く必要がある。 小売:行政手続の電子化自体は日本よりも進んでいる。
●複写の受入 ・特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付ける(PDFなどの可否も含める)。	○ △ △ △	建築:問題なし 物流:多くの場合、原本や社印の捺印が必要になることが多い。 旅行:PDFではなく、原本が必要な書類もある。旅行業の許可証の原本を事務所に掲げている必要がある。更新の際に、毎回、フォーマットが変わる。当局は利便性向上のためと言っているが面倒である。 小売:原本主義ではなく、社判を捺せばコピーも実物と同じ効力を持つ。その一方で、日本以上に印鑑を重視する文化で、社判を求められるシーンが多い。また、社判の印鑑は政府指定の印鑑店のものを用意し、届け出を出す必要がある。一方、上海ではPDFでの書類送付ができる。
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請にかかる時間)を提供する(※)。	×	建築:各地方政府でバラバラの施工許可の申請作業の業務フローを全国統一にして欲しい。地方により各種要求・指導が行われ、工事スケジュール、工事費に影響が出ている。 物流:タイムフレームは示されない。申請によって「早ければ3か月、長ければ1年」と曖昧なことを言われる。 旅行:インバウンド業務の申請ではおおよそのタイムフレームは提示されるが決まってない。最近は守られることも多い。 旅行:アウトバウンド業務については申請しても認められず、何年も経過してしまっている。申請してから5年で効力がなくなる。 小売:タイムフレームは明確に告知される。
●申請拒否の理由	△	建築:ルールに明記されていない条件を求められることがある。すべての要件をルールに明記し、はっきりさせるようにしてほしい。

申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	△	物流:拒否の理由は基本的には示されるが、政治的な思惑がある場合、明確な回答がないこともある。拒否された時に不服を申請する制度はあるが、その後の行政との関係性を考えると実際に申し立てることはない。
	△	旅行:インバウンド業務の申請拒否の理由については不透明。書類不備については説明してくれる。担当者のミスや抜け漏れの可能性もあるが、説明してくれない。
	×	旅行:アウトバウンド業務の申請については認められない理由なども全くわからない。
	○	小売:不明瞭な理由で申請が拒否されたケースはない。不許可となった場合には理由が明示され、修正や追加資料の提出を求められる。
●手数料 手数料は合理的、透明性を確保する。	○	建築:問題なし
	○	物流:問題なし。
	○	旅行:特に問題はない。合理的かは不明である。
	○	小売:問題ない。申請の際に仲介業者を利用することもあるが、それは行政から求められていることではなく、利便性やスピード感を考え自社で判断している。
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	△	建築:工事規模に応じた等級の「建築師」「建造師」資格保有者が設計者、現場責任者にならなければならないが、外国人の資格を取得は困難であるため、「一級建築士」「一級施工管理技士」など日本の公的資格を保有し、中国人の資格保有者と同等の技術水準にある日本人技術者の工事現場での位置付けが不安定となり、またその扱いそのものが不平等となっているため、改善を望む。
	○	物流:通関士の資格は存在している。資格の取得に不合理なことはない。
	—	旅行:あまり関係がない。
	○	小売:業態が小売りのため、特に必要な資格はなく、何らかを求められたケースがない。
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。(政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)	○	建築:問題なし
	△	物流:通常は問題ないが、一部不透明になっている。どこかで圧力を感じることもある。
	△	旅行:政府、中国国内の利益団体等からの圧力はおそらくかかる。旅行業に限らず、どの方面においても何らかの圧力はありうる。例えば、コロナ後の解禁時に、日本の領事館はビザ解禁の体制にあったが、中国側は、日本に旅行客を行かせたくない理由があるのか定かではないが、当局が中国国内の旅行会社に訪日ビザの1日の発行数を制限するように働きかけたりする。書面ではなく、口頭などでの働きかけがあり、守らない業者には何らかのペナルティが課されることもある。一方で、中国の旅行会社を守ろうとするためにライセンス付与に制限を与えることがないとは言えない状況である。
	×	旅行:外国企業に認められているはずのアウトバウンドの許可が、外国の旅行会社には事実上認められていない。
	○	小売:部署自体の申請結果や審査に対する外部からの影響はない。ただし、担当者ごとに若干の違いはある。
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に	△	建築:ルールに明記されていない資料や条件を求められることがある。
	×	物流:同じ申請を出すにも、地方によって行政機関の法的解釈など

速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手続の違いなど)	○ × △	が異なり、手続が変わることがある。窓口に行くと必要な書類が違うと言われることがある。 旅行:インバウンドは特に問題なし。 旅行:当局は発表アウトバウンドのライセンスを「外国企業にも認める」と発表しているが、実質的には外資企業に資格は取得できない状態である。申請の段階でストップしている。 小売:基本的に問題はない。ただし、一度、上海で営業許可範囲を修正しようとした際、急遽フォーマットを指定されて書き直したケースはある。アメリカのように州法が独立しているわけではなく、中国全土で同じルールを設けているが、その運用は自治体によって異なることもある。例えば、上海と成都では実情が異なる。申請書は中国語で英語はない。
●法律・規則の施行前公表 サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表する(※)。	○ ○ △ ○	建築:問題なし 物流:事前に法改正などの公表はする。外資企業に影響が出るような内容については、公表することで外資系企業の反応を伺う目的も見取れる。 旅行:法律や制度が公開されるまでのスピードは速いが、「1月1日から適用される」という通知が、1月15日に遅れて届くこともある。 小売:問題なし
●コメントの機会提供 コメントする機会を与える(※)。	○ × × ○	建築:問題なし 物流:一方、コメントをする機会はない。 旅行:意見陳述の機会はない。政府が制定した法律について民間が口出しできるようなものではない。 小売:意見聴取期間が設けられている。質問の回答により、ルールの抜け漏れはなくなる。
●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。	△ △ △ × ○	建築:異なる窓口の担当者によって要件も異なる場合がある。 物流:適切な窓口はあるが、たらい回しにされる。質問しても対応できる範囲が狭いため、すぐに別の窓口を案内される。 旅行:インバウンド業務の申請は、かつては対応が良くなかったが、最近では8割、9割は改善された。例えば、かつては自分の部署以外のことは「知らない」という対応であったが、最近では、申請の際の適切な部署について教えてくれるようになってきている。 旅行:アウトバウンドについては、どこの窓口も適切に対応してくれない。申請は地方の旅游局が受け付けるが、窓口では「国家旅游局の許可が必要」と説明され、責任の所在も不明瞭である。 小売:どの行政窓口に行くべきか、明快になっている。行政窓口以外に、共産党などにコンタクトを取る必要もない。
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	○ ○ ○ ○	建築:問題なし 物流:問題なし 旅行:特に問題なし 小売:文化として男尊女卑はあるが、各種申請や手続についてはまったく問題ない。
●その他 その他の行政手続で困ったこと		旅行: ●かつてと比較して、訪中に際しコロナ禍以降はビザが必要になり、手続も煩雑である。この状況の改善を期待している。最近では、緩和されつつあるようだが、中国政府が日本に要求している事項につ

	いて日中政府の間でまとまれば、状況の改善もあるとみている。ビジネスで必要な場合、手間がかかってもビザを取得して中国に渡航するが、観光客はビザが必要だとわかると、中国ではなくビザ免除の国に旅行先を変更してしまう。訪中ビザの免除措置が必要になる。 小売： ●中国において単独で路面店を借りること現状ではなく、国内の大規模モールに出店する。そのため、行政とのネットワークがあるモールのディベロッパーが、「どの機関に申請するとスムーズに進むか」など、許認可に関するアドバイスを提供してくれる。ディベロッパーの存在なくして、スムーズな申請は難しいだろうと感じている。 ●中国では品質面での制約が厳しい。特に肌に触れる化粧品は厳しく、ロフトの「新しいコスメをいち早く取り入れる」という戦略とぶつかる。ルールが緩和すれば、もっと新しい商品を扱えるようになるだろうと見込んでいる。現時点では、非常に細かな資料を求められ、検査時間に長い時間を要するため、化粧品メーカーも「中国には化粧品を入れるには障壁が多いという認識を持っている。また、化粧品は商品向上のため頻繁に成分を変えるが、その度に申請が必要となる。これにより中国国内では最新のコスメは手に入りにくいこともあり、個別調達など転売につながっている点は否めない。 ●日系の専門店は、同規模の中国企業に比べ頻繁に監督機関が訪れる印象を受ける。また、商品表示の指摘についてもロフトでは厳しく表示方法を指摘するが、市中で売っている商品には表示がないというケースもあり、二重管理をしていると感じることもある。尚、指摘に対して不服がある場合、申請は2週間と明確に提示される。 ●市場监督管理局の抜き取り検査が実施された際、店舗のある地域や担当者によって見解が変わることがある。宗教や経済的理由で圧力をかけられることはないが、担当者によって指摘されたりされなかったりという状況である。検査で一番見られるのは品質や産地についてで、国家基準を満たすためにもっと詳しく書くよう指摘される。満たしていないと判断されたものは、商品を下げることもあれば、表示を細くするためにシールを貼り変えるだけのこともある。アイテムごとに表示基準は出されているが、素材が複合的な場合はどれを満たすか判断しかねることもある。購入者の年齢に対する制限が強く、ペンなどでも「14歳以下は不可」と書かなくてはならないこともある。 ●抜き取り検査後、指摘内容によっては罰金が発生する。罰金の金額には幅があり、悪質度などで決まっていると判断しているが、実際のところは不透明でわからない。 ●偽物の問題はいまだに存在する。 物流： ●日本政府は、日本の産品を海外に広げるなど尽力していると理解している。
--	---

◆香港(物流)

香港は、SDR 規律に違反するような行政手続の問題はほとんどない。

SDR 規律への期待度
現状は1、将来的なことを考えると3。 現在、申請や手続において不便を感じるシーンはほとんどない。そのため、SDR 規律が適用されていなくても問題はない。ただし、将来的に香港の中国化が進むリスクがあること(政治色が強まることが唯一の懸念)を考えると、保険の意味で必要に感じる。

対象となる法律
トラック事業の免許は必要になる。フォワーディングでは業界団体への届け出のみ。通関士は必要なく、荷物の届け出のみで対応できる。

規律の内容	評価	不都合・困っている点
●申請書の提出 2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	○	物流:問題ない
●申請の日時 業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。	○	物流:問題ない
●電子申請 電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。	○	物流:完全に電子対応している。
●複写の受入 ・特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付ける(PDFなどの可否も含める)。	○	物流:紙での手続はほとんどないが、税務関係は紙が必要になる可能性がある。
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請にかかる時間)を提供する(※)。	○	物流:問題ない。タイムフレームは明示されている。
●申請拒否の理由 申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	○	物流:拒否された理由も示される。
●手数料	○	物流:透明性が高く、日本と同様の水準である。

手数料は合理的、透明性を確保する。		
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	○	物流:物流業者については、特別な資格などは不要。危険物、タバコや酒などの免税品についてのライセンスは存在しているが、資格を持った人間を配置しないといけないわけではない。
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。 (政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)	○	物流:現時点では、独立性は担保されており、政府や行政から圧力を受けることはない。
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手続の違いなど)	○	物流:問題ない。
●法律・規則の施行前公表 サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表する(※)。	○	物流:急にルールが発表されることはなく、導入まで一定の期間が設けられる。規模感にもよるが、法律変更であれば数か月前から公開され、準備期間があってから施工される。
●コメントの機会提供 コメントする機会を与える(※)。	○	物流:一般からのコメントする機会もなくはない。
●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。	○	物流:滞在の許可を受けたり文書を発行したりする際、適切な窓口が設置されておりたらい回しにもならない。
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	○	物流:問題ない

●その他 その他の行政手続 で困ったこと	●香港と日本の輸出入の比率は、中国という生産拠点があるため香港から日本への輸出の方が多い。メーカーは対日ビジネスだけ営んでいるわけではないため、日本以外の第三国に輸出する量も多い。
-------------------------------------	---

◆タイ(小売、外食、専門)

タイの行政手続は非常に遅れている。電子申請に対応しておらず、紙の申請書には青ペンのサインが必ず必要となる。申請部門も複数に分かれており、窓口の対応も良くない。文書のアップデートにも遅れがあり、新たな法律の施行、法改正などのアナウンスにはであり、コメントの機会はない。

SDR 規律への期待度
小売: 2～3 (あれば良い程度) ・現在、タイでの事業はうまくいっているため、特にSDR規律の必要性は感じない。 外食: ノウハウのある当社は3。タイでの経験が浅い企業や新規進出企業の場合は、5。 ・参加国・地域同士でルールが守られるのであれば、SDR規律は確実に存在した方がよい。タイやカンボジア、ハワイで事業をしている中で、出店や退店、採用などの面で困ることがあり、一律したルールがあれば非常にスムーズになる。 ・国に関わらず、申請マニュアルなどがありそれが守られている状態を実現できれば、これから海外に進出する企業にとって強力な後押しとなる。 専門: 慣れている企業は2、不慣れな企業は5。 タイに慣れていない人からすると、非常に望ましいと考えられる。ただし、すでにタイで経験を積んでいる企業の場合は、現場の状況や判断の曖昧さの度合いについて理解しているため、SDR規律がなくとも大きな問題はない。

対象となる法律
小売: タイ保健省(MOPH)のタイ保健省食品医薬品局(TFDA)への登録手続 外食: 営業許可、新規出店(建築、消防、衛生関係) 専門: 一般に、会社登記について、商務省や税当局、保健省とから許可を得る。許可が降りれば正式に事業を開始できる。 事業(企業設立): 市場調査や翻訳はサービス業になるため、タイ側の資本出資が必要になる。必要な資格はなく、外国人出資規制法をクリアすればよい。※飲食店では酒類の認可が、製造業では工場操業許可が必要になる。 就労: ノンイミグラント B(Non-Immigration B/IB (就労/ワーキング))というビジネスビザを取得し、毎年更新する必要がある。それに加えて、労働許可の申請を毎年行うことで、タイで働けるようになる。

規律の内容	評価	不都合・困っている点
●申請書の提出 2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	△ × △	小売: 窓口は統一されている。 外食: ワン・ストップ・サービスはなく、各担当の窓口に行く必要がある。3～4つの窓口を回らなくてはならない。 専門: 複数の部署を回る必要がある。タイに進出するには、「1. 民間法人会社の設立」「2. BOI(Board of Investment: タイ投資委員会)の認可を受け進出」「3. 駐在員事務所として拠点を設置(売り上げは立てられない)」という3つの方法がある。1の場合は、法人税の登録番号取得(VAT 登録)や、社会保険の番号取得などのため、それぞれ申請をしなくてはならない。2の場合、ワン・ストップサービスセンターが対応するため若干スムーズになる。
●申請の日時	○ ○ ○	小売: 問題なし。 外食: 申請は通年できる。 専門: 申請は通年可能。ただし、タイは年末年始、旧正月、タイ正月

業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。		と3回正月があり、職員が休むためここで申請すると時間がかかる点には留意する必要がある。この時期に無理に申請するとミスなども生じ、更なる遅れにつながる可能性がある。
●電子申請 電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。	× × △	小売:申請書類が必要で、電子化には対応していない。 外食:基本的に電子申請はない。消費税や給与に関する申告は、今年から電子のみの対応となる。 専門:電子化も進められているため、オンラインでの申請で完了するものも一部にはあるが、基本的に申請書類を窓口まで持って行く必要がある。サーバーの故障などが多発し、途中でエラー、リンク切れなどもよく起きる。BOI の手続は電子化が進んでいるが、一般的には普及していない。書類文化が前提であり、少しでもミスがあると申請のやり直しになる。慣れている会社は、失敗を前提に、いくつかのパターンを用意して間違いを指摘されたらすぐに代案を提出できるように準備しておく。
●複写の受入 ・特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付ける(PDFなどの可否も含める)。	× × △	小売:申請書類は基本的に紙であり、分厚い書類の各ページの下にパスポートと同じサインが必要であり、手続が煩わしい。 外食:書類には直筆サインが必要で枚数も多い。消防や衛生についての申請も書面のみでの対応となる。 専門:多くの場合、サインが印鑑(代表取締役の印鑑)の代わりになる。日本では実印が必要になるが、タイでは青いボールペンによる代表者のサインが必要になる。電子化されている部分もある。
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請にかかる時間)を提供する(※)。	× △ △	小売:タイムフレームの提示が明確でないこともある(通常の商品の販売許可などはわかるように示されている)。医療機関向けの機器を一般消費者向けに販売する際にも、医者からのコメントなどの追加項目が増えるなど申請に時間がかかる。 外食:タイムフレームの提示はあるが、それより遅れることが多い。電話で催促することもある。 専門:タイムフレームの提示はある。早いと1週間、簡単なものであれば1日で降りると書かれているが、実際はそうではない。ただし、提示されたタイムフレームはあくまでも100点満点の準備をした企業が前提となる。
●申請拒否の理由 申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	△ △ ×	小売:拒否理由について明確な回答がないこともある。かつて、タイでは低周波治療器が普及していなかった。すでに普及している製品と異なり、理由も明示されずに申請が何度か却下された。 外食:不透明な部分はある。 専門:係官の裁量が大きく、例えば本人がサインしているのに、違う人が記載したと主張されて拒否されることがある。このように却下の理由は教えられても、論理的でないことがある。また、労働省と商務省、工業省での見解が異なるケースがある。
●手数料 手数料は合理的、透明性を確保する。	△ ○ ○	小売:コンサルティング会社を利用すると、申請自体がスムーズに進むことがある。人脈の関係もあり、通常は業者を利用するが、このような業者の費用は高い(手続料の合理性・透明性)。 外食:10年前は担当者に金銭を渡せば申請スピードが速くなったが、現在では法律が強化され、規定の手数料以外を払うケースはない。 専門:問題はない ※ビザの発行はSDR規律の対象外だが、更新で金銭を要求されるという話も聞いている。BOIであれば、そのようなケースはあまりない。

		い。
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	— — ○	小売:あまり関係ない 外食:飲食業のため特別な資格は必要ない。 専門:資格は一度取れば、問題なく継続できる。試験日程が急に変わるということはない。
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。 (政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)	△ ○ △	小売:タイでは、いまだに現地の人脈などの影響が存在すると思われる。 外食:問題ない 専門:タイでは仏教段階の影響がある。通常は問題ないが、酒類の販売、アルコール飲料企業の上場については仏教団体から反対を受けることが多い。シンハービールもシンガポールでの上場となった。酒類の輸入で財務省の管轄で、飲食店など売場所については警察署の管轄となり、双方ともに高い障壁がある。したがって、酒類の輸入代理店、販売店の免許取得には苦勞する。酒類のパッケージ・包装にも圧力がかかるため、スポーツ関係のイメージ写真などを利用して対応するなどの工夫が必要となる。同様に、たばこ販売、ギャンブル運営についても厳しい。
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手の違いなど)	○ × ○	小売:問題ない 外食:HP から申請書類がダウンロードできるようになっているが、内容が更新されていないため実際には活用できない。毎月行う消費税の申告も、突然フォーマットなどが変わり、申請してから指摘を受けて修正する作業が発生している。 専門:入手はできるが、タイ語で公表されている。英語で書いてある情報がかかり古いこともある。書類はダウンロードで入手できる。BOIではオンラインで記入・提出もできる。
●法律・規則の施行前公表 サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表する(※)。	△ × ○	小売:タイ語ではあるが、法改正などの情報公開は比較的早い。ただし、詳細が分かりにくいところもあり、内容的には十分とはいえない。 外食:法律や規制の変更があっても、急に、一方的に通知される。コロナ禍では、消毒や体温計測などのルールが増えても告知されず、警察や衛生局の検査で指摘され初めて知るケースもあった。 専門:タイムリーに提供されるが、翌日が祝日になると突然知らされるケースもある。法律的には、年間 13 日の休みを与えれば良いため、多くの企業が、急な休みの発表に対応することなく、この法律に則って運営している。また、事前に公開はされるが、罰則などの詳細は書かれていない。最近、大麻取り締まり、個人情報保護法などの罰則、運用についても大枠のみ知らされることが多い。
●コメントの機会提供 コメントする機会を与える(※)。	△ × ○	小売:コメント機会も不十分。 外食:事前のコメント機会はなく、法律や規制の変更があっても、急に、一方的に通知される。 専門:パブリックコメントは受け付けているが、反映されているかどうかはわからない。
●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対し	△ △	小売:対応は良くはない。 外食:窓口自体は決まっているが、担当者が変わると状況が変わる。担当者交代に伴い、必要な書類が追加されることもある。

て対応する適切な窓口を設立する。	○	専門：質問に対する対応はしてもらえる。つながりにくいけど電話もあり、メール対応もしているため質問に答えてもらえる。ただし、個々の問題は現場裁量だと言われるケースも多く、何かあっても改善されないこともある。
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	一 ○ ○	小売： ○ 外食：全く問題ない。ジェンダーフリーについてはむしろ日本よりも考えが進んでいる。 ○ 専門：問題はない。むしろ、タイ企業では幹部が女性のケースも多く、女性が優位とも言える。
●その他 その他の行政手続で困ったこと		外食： ●日本政府には、各国に進出する企業が活躍できる土台を整えてもらいたい。進出後の売上は各社独自の工夫や努力次第であるが、日本企業を応援する意味でも、納税なども含めた法的なルールなど安心して事業ができる環境整備を整えるように後押ししてもらいたい。 ●企業運営に関わる手続において、申請書はほぼすべてタイ語のみで、英語対応は一部にとどまっている。 ●衛生や消防のルールが変わったので対応したところ、一年足らずで以前の内容に戻るケースが多々ある。 ●タイには、日本人コミュニティが存在するが、日本人会や商工会議所など複数に分かれている。一つ代表的なものがあれば、SDR 規律について民間で一致団結して現地政府にアプローチすることもできるかもしれないが、現段階では難しい。 小売： ●コロナ後に市場ニーズが変わるなどタイの市場は変化が激しい。今後、バンコク以外に販売していく場合に、TFDA の審査機関（通常1年程度）は長すぎるため、短くしてもらいたい。 ●タイの医療機器の審査プロセスは日本と同様にかなり煩雑だが、明示はされている。欧州の論文が参照されやすく、日米の論文は補助資料的な位置づけになりやすい。 ●他の ASEAN 加盟国で審査が通っても、タイでの手続は必要（この点、EU とは異なる）。 専門： ●日本企業はもっとタイに進出すべきである。自動車のマーケットシェアを見ても、以前は9割を占めていたが今は 7 割まで落ちている。特にスタートアップの進出が必要。今は進出しても中国企業に負けることが多いため、JETRO や大使館、経済産業省などで対策に取り組んでほしい。 ●タイの市場に関して、自動車などはあまり伸びていない。むしろ、医療・ヘルスケア、食品や農業の6次産業化、観光業など産業が伸びる可能性がある。 ●タイはスタートアップの支援をしている。毎年、Techsauce Global Summit というイベントでは 100～200 社のスタートアップが集まっている。しかし、シンガポールやインドネシアのように資金を組成して VC を育てる文化がなく、タイの財閥が先を買収してしまうことが一番の問題である。これにより、タイのスタートアップは育っていない。一方で、タイでは AI やライドシェア事業などが盛り上がり、コンドミニウムのオンライン管理などのシステムなどもある。しかし、在タイ

		日系企業は、便利なサービスが出てきていると理解しているものの、本社の意向を重視するあまり、受け入れるような判断ができない状況が続いている。
--	--	--

◆フィリピン(物流)

行政手続の運用面で問題がある。申請手続は複数の部署を経る必要があり、承認者も多数存在する。また、選挙の時期などには通常と異なる手続が必要になるなど運用面でも複雑、電子申請も不十分であるため、手続の遅れが生じている。

SDR 規律への期待度
物流:5 フィリピンは、行政手続、申請プロセスにおいて、頻繁なルール変更、不十分な電子化への対応など、多くの課題があるため、SDR 規律には大いに期待している。 これらフィリピンの問題点や課題については、商工会議所などが、詳しい情報を持っていると思う。

対象となる法律
利用運送事業(船舶、航空)、PEZA 倉庫、通関業などのライセンス

規律の内容	評価	不都合・困っている点
●申請書の提出 2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	×	物流:ワン・ストップ化されていないことが多い。例えば、化学品の取扱いについての管理は非常に厳しく、税関局(Bureau of Customs :: BOC)の他に、環境天然資源省(Department of Environment and Natural Resources:DENR)、保健省(Department of Health)、フィリピン麻薬取締庁(Philippine Drug Enforcement Agency:PDEA)などの異なる監督官庁に対して、個別の申請書を提出する必要がある。年一回の更新が必要だが、昨年までは窓口の担当者に確認してもらい、必要な書類を揃えていたが、電子申請になり、担当者も慣れていないため、むしろ書類不足への対応などで時間がかかり、有効期限ぎりぎりになってしまうこともある。このように中央省庁は、On-Line 申請化を推進しているが、過渡期でもあり十分に対応できていないことが多い。届出、更新手続などの制度が変わっているが、担当部門も追いつけない状況である。 ※PEZA はクリーンであるが、他機関では窓口が明確ではない、担当部局と面会できない等の事例があり、対応も遅い。 化学品については、税関や監督官庁より CAS No(成分ナンバー)の開示を求められる事が多い。これは荷主側にとって技術情報(機密情報)に相当するため、躊躇するが、輸入のために必要であるとして説得する。このようにトラブルに近いような例もみられる。ビジネス許可については、市などに提出すればよく、州などになどの担当に申請する必要はあまりない。
●申請の日時 業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。	○	物流:基本的には営業日は全て対応している。但し、急に休みになり、1日ぐらい業務が遅延することはある。
●電子申請 電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。	×	物流:電子化を推進中であり、移行期のため、逆に遅延する場合がみられる。例えば、通関申請の際には、品物の種類を記載した書類(Invoice/Packing List)をスキャンしてデータで送っているが、税関の担当者が紙でプリントアウトして確認するため、余計な時間がかかってしまっている。

		このように中途半端な電子化であるため、かつてのマニュアル時の方が処理が早かった。
●複写の受入 ・特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付ける(PDFなどの可否も含める)。	×	物流:電子化しているものの、後にかかなりの量の紙の書類が必要になり、更に認証(Certified)のサインなどを求められる。このように基本原本主義で、紙文化が継続している。
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請にかかる時間)を提供する(※)。	×	物流:型だけの提示。処理期間の明文化がされているかはわからない。ただし、おおよその期間は教えてくれるが、遅延は発生するものだと考えてよい。複数の担当者のサインが必要になるが、途中段階で担当者の出張などでサインする手続が滞ることもある。役所のサイナーの不在が遅延につながっている。 また、化学品で警察が管理する品目があるが、選挙中は申請内容によっては選挙管理委員会の許可が必要になる。その場合でも選挙管理委員会の担当が不慣れであるため、手続が遅延してしまうことになる。 通常は1カ月の手続所要時間が、大統領選挙時には3か月程度に伸びてしまう。規制が突然増えて遅れが生じる。
●申請拒否の理由 申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	○	物流:拒否理由等は一応記載はある。ただ、拒否理由としては書類不備等の場合が多い。(CASの非開示など) 追加書類の提出など無理難題等の要求はあるものの、政治的な理由でなされることは少ない。
●手数料 手数料は合理的、透明性を確保する。	△	物流:手数料は、表面上は、金額的にも妥当であり透明性も確保されている。但し、問題があった場合のペナルティとして課される罰金が、感覚的にかなり高額だと感じる。少しのミスや遅れで何万ペソも支払う必要がある。手続も進まなくなる。うまくいっているうちは良い。このペナルティのことも含めると金額の根拠は不透明と言わざるを得ない。
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	△	物流:基本的に問題はなさそうだが、外国人との公平性の面で不透明な部分は感じる。 ※正確には不明だが、通関士など資格によっては、外国人は取得できない可能性がある。
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。(政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)	○	物流:独立性は確保されていると思う。※ただし、SDR 規律の対象外だが、企業や個人が儲かっていると思われる、難癖をつけて税金等の追徴を要求されることが珍しくない。理由も妥当性が感じられない場合が多い。数年分遡って過少申告について追徴税が課されることもある。特にバラングイ(barangay:フィリピンの都市(cities)と町(Municipalities)を構成する最小の地方自治単位)で、この傾向が見られる。
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に	△	物流:情報の公開は不十分と感じられる。必要な書類がサイトにアップされることもなく、紙の通知を写真で撮影したファイルをメールやFAXで送信してくることもある。窓口では書類はもらえると思う。

速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手続の違いなど)		
●法律・規則の施行前公表 サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表する(※)。	○	物流:法律などの施行には時間を要するものについては、事前公示はある。
●コメントの機会提供 コメントする機会を与える(※)。	○	物流:商流に影響を及ぼすような日系企業にとって非常に不利益な変更等が想定される場合には、商工会議所等が取りまとめて交渉している。この点、意見陳述の場はあるが、その要望が反映されるとは限らない。
●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。	△	物流:相談窓口はある。ただし、対応する担当者の裁量によることも多くある。運用面で問題がある
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	○	物流:男女等での差別・区別はない。
●その他 その他の行政手続で困ったこと		物流: ●日本との関係の深いフィリピンは今後も発展が期待できる国である。中国の影響力が強まる中、政治、経済などの面で協力関係を一層深めてもらいたい。今回、SDR 規律に対する議論によって、フィリピン国内の課題を知ってもらった場となったことは良かった。問題解決のための働きかけなども期待している。

◆ブラジル(食品・外食、物流)

連邦、州、市が別々に権限をもっているため、申請手続が非常に複雑である。そのため仲介業者は必須であり、申請に係る時間も仲介業者という「プロ」との阿吽の呼吸で決まっているようなところがある。申請拒否の理由には一般人には知る由もないこともある。また、パブリックコメントの機会はない。窓口対応のレベルも低い。

SDR 規律への期待度
食品・外食:4 申請窓口の服暑さやタイムフレームの不明瞭さなどから、SDR 規律への期待は大きい。ただし、ブラジルは自国のルールを強く持っており、南米ではリーダーとして主導権を持っている。外部から圧力をかけても、認めないかぎり受け入れないという姿勢であるため、SDR 規律の実現が難しそうだと感じる。 物流:5 非常に期待している。いつライセンスがおろるのか不透明なところがある。ブラジルは様々な面でわかりにくい、厄介であるというイメージがあり、日本企業が進出を躊躇することがある。そうした課題をクリアするために SDR 規律を期待する。

対象となる法律
食品:飲食は、主に衛生、消防、営業許可の3つが必要である。取得は難しくないが、日本よりも時間がかかる。コンサルタントを見つければ 45 日ほどで取れる。食品工場の場合、更に劇薬取り扱いのライセンスなどが加わるが、この審査は厳しい。 物流:船舶利用輸送、利用航空輸送、倉庫関係、通関関係、重量品・プラントの輸送・特殊輸送に関わる資格(危険物取扱など)の他、営業所など拠点設置の許可申請など。

規律の内容	評価	不都合・困っている点
●申請書の提出 2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	× ×	外食:連邦、州、市のそれぞれに窓口がある。市のライセンスがベースとなるが、州の認可も取らないといけないケースがある。まれに連邦の許可も取得する必要がある。基本的にライセンスを取得するのは非常に困難で、コンサルタントを間に挟まなければ、たらい回しになって通常の数倍は時間がかかる。 物流:事業所を開く時、倉庫や海上輸送について、州と市にそれぞれ申請が必要である。また、消防など窓口が複数設置されているものもある。場合によっては連邦にも届け出・申請などが必要となる。(複数部門への申請という点では日本や米国も同様だが、縦割り行政で横のつながりはない。)
●申請の日時 業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。	○ ○	外食:年末年始などを除き、月曜から金曜の9時から18時であれば問題ない。 物流:オンライン化が進んでいるため、いつでも申請できる。
●電子申請 電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。	○ ○	外食:電子環境は整っている。担当者によって対応が変わることもある(理解が不十分な担当者が対応することもある)。 物流:手続の電子化が進んでいる。
●複写の受入 ・特に必要な場合を除き、書類の原	△	外食:デジタルデータに加え、印刷した資料にサイン認証をして持っておいた方がよい。担当部署によって、電子データが受け付けられないケースがある。また、担当者によって対応が変わることもある

本の代わりに書類の複写を受け付ける(PDFなどの可否も含める)。	×	(理解が不十分な担当者が対応することもある)。信用できないため、原本があった方が望ましい。 物流:電子サインではなく原本が必要なシーンも多くある。
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請にかかる時間)を提供する(※)。	×	外食:申請に要する期間は提示されない。専門のコンサルタントの過去の経験からスケジュールを推測するしかない。書類を準備して申請すれば、基本的に許可される。ただし、基本的に処理能力が日本より低いと、時間はかかる。
	×	物流:手続に要する時間などの明示がないことはある。更に、いつまでに返事するとの記載があっても延長されるなど、あいまいな状況である。
●申請拒否の理由 申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	×	外食:申請拒否の理由は、書類が足りない程度であれば指摘されるが、他の理由は教えてもらえない
	△	物流:拒否されることがあまりないため、拒否理由の状況は不明。(問題は感じていない)
●手数料 手数料は合理的、透明性を確保する。	○	外食:金額設定に透明性はあり、適切に設定されている。ただし、インフレの影響で価格が5~10%程度の上昇、コンサルタントに支払うコストがかかるなどのデメリットがある。
	△	物流:多くの手続をコンサルタントや弁護士事務所に依頼しているため、手続にかかる費用については、あまりわからない状況である。
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	△	外食:初めから資格をドキュメントとして持参するように言われる。期間を与えるのではなく、資格を取得したら、申請時に持参することになる。例えば、工場運営は飲食よりも2、3多くのライセンスが必要になる。麺作りで利用するかん水の扱いは劇薬扱いになるなど、厳しい条件がある。
	—	物流:不明
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。(政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)	○	外食:公平な扱いである。
	△	物流:あからさまな圧力などはないが、実態についてはわからない。全く問題がないとは言いきれない。
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手続の違いなど)	△	外食:情報が掲載されてもアップデートがされないことがある。ダウンロードした書類を記入して、窓口に行っても書類が足りないと言われることなどがある。
	○	物流:特に不便には感じていない。
●法律・規則の施行前公表 サービス国内規制に関する法律・規	△	外食:法律が変わったときに連絡ではなく、自分でHPなどを見るしかない(HPには掲載される)。
	○	物流:法律の公表・改正の公表について、現状では問題と思うことはない。

則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表する(※)。		
●コメントの機会提供 コメントする機会を与える(※)。	× ×	外食:コメントの機会はない。 物流:民間へのヒアリングやパブリックコメントの場はないと思う。
●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。	△ ×	外食:問い合わせに対して、情報は教えてもらえる。ただし、それが間違っていることがある。 物流:適切に対応してもらえない。逆に、電子データなどをオンライン上で掲載しているので、そちらを参照するような言い訳をされるようになってきている。
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	○ ○	外食:特にない。LGBT や男女差別には厳しい。 物流:問題なし
●その他 その他の行政手続で困ったこと		食品: ●医療や衛生を取り締まる国家衛生監督庁(ANVISA : Agência Nacional de Vigilância Sanitária)には、何か問い合わせをしても帰返答がないことが多い。ANVISA は大きな権力を持ち、ここから営業停止の指示を受けると逆らえない。この点、商工会を通じて日本企業の総意として意見してもらい、若干は改善が見られたと聞いている。さらに加えて、日本政府からも政治的なロビー活動してもらえると、現地に進出している企業にとってはありがたい。 物流: ●日系企業も進出しやすい土壌が望ましい。物流業者として、顧客であるメーカーなどが進出して物の移動を増加してもらいたい。2 億のマーケットがあるため、もう少し進出しやすい環境になると助かる。 ●日本の工場で、日系ブラジル人が勤務し、勉強するなど日本とブラジルは密接な関係にある。ただし、投資という部分では、地理的に距離があること、ブラジルの複雑さ、面倒さによって、日系企業が戸惑っていると感じている。この複雑さが解消されれば、更に発展すると感じている。 ●日本企業にとって、かつてより日系人のコミュニティのアドバンテージはなくなっている。実際、現在の大統領は中国寄りの姿勢である。確かに、日系人の政治家がいるため、そのようなパイプは日系企業に有利に働き、ブラジル全体で 1%弱ほどの日系人が存在する。ただし、現在、日系人は3世、4世の世代が多くなってきている。4世にもなると、コミュニティの結束が薄まる事が懸念材料である。

◆メキシコ(専門、旅行)

業種により、状況が異なるようであるが、電子申請が進んでおらず、紙文書での書類提出が必要なケースが多い。申請までの時間は示されるが、担当者による遅れがみられる。窓口対応にも問題があり、たらい回しにされるケースなどがある。

情報公開については、特に申請書類のアップロードに問題があり、最新の書式がダウンロードできないことなどがある。パブリックコメントの機会はない。

SDR 規律への期待度
専門:4 申請書が統一されていない点(仕組みと運用の違いのダブル・スタンダードなど)に困っているため、メキシコでの SDR 規律への期待は大きい。 旅行:4 SDR 規律は、メキシコにもあった方がよい。

対象となる法律
専門:事業許可など 旅行:発券(IATA:The International Air Transport Association に加盟)、旅行業の2つのライセンスが必要。※ベトナムなどと異なり、旅行業の許可でインバウンド、アウトバウンドの両方の事業が行える。個人向けは、メキシコのガイドライセンスの他、空港送迎のライセンスもある。

規律の内容	評価	不都合・困っている点
●申請書の提出 2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	○ ×	専門:ほとんどワン・ストップで完結する。 旅行:2つ以上の部署に分かれている。州、市への申請が必要である。運転免許を例にすると、州によっても書類で済むか、決議などが必要かなど条件が異なる。さらに金額も地域によって違ってくるなど状況は複雑である。さらには連邦もある。地元の間人だと個々の事情がわかり、知り合いもいるためやりやすい可能性はある。
●申請の日時 業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。	○ ○	専門:問題ない。 旅行:問題ない
●電子申請 電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。	△ ×	専門:電子申請に対応している。しかし、書類については PDF での提出が許されない。 旅行:電子化はほとんどされていない。
●複写の受入 ・特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付ける(PDF などの可否も含める)。	△ ×	専門:書類については PDF での提出が許されず、原本の複写が必要なケースもある。 旅行:公的な書類は、弁護士を通じて、印鑑なども必要。メールでの提出は許されないことが一般的である。
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請のか	△ △	専門:提示されたタイムフレーム通りに進む。ただし担当者によってスピード感やかかる時間が異なることがある。 旅行:目安はあるが、あくまでも目安である。書類が足りないことを指摘されて時間がかかることもある。地域や担当官によっても異なる。

かる時間)を提供する(※)。		
●申請拒否の理由 申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	△ △	専門:申請拒否の理由も明らかなことが多いが、不明なこともある。 旅行:一般的に、教えてくれることもあるが、教えてくれないこともある。申請するライセンスにもよって異なる。問い合わせてもわからないという回答も良くある。
●手数料 手数料は合理的、透明性を確保する。	○ △	専門:問題なし。 旅行:アジアよりも賄賂などは少ないが、担当官のよっては余計な費用が掛かることもあるなど不透明感はある。旅行に関しては、あまり問題はない。※弁護士、行政書士などが必要になるため、その費用は掛かる。特に、酒類ライセンスなどは難しい。
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	○ ×	専門:問題なし。メキシコの場合、会計士の資格は大学卒業で得られるため、問題は少ない。 旅行:ガイドには試験の日程はない。ツアーガイドは申請して手数料を支払い取得する。空港送迎ガイド(GAFETE)は、合理的な理由もなく、何度も申請してみても通過する状況である。日本とは異なる。
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。(政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)	○ △	専門:問題なし。プロセスの透明性は高い。 旅行:何らかの圧力は感じられる。州ごとに法律が異なる。また、トップの意向などで決定が覆ることはあるようである。取得する場所による違いもある。メキシコシティよりも観光地のカンクンの方が観光関係の資格は取得しやすい。 ※旅行業ライセンスは不明。
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手の違いなど)	×	専門:HP に古い情報が残ったままのケースや、必要資料の情報に抜け漏れがあるケースがある。 旅行:公開が不十分である。必要な書面は HP などにあるものはある。ただし、迅速な公開ではない。印刷用の書類などはダウンロードできることもある。
●法律・規則の施行前公表 サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表する(※)。	△ ○	専門:事前に公表される法律もあれば、突然、ルールが変更されるケースもある。資格審査や営業許可などに関しては、新設される場合には情報開示もある。 旅行:問題ない。国会等での決定もよくわかる状況である。
●コメントの機会提供 コメントする機会を与える(※)。	△ ×	専門:コメントの機会はない。 旅行:機会はない。基本的には従うしかない。

●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。	△ ×	専門:問い合わせなどの窓口の設置自体に問題はない。ただし、対応する窓口では担当者によって指摘される点などが変わる。また、最初の担当者に事前に指示された資料を用意して申請に臨んだ際、別の担当者からは用意してきた不要だと言われ、別の資料を求められるケースがある。 旅行:一般的には、たらい回しにされる。旅行に関しても、インバウンド関係の書類、アウトバウンド関係の書類など、担当者や部門によって言うことも異なる。
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	○ ○	専門:問題なし 旅行:問題なし
●その他 その他の行政手続で困ったこと		専門: ●メキシコは、市場として今後の可能性が大きい。土地が広く、人口を見ても若年層が多い。自社だけでなく、他の日系企業でも同様の見解を持っている。 ●SDR 規律について、日本政府にはメキシコの行政手続の明確化を後押ししてもらいたい。 旅行: ●観光業としては、メキシコの安全性の事実が伝わっていない。YouTube などの動画でも必要以上に危険である点が強調され、悪い印象がある。観光客が来にくい状況がつくられているため、誘致できる状況を伝えるため、民間や現地の商工会議所だけでなく、日本の政府側からの助力もあると助かる。 ●訪日観光に関しては、スペイン語表記がないことが受け入れ側である日本の言葉の壁がある。 ●経済面では、現在でも JETRO とビジネスで協力しているが、日本の商品などをメキシコに持ってくるアピール活動を官民一体で行ってもらいたい。現在、アジアとアメリカ向けは盛んだが、ビジネスチャンスの大きいメキシコにも力を入れてもらいたい。これが観光業のビジネスにもつながるため期待している。JETRO は、富山のコメ、ホタテなどのプロモーションなども努力してもらっているが、民間企業の意欲はやや低い。政府側からも助力があると助かる。例えば、官民一体で、メキシコの知見を持った人を招聘してセミナーなどを開催する機会があれば助かる。

◆UAE(外食)

UAE は、SDR 規律に抵触するような行政手続はあまり見られず、申請手続なども透明度が高いといえる。特に、ドバイの場合、外国企業誘致に積極的であることもあり、ほとんど問題はない。

ただし、他の首長国については、酒類販売の許可など一部の業種で手続面での難しさなども報告されている。

SDR 規律への期待度
ドバイ 1、その他の首長国 3 ドバイは既に市場開放が進んでいると考えられることから、SDR 規律に期待することは少ないが、ドバイは、中東の拠点として、外国企業がまず中東の橋頭堡とする場所で、ドバイを拠点に、サウジやカタール等への拡大を考えている企業が少なくない。 SDR 規律等により、各国の制度・手続ルールが共通化されると、事業展開をよりスムーズに行うことができると思われる。 特にドバイ周辺では、サウジは人口も多く次の展開市場として有望であると考えられるが、手続面、事務処理の速度感、サプライチェーン等の点で、課題が多く、展開するのに非常に面倒な国となっている。最近は旅行ビザの発給等、市場開放の方向に進んでいるが、王族とのつながり度合い等に手続が左右される傾向が強く、改善されることが強く望まれる。 ※基本的に、ドバイ首長での話を中心に行っているが、UAE には他にアブダビ首長、シャルジャ首長、等合計7つの首長がある。概ね同じようなルールで運営されているが、各首長間では実運用の面では違いがあり、例えば、アブダビはドバイよりルールの適用が厳しく運用されている。進出場合には、UAE のどこに展開するのかの注意は必要である。

対象となる法律
外食:飲食の営業許可、保健衛生の届け出、出店(建築関係)の届け出

規律の内容	評価	不都合・困っている点
●申請書の提出 2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	△	外食:完全なワン・ストップではない。営業許可の申請にあたっては、保健所で申請書を提出するが、行政庁にも同様の書類を提出する必要がある。許可書は保健所から発行される。
●申請の日時 業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。	○	外食:特に問題はない
●電子申請 電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。	○	外食:申請のシステム化、デジタル化が進んでいる。
●複写の受入 ・特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付け	△	外食:関連サイトから紙の申請書ではなくシステムでの申請がほとんどであるが、最終的には、役所に出頭して、関係者全員のサインを管理官の前で行う必要があるなど、旧態とした部分も未だに残っている。

る(PDFなどの可否も含める)。		
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請にかかる時間)を提供する(※)。	○	外食:特に問題はない。申請に係る時間などについては明示していないこともあるが、その日のうちに申請から書類手続まで完了することもあるなど、スムーズに進む印象である。
●申請拒否の理由 申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	○	外食:申請が却下される場合の理由は説明してくれる。例えば、キッチンシンクの設計し直しなどを指摘されることはある。
●手数料 手数料は合理的、透明性を確保する。	○	外食:手数料が合理的か否かは判断できないが、申請手続の項目ごとに費用設定がなされているなど料金体系は明確。
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	○	外食:大きな問題はない。飲食の場合、ホール担当をするためには、ドバイ政庁の実施する研修を受講・修了していることが必須であるが、この研修の言語が、英語、アラビア語、中国語、ロシア語、ヒンドゥー語くらいしかなく、多国籍従業員の雇用が現実中で、不便を感じている。 PIC(衛生管理責任者)を必ず配置する必要があるが、この資格は試験を受験して合格する必要がある、この試験においても、言語の課題はある。英語ができていれば問題はない。
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。(政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)	○	外食:申請受理は公平に行われる。
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手続の違いなど)	○	外食:非常にしっかりと情報公開している。ドバイの場合、特に外資を呼び込みたいため、英語対応も含めて整備が進んでいる。
●法律・規則の施行前公表 サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂す	○	外食:法律や規制が改正・変更される時には連絡が来る。例えば、外食のシェフの場合、調理師免許が新たに必要になるなど場合には、VISAの必要要件に追加されるなどは知らされる。また、3年くらい前に、ラマダンの時に昼にお酒を出せるようになった際には、すぐに連絡がきた。

る場合、その案を事前に公表する(※)。		
●コメントの機会提供 コメントする機会を与える(※)。	△	外食:不明
●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。	○	外食:例えば、上記のルール変更の際の問い合わせ窓口の例にはなるが、法人税の税率が変更された時には窓口の担当者がしっかりと説明してくれる。
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	○	外食:特に問題はない。サウジアラビアの場合には、女性が就けない業務などもあるが、UAE の場合にはあまりない。
●その他 その他の行政手続で困ったこと		外食: ●ドバイにおける飲食業は、日本食の人気の高まりにより、中東地域にも浸透しており、観光やビジネスでドバイに滞在している外国人にも受け入れられている。一方で、こだわりを持った日本食を提供しようとした場合、どうしても食材を日本から輸入する必要があり、その手続に手間がかかってしまう点は課題かと思われる。 ●中東地域全体への拡大を図るには、まだ王族や財閥系の企業が勢力を持っており、それらの一部の人達とのつながりが必要であったりするため、これらの点が改善されると魅力度は増すと思われる。 ●ドバイ内には、大きなショッピングモールがあり、出店希望者も多いのであるが、モールを運営しているのがドバイの財閥系企業であり、設備施工工事等の全てを財閥系企業に依頼しなければならず、出店費用や家賃等もかなり効果なため、参加しづらくなっている。

◆サウジアラビア(建設)

サウジアラビアは、行政手続法の運用、ライセンス等の申請手続などの問題は少ない。
電子申請システムは進んでおり、スムーズに手続が進む。

SDR 規律への期待度
建設:1 顧客であるサウジアラムコ(国営企業のため国ではないが)の条件は厳しいが、行政手続については、特に厳しい点はない。 ビザの取得で苦勞することがある。例えば、日本人社員が取得する際、ビザを申請したところ「法学部を卒業と、ファイナンシャル・アナリスト・スペシャリストという肩書がマッチしないため、入国を認めない」とされた。本人のビザは取得できたが、家族のビザが発行されなかった。そこで、法学部に見合うアドミニストレイティブ・デベロップメント・スペシャリストというタイトルに変更したところ、許可が降りた。また、サウジアラビア人しか取れないタイトルはある。 そもそも、大卒、大学院卒はあるが、高専卒のカテゴリーがないため、説得するのに苦勞する。今回はビザが降りたが、今後も保証されるかはわからない。 出身学部で職種の適合条件を判断されること以外にも、会社の定款に特別な規定を入れさせられるなど、余計なところに口出しされることは良くある。 ワークビザは基本的に1年ごとの更新となる。滞在許可証(イカーマ(Iqama))と、就労ビザ(Work Permit)の2種類がある。イカーマは2～3年有効だが、Work Permitの有効期限は1年である(回数の上限はない)。 また、労働許可書の際に認められた職種・タイトルが、法律変更により、サウジアラビア人限定の職種・タイトルになると、当初のタイトルを変更しなくてはならない。ここには、サウジアラビア人用の雇用を確保の意図が見える。また、サウジアラビア人の就労職業種のコントロールなど意図も存在する。具体的には、銀行業界は、社員の8～9割がサウジアラビア人である必要があり、設計業は50%、建設業は22%などと枠が設定されている。

対象となる法律
建設:問題となっているものは特にない。建築業は届け出制で、投資省に申請が認められれば事業を始められる。日本のように、消防関係の手続もなく、建築士や高圧ガスの有資格者を置く必要もない。ただし、設計業務を担う場合、サウジアラビア人のエンジニアを一定以上雇用しなくてはならない。

規律の内容	評価	不都合・困っている点
●申請書の提出 2以上の担当部署への申請を避ける(※)。	△	建設:ワン・ストップではなく、ライセンス取得に関係する機関は複数ある。 建設関係の許可・ライセンスを取得する際には、サウジアラビア総合投資庁(SAGIA:The Saudi Arabian General Investment Authority)、商工会議所(Chamber of commerce)、商工業省(Ministry of Commerce and Industry;MoCI)などに、個別登録する必要がある。また、設計業はサウジアラビア技術者会議(SCE:Saudi Council of Engineers)への登録が別途必要となる。
●申請の日時	○	建設:特に規制はない。ほとんどすべてのプロセスが電子上で進む

業務日であれば一年中いつでも申請可能とする(※)。		ため、何時でも申請できる。ただし、署名登録の際は窓口指定された日時に行く必要がある。この予約はオンラインシステム上で可能である。
●電子申請 ・電子的様式で申請書を受け付けるよう努める。	○	建設:電子化は非常に進んでいる。 個人の携帯番号、指紋登録などと紐づいて国のシステム上で管理されているため、社員から申請が為された場合に、それを承認するか否かの確認メールが社長の携帯に届くシステムになっている。 ※また、企業の雇用契約なども政府の電子システムに登録されており、社会保険料などの情報も登録されている。その情報に基づいてビザが出るなど、シンプルな仕組みとなっている。
●複写の受入 ・また、特に必要な場合を除き、書類の原本の代わりに書類の複写を受け付ける(PDFなどの可否も含める)。	○	建設:商工会議所の登録と銀行の手続は原本が必要だが、それ以外では原本主義ではない。登記簿なども電子対応であり、電子で完結する。
●申請の手続 申請の手続について例示的なタイムフレーム(申請にかかる時間)を提供する(※)。	×	建設:タイムフレームは特に示されていない。変更の際、時間がかかった部分があり、電子だからといってすぐに承認されるわけではない。サッカーなどのイベントがあると申請が滞ることもある。
●申請拒否の理由 申請が拒否された場合、申請の拒否の理由等について知らせる(※)。	○	建設:申請については、属人的な理由ではなく、数値で可否が判断される。これまで申請が拒否されたことがないため、明確にはわからないが、申請内容に不備がある場合は、おそらく理由が提示される。盲目的に拒否というよりもシステムエラーで処理できないというイメージが適切である。 以前はビザ取得の際、パスポートセンターにコネクションを持った担当がいればスムーズに取得できることもあった。それを改善する目的でシステムが導入され、状況は改善した。
●手数料 手数料は合理的、透明性を確保する。	○	建設:問題なし。個別の申請は料金がかかっているのかわからない(気にならない)。ただし、ビザの手料金はかかるが常識的な金額である。一方で、投資庁や商工会議所への登録費用に数百万円かかるなど安くはない。透明性は保たれている。
●資格の審査 合理的な間隔で試験の日程を設定し、試験までに合理的な期間を与える。	○	建設:エンジニアは国籍関係なく、理工系の大学を卒業して卒業証明書に認証が取れていれば、登録は簡単にできる。しかし現場のワーカーレベルの人材を採用する際、国籍によっては技能研修や試験を課されることもある。
●独立性 担当部署は承認を求めるサービス提供者から独立して意思決定を行う。	○	建設:問題ない。

(政府、団体などからの圧力、影響などはないか?)		
●情報の公表 資格要件等のために必要な情報を迅速に公表し、または書面で入手可能にする。(ホームページと現実の手続の違いなど)	○	建設:Web システムにアップロードするだけで完結し、書類などはない。必要要件も確認できる。
●法律・規則の施行前公表 サービス国内規制に関する法律・規則を新しく導入する場合又は改訂する場合、その案を事前に公表する(※)。	○	建設:法律などの変更について公表されるため、問題ない
●コメントの機会提供 コメントする機会を与える(※)。	△	建設:意見聴取については、あまり聞いたことがない。行政の法改正などについては従うことが当たり前という風潮はある。
●対応窓口 サービス提供者等からの質問に対して対応する適切な窓口を設立する。	○	建設:問い合わせ窓口はある。わからないことを電話などで聞くことも可能である。
●措置の策定 サービス提供の措置について男女の平等を確保する。	○	建設:建設業では問題ない。文化面では、そこまでオープンではない場面はあるかもしれない。 飲食など女性が少ない業種はあるが、自動車免許が取れるようになるなど女性の社会進出は推進されつつある。一方で、オフィスなども男女別に部屋を分けることもある。 ※職種を国籍で限定することはある。例えば、人事部門・人事関連の仕事、セキュリティ関係の仕事はすべてサウジアラビア人でなくてはならない。他にも、秘書、スーパーのレジ打ちなどもサウジアラビア人限定である。サウジアラビア人の職業保護の目的のため、ビザの条件は厳しい。 ※サウジアラビア人と外国人での区別はあるが、さらに「インド人は何%」といった規制もある。一定数を超えると、ワークビザを制限されるため新たに採用ができなくなる。サウジアラビアに來ている外国人で、最も多いのがインド人。日本人は絶対数が少ないので、現在は特に制限はない。

●その他 その他の行政手続で困ったことがあれば、記入ください。	建設： ●税務係争を抱えているが、ここ数年、税務署の審査が厳しくなってきた。この結果が必ずしもフェアではない。租税条約も機能していない。サービスに関しては、認められているはずの免税措置が適用されないこともある。日本政府にはこういった点の改善を求めたい。
---	--

◆まとめ

以下、各地域や国について上記の結果を取りまとめる。

・東アジア

行政手続の透明性、効率性に優れる香港に対して、中国では都市部や地方でのプロセスの違い、ホームページ上で示された文書以外の要求、一部の業種での許認可の不透明さなどが問題となっていた。行政府による法律施行などの公開は迅速だが、パブリックコメントの機会があっても利用できないような雰囲気が存在する。中国の場合、業種により状況は異なるが、SDR 規律の存在は、新たに進出する日本企業にとってメリットはあると考えられる。

・東南アジア

タイ、フィリピンともに手続の遅れなど運用面でルーズな点は見られた。両国ともに申請手続の電子化はなされているものの、十分に普及していなかったり、担当者が慣れていなかったりすることも多かった。タイの原本提出と署名の必要性などの紙文化が根強く残っている点は課題といえる。

両国ともにホームページ上の情報公開は不十分といえる。SDR 規律によって、日本企業が進出する際の障壁が引き下げられる可能性はあると考えられる。日本との距離も近く、メリットは大きい。

・中南米

メキシコ、ブラジルともに、法律や行政の仕組みが複雑で、州、市などで別々の申請が必要になるなど中南米独特の行政の仕組みが、申請手続の阻害要因となっている。担当者の対応レベルは高くなく、間違った回答、たらい回しなども起こる。SDR 規律が実行に移されることで、両国ともに多くの問題が解決できる可能性があるといえる。

・中東

UAE、サウジアラビアともに行政手続の電子化が進んでおり、問題は少ない。高度なシステムにより、ワン・ストップ化も実現し、人的な介入を極力減らしたため、恣意的な判断、遅れなどが排除され、申請できなかった理由についてもシステム上のエラーのような形で表示される。この両国は、SDR 規律の裨益は少ないといえる。

④ SDR 規律によるメリットが想定される例

SDR 規律違反の可能性のある各国の行政手続や申請方法として代表的なケースを記載する。

SDR 規律による日本企業への裨益が期待されるケース
・中国における旅行業について、当局が外国企業にもライセンスを認めるとしている事業であっても、申請はできるものの、その後の手続きが進まず、申請してから5年で効力が無くなるため、結局許可を得ることができない。申請は地方の旅游局に行くこととなっているが、窓口では「国家旅游局の許可が必要」と説明され、責任の所在も不明瞭。＜旅行業＞ ・ブラジルにおいて、申請手続のタイムフレームの提示がなされないことがある。＜外食業、物流業＞。また、フィリピンでは、タイムフレームは提示されるものの、示された期間よりも遅延することが多い。＜物流業＞ ・タイにおいては、申請書類は基本的に書面での受付であり、大部の書類の各ページの下にパスポートと同じ直筆サインが必要。＜小売業、外食業＞

出典：ハローG 作成

2 他課題の考察

これまでの調査の結果、各国の行政手続の現状と課題、SDR 規律の裨益がある国・地域などについて判明した。以下、現状を踏まえて、SDR 規律の不足部分や限界、行政手続の構造的な問題などについて説明する。

① 行政専門の仲介業者、ブローカーの存在

行政手続が複雑で、一般の人では申請手続を行うことが難しい国・地域では、例えば、ブラジルの Despachante(役所関連の書類手続代行業者、通関業者)のような行政手続専門の仲介業者やブローカー、現地の有力者などが存在する。

SDR 規律は、複数担当部署の存在、問い合わせ窓口の不備や不便さ、不十分な情報開示、手続の遅れ、申請却下理由の不開示など行政側に起因する問題を改善する効果を一定程度有しているとともに、申請者にとっては、必用書類などの準備負の手間、やり直しや手続遅延などによる申請時間の延長、ルールの変更や情報の非開示など不透明な手続を回避・低減する効果を有しており、仲介業者や現地有力者とのコネクションへの依存を低減しうる。

サウジアラビアは、かつてはコネクションなどにより、申請手続を円滑に進めてきたが、それを排除するために、高度なオンライン化を進めてきた経緯がある。結果として、書類準備、申請や問い合わせの窓口、情報開示などの問題はほぼ解決し、申請者の手間が軽減し、申請時間も大幅に短縮されることとなった。また、機械的な処理が進み、担当者の恣意的な判断などが入る余地も減少した。

このように、申請手続利用者の負担軽減のためには、申請の電子化や原本の複写や PDF ファイルなどを認めること、などを高いレベルで進めていくことが有効であるといえる。

行政側の申請手続に関する問題の分析

	問題のタイプ	
行政側の問題	◆非効率性 ・複数部門への申請 ・承認手続人数の多さ ・問い合わせ窓口の対応の悪さ ・紙文書での必要書類・サイン捺印 ・申請時間の遅れ	◆ブラックボックス化 ・申請却下理由の非開示 (曖昧な判断基準、独立性のなさ) ・情報開示の不十分さ (プロセスや時間の不明瞭さ) ・突然のルールの変更
申請者の負担	・準備にかかる手間 ・申請時間の延長	・不信感や不安感の助長
結果	投資環境の悪化 ・高コストの業者の利用 ⇒ 費用負担の増加。 ・悪質な業者の利用 ⇒ 費用は安い、結果が出ない(詐欺的)。 ・独自に申請 ⇒ いつまでも申請が進まないで撤退 申請の遅れによる事業機会の喪失 など	
対策	申請プロセスのオンライン化 ・できるだけ自動化が進んだシステム(恣意的判断、人力を極力減らす) ・申請書類もコピーで対応可能 ・サイン、捺印も電子署名などを活用	

出典:ハローG 作成

② SDR 規律の対象(機関や団体)

SDR 規律は、自治体を含めた行政府が対象となり、民間の資格認定などは対象外である。

しかしながら、日本企業が海外に進出するに際して、行政機関以外への申請や登録、民間資格の取得などもハードルとなっている。

例えば、ハラル認証などを行う宗教団体、金融機関の融資申請対象外であるが、現地の商工会への登録(事業登録)、士業の業界団体への登録申請(弁護士会など)も厳密には行政手続の範囲外である。その他、行政手続の一部を民間の団体などが代行することになった場合、現行の SDR 規律では対応できないことになっている。

また、(i)弁護士資格が事業開始に必要な場合、任意団体などへの登録が、事業開始の構成要件(行政手続の前段階の準備)となる場合、(ii)国の登録手続、申請手続などの業務を民間企業が代行する形である場合(行政からの委任契約など)、(iii)国営企業、政府系の団体などが関係する場合(資源関係など外資規制のある事業における関連ビジネスでの契約が許認可に近いケース)などは、グレーゾーンとして存在しうることには留意する必要がある。

③ SDR 規律の対象範囲(法令)

SDR 規律は、許認可やライセンスの取得などを円滑化する目的で、あくまでも事業や営業許可の申請に関する申請手筒機などが対象である。

例えば、税務申告や補助金の申請、人材確保に関する事項(ビザの申請、解雇方法、現地人雇用義務など)、資金の問題(資金調達、資本金など)については基本的に対象ではない。

これらは事業開始や継続と密接に関わることであり、場合によっては事業開始の際に必要な許認可の前提条件にもなりうる。その他にも現状の SDR 規律では、対象としきれない手続なども存在すると推察される。いずれにしても、日本企業が海外に進出して事業を開始するためのより良い投資環境の整備には、SDR 規律などの運用面の強化、対象領域の拡大を通じて障壁を取り去ることが望ましい。

SDR 規律の範囲についての分析

	国・自治体の手続	国・自治体以外の手続
事業に必要な資格、許可、届け出(ライセンス取得)	●SDR 規律の対象 国・自治体に対応する許認可、届け出、資格取得などの手続	△グレーゾーン 事業に必要な資格取得で、 ・国以外の団体などの手続 ・国以外の機関による手続代行
事業活動に大きく関係するが、直接的なライセンス取得ではない	△規律対象が検討できる分野 ・納税手続 ・VISA の申請、入国手続 ・現地人雇用、解雇規制(労働法) ・特定職業、資格取得の国籍制限 ・補助金、資金調達など ・外国人特区などへの進出 ・出資や資本に関する手続 など	×対象外 ・銀行の融資手続 ・事業所用の不動産の購入手続 ・取引慣行(業界ルール) など

出典:ハローG 作成

④ 担当者のレベル・モチベーション、部署ごとの判断基準の違い

SDR 規律では直接的に関わることでないと思われる課題として、行政側の申請担当者のクオリティやモチベーションなどがある。現実の問題として、個々の処理の遅れ、対応窓口での知識不足による説明の不備、誤った部門への取次などの問題は報告されている。

また、担当部門によって、判断基準、拒否される理由などに違いがあることも問題である。例えば、中国では上海、北京などの都市部では、許可されていた手続が、地方都市では通らず、追加の文書などを要求されることもある。また、これに近い問題として、フィリピンでは化学品の取り扱いに関

する許可申請に、選挙時の際だけ警察署が関わることにより、手続の遅れが生じるという事例も報告されている。

一方で、政府や自治体による産業保護や環境保全、技術開発推進、中小企業保護育成など政策的な意味合いから、特定の業種の外国企業に何らかの条件や制限が加えられること、参入が認められにくくなることもあるが、こちらについては SDR 規律の枠組みを超えたものとして存在する。

非常事態などのカントリーリスク、政権の変化による影響など加えて、これらの産業保護政策の存在があることも留意する必要がある。

⑤ オンライン化、情報公開に関する問題

本調査のインタビュー対象国・地域ではしばしば見られたが、ホームページ上に申請に必要な情報(費用、タイムフレーム、必要書類、必要条件)などが提示されていないケースも見られた。また、必要な申請書類などがダウンロードできないケース、タイのように最新のものにアップロードされていないケースも見られた。

上記の他、例えばフィリピンでは、オンライン申請が不十分で、申請した内容を人的に処理して遅延やミスが生じやすいような事例も見られた。また、申請書類のすべてがオンライン化できない中国、タイなどのケースもある。

その一方で、サウジアラビアは、ほとんどの申請手続が自動化して、必要書類も電子化で問題なく、承認手続の確認などもスマートフォンで通知されるような先進的なシステムを運用するなど手続のオンライン化については、各国で違いがあり、そのレベル感が手続の効率性などに大きく影響しているといえる。

他方、情報公開、手続については、タイ、中国などでは現地語が必要である。英語対応可能でない国があり、海外からの企業進出のハードルになっていることにも留意する必要がある。

⑥ 技術の開示要求

化学品、医薬品、食品などの輸入許可、販売許可などを取得する際に、成分表など企業機密に関わる情報を開示することを求められるケースもある。フィリピンの他、ブラジルなどでも厳格な要件が課されることが報告されている。かつての中国で問題視されたソフトウェア会社のソースコード公開など、知的財産権の保護に関連する問題は、現状の SDR 規律の枠外であるが、関連する事象として存在することにも留意する必要がある。

参考資料

参考データ1 企業情報

以下、協力企業一覧を掲載する。

また、一部の企業の事業概要と海外進出状況を紹介する。

協力企業一覧

	協力企業名
1	株式会社リンガーハット(外食)
2	BBBR 社(外食・食品)
3	外食 A 社(外食)
4	株式会社ロフト(小売)
5	卸売・小売業 A 社(卸売・小売)
6	卸売・小売業 B 社(卸売・小売)
7	物流 A 社(物流)
8	物流 B 社(物流)
9	物流 C 社(物流)
10	大日本旅行(旅行)
11	旅行業 A 社(旅行)
12	アセアンジャパンコンサルティング(専門)
13	会計経理・コンサルティング A 社(専門)
14	建設・プラント業 A 社(建設・プラント)
15	建設・プラント業 B 社(建設・プラント)

企業の事業紹介

企業① ロフト(中国)

【1. 会社の基本情報】
事業者名:株式会社ロフト 売上:929 億円(2023 年 2 月期) 従業員数:5,085 名(2023 年 2 月現在) 設立年 :1996 年 8 月(1987 年 11 月、西武百貨店渋谷店に雑貨館渋谷ロフトとして創業) 本社住所:東京都千代田区九段北 4 丁目 2 番 6 号 市ヶ谷ビル 3.4.6.7 階 事業概要:雑貨専門小売事業。全国に雑貨専門店「ロフト」を展開。美容健康雑貨関連、文具などを中心に生活雑貨全般を販売。MoMA デザインストア店舗展開。国内店舗展開 160 店舗(2024 年 1 月末)。
【2. 海外事業の実態】
現状の海外事業: ※進出国、提供しているサービス・業務の内容、人員体制など ●海外展開 ・中国にて事業を展開。中国直営店舗 4 店舗、バンコク FC 店舗 2 店舗(2023 年 2 月末時点) ・2020 年 7 月、中国 1 号店である徐家匯ロフトを上海メトロシティにオープン。現在は、上海 3 店舗、成都1店舗を展開。 進出目的・理由: ※進出経緯、期待していた事業、経営効率など ●2018 年頃、国内 100 店舗規模に拡大する中で、10 年後、20 年後の将来を見据えた人口減少を含めマーケット縮小を背景に、国内の出店余地の限界が想定されたため、成長戦略として、国外、アジアへの事業展開を検討し始めた。コロナ前の中国マーケットの急成長・成熟化は著しく、またインバウンドロフト来店需要での手ごたえを始め、中国での国内メーカーの進出状況を踏まえて、2019 年現地中国法人、2020 年 7 月に初の海外直営店中国出店の運びとなった。2020 年のコロナ禍での出店以降、世界的なコロナ禍長期化により、4 店舗まで出店。想定外のコロナ影響を受けたものの、今年は消費回復を受けて、出店を予定。 今後の事業展開: ※提供サービス、事業規模、新たな国や地域への進出予定など ●4 店舗の出店により、ロフトへの現地のマーケットニーズを見て取る事ができたので、オリジナリティのある品揃えをベースに、地元クリエイターとの協業を含めて、マーケットニーズに則した中国ロフトの多店舗化を進めて行く。 他国からの出店オファーもあるが、まずは中国マーケットでの事業展開を進める予定。

企業② アセアンジャパンコンサルティング(タイ)

【1. 会社の基本情報】
事業者名:アセアンジャパンコンサルティング株式会社 従業員数:日本2名、タイ15名 設立年:2007年 本社住所:東京都江東区有明3丁目7番26号 事業概要:タイを中心とした市場調査・動向分析、会社設立・法人登記・翻訳代行、M&Aなどの事業買収・提携コンサルティング
【2. 海外事業の実態】
現状の海外事業: ※進出国、提供しているサービス・業務の内容、人員体制など ●タイ法人 ・Kaigai Advisory Co.,Ltd (カイガイ・アドバイザリー株式会社) ・2 Jasmine 12FL. Soi Prasarnmit (Sukhumvit 23) Sukhumvit Rd. ・North Klongtoey, Wattana, Bangkok 10110 Thailand ※市場調査可能国:タイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、ベトナム 進出目的・理由: ※進出経緯、期待していた事業、経営効率など ●日系自動車メーカーのタイ法人における高級車の営業やマーケティングの経験を活かして、2007年に法人を設立。市場調査、翻訳などの業務を開始し、M&Aなど徐々に事業の幅を拡大。ASEAN地域を中心に経営者との人脈・ネットワークを拡大し、2018年ごろからタイ以外にも対象を拡大した。 今後の事業展開: ※提供サービス、事業規模、新たな国や地域への進出予定など ●現状、タイ関係の仕事が中心である。フィリピンに関しては、マニラとセブに経営者段階の支部があり、ビジネスの可能性を模索している。 ●コロナ禍以降、金融機関からのカンボジアの小売、工業団地などに関する問い合わせが増加しつつある。 ●基本的に、ASEANにフォーカスしており、日系企業の進出数や滞在日本人人口のタイの事業を拡大していく予定。一方、日本の都道府県や市区町村など地方自治体による中小企業の海外進出支援事業のサポート案件も増加しつつある。

企業③ BBBR(ブラジル)

【1. 会社の基本情報】
事業者名:BBBR 社 売上:約 3 億円 従業員数:50 名程度 設立年:2013 年 本社住所:Av. Paulista, 807 Cj 1922 - Jardim Paulista - São Paulo - SP 11 3539-4983 事業概要:ブラジル進出支援(コンサルティング)、外食・食品事業、日本への食材輸出・飲食業
【2. 海外事業の実態】
現状の海外事業: ※進出国、提供しているサービス・業務の内容、人員体制など ●ブラジル(サンパウロ)と東京に事務所を持つ。 ●主な事業 ・コンサルティング事業 ODA 事業コンサルティング:ブラジルに特化した ODA 事業の展開をサポート。事前調査から プロポーザルの作成、事業実施フェーズのコンサルティングの他、インターネット上での調査 まで対応、 ブラジルの進出支援事業:ブラジルに進出する日本企業の支援を行う ブラジルでの業務代行:ブラジルでの業務代行業業(雇用、事業準備、その他) ・外食事業: 豚骨ラーメン「一幸舎」の FC をサンパウロで運営 ・食品製造事業 :製麺所「慶史」 ●ブラジル商品のなどの輸出入事業:東京にある「ラテンアリメントス」で、オリーブオイルなどの ブラジル、その他の南米の商材などを輸入販売している。 進出目的・理由: ●ブラジルの市場ポテンシャルに期待して、CEO の倉智氏がブラジルに渡航し、2013 年に独 立して事業開始して、日本企業のブラジル進出支援を開始する。その後、輸出入業、飲食業、 製造業に相次いで進出。現在は、本業のコンサルティング事業を行う BBBR コンサルティングの 他、豚骨ラーメン「一幸舎」(外食事業)、製麺所「慶史」(食品製造事業)、東京にある「ラテンア リメントス」(ブラジル商品のなどの輸出入事業)などを展開するグループとなっている。 今後の事業展開: ●「一幸舎」の店舗を新たに出店する。 ●外食のフランチャイズ事業を拡大する。 ●上記の外食フランチャイズ拡大に伴い、製麺所・セントラル・キッチンなどの工場施設の新設 拡大を行う。

参考データ2 日本貿易振興機構(JETRO) 専門家インタビュー(抜粋)

ヒアリング候補となった 11 カ国・地域の外資規制、進出後のビジネス環境などについて、JETRO からのヒアリングの概要を取りまとめる。

◆東アジア

- ・国・地域 : 韓国
- ・腐敗度指数: 32 位
- ・内容

韓国への進出、進出後の行政手続については、大きな問題はない。以下、留意点などを記載する。

1. 外資規制について

公共サービス、発電配電業などの分野、放送・通信・新聞などのメディア分野、運送業等々、外資規制分野がある。対象分野や許容基準など詳細は下記を参照。

(https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/invest_02.html)

* インベスト코리아発行資料:No.108、2023 外国人投資ガイド(216-219 ページ参照)

(<https://www.investkorea.org/ik-jp/bbs/i-837/list.do#n>)

2. 現地法人設立

上記の外資規制対象外の分野に関して、韓国の現地法人や支店にて営業活動が原則可能である。韓国では外国人投資促進法があり、同法に基づく現地法人を設立する場合、資本金 1 億ウォン以上の外国資本が求められ、外国人投資申告・登録が必要となる。一方、同法により、海外送金保護、内国法人と同等の扱いなどが保証され、投資家ビザの発給などの優遇を受けられる仕組みになっている。同法によらない最低資本金制限の無い、現地法人の設立も可能である。

* 会社設立手続

(https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/invest_09.html)

3. 各種事業免許申請など

例えば、不動産仲介業、各種金融業、建設業等では日本と同様に免許事業となっているので、外資法人であっても内国法人であっても、関連法令に基づく免許の取得が求められる。

また、物品の輸入・販売については、例えば医薬品、化粧品、食品・アルコール・農水産品等々では、関連法令(薬事法、化粧品法、食品衛生法等)により輸入・販売の際は当局(食品医薬品安全処)より事業免許等が求められる。多くの申請手続はオンラインが可能である、

4. 日本とは異なる経営環境の例

進出した日系企業などが直面し、対応に苦勞する事項として、以下の2つがある。

1)韓国では財閥の影響力が強い。

2)「重大災害処罰法」。

* 韓国における中小企業の重大災害処罰法対応(2022 年 3 月:JETRO)

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2022/4867ffe88d1c8abc/202003.pdf)

5. 現地事業環境に関して進出日系企業の懸念・要望事項や韓国政府への建議事項をソウルジャパンクラブ(日本人商工会)が分野別にまとめている。 下記は 2020 年1月版。

(http://www.sjchp.co.kr/upload/reference/2020_Recommendations_jp.pdf)

2021 年1月版は SJC のホームページ(SJC 資料室 No.309)。

(<http://www.sjchp.co.kr/about/reference.do>)

6. その他、JETRO 関連資料。

＊2022 年度 海外進出日系企業実態調査(韓国編)(2023 年3月)
(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/0e85d82c03ea696f.html>)
＊JETRO 地域分析レポート: 最近の日韓経済関係を振り返る(前編・後編)
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2023/7825504f94965c65.html>)
(<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2023/cf38914be3916cf3.html>)

- ・国・地域 : 中国。
- ・腐敗度指数: 76 位
- ・内容

中国に進出する日本企業は、以下の留意点がある。

1)外資規制(ネガティブリスト)

中国には、外資規制業種として、外資規制リスト、許認可が必要なリスト(制限リスト)があり、これとは別に中国企業を含めての許認可が必要な業種リストもある。(例えば、「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2021 年版)」(国家発展改革委員会、商務部令第 47 号)などに記載)

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/d7f0a49063f553bd.html>)

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/01/0fc496536f95c44d.html>)

2)申請手続などに関する問題点

毎年発行されている「中国日本商会 中国経済と日本企業 2023 年白書」には、中国における日本企業が直面する業種別の許可、免許、資格などの申請における課題が説明されている。

例えば、申請手続の遅延、審査基準の厳格さ、中国企業と異なる扱い、日本人技術者などが保有する資格の認定などにおける問題などである。また、上海などの都市部と地方での窓口対応の違いなどについて課題が示されている。

(中国日本商会 中国経済と日本企業 2023 年白書

(<https://www.cjcci.org/detail/576/576/4440.html>)

同会員企業景気・事業環境認識アンケート結果 2023 年 10 月 12 日

([https://www.cjcci.org/userfiles/%E4%BC%9A%E5%93%A1%E4%BC%81%E6%A5%AD%E6%99%AF%E6%B0%97%E3%83%BB%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E7%92%B0%E5%A2%83%E8%AA%8D%E8%AD%98%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E7%B5%90%E6%9E%9C_20231012_10111700\(2\).pdf](https://www.cjcci.org/userfiles/%E4%BC%9A%E5%93%A1%E4%BC%81%E6%A5%AD%E6%99%AF%E6%B0%97%E3%83%BB%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E7%92%B0%E5%A2%83%E8%AA%8D%E8%AD%98%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E7%B5%90%E6%9E%9C_20231012_10111700(2).pdf))

- ・国・地域 : 台湾
- ・腐敗度指数: 28 位
- ・内容

日本企業が進出するに際して、大きな問題はない。必要な書類を紙などで求められることもあるが、電子化なども進んでいる。以下、留意点を記載する。

ネガティブリスト

台湾では、外国企業による投資に対しては、ネガティブリストに属するものは禁止または制限がある。まず、台湾への投資を検討されている事業が、ネガティブリストの対象になっているかどうかを確認する必要がある。

台湾 外資に関する規制 (https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/invest_02.html)

法人の設立手続

台湾で、法人を設立する場合には、台湾政府の經濟部中部弁公室に会社名称および営業項目について事前に審査を受け、承認を取得した後、經濟部投資審議委員会に投資の申請を行い、同委員会の認可を取得した上で、設立する地方政府での会社登記を行うことになる。

・参考データ:台湾 外国企業の会社設立手続・必要書類
(https://www.jetro.go.jp/world/asia/tw/invest_09.html)。

- ・国・地域 : 香港
- ・腐敗度指数: 14 位
- ・内容

香港は、政府自体が小さく、行政手続も比較的透明である。

外資規制は、環境分野など一部を除き、あまりない。また、IT 化、DX を推進しており、電子申請は進んでいる。

廉政公署(れんせいこうしょ、Independent Commission Against Corruption, ICAC, 廉署)が行政、行政手続に対する苦情(クレーム処理)の窓口となっている。

参考資料:日本からの進出に関する制度
(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/>)

◆東南アジア

- ・国・地域 : シンガポール
- ・腐敗度指数: 5位
- ・内容

シンガポールは世界の汚職度(腐敗認識指数)でも5位と上位で、クリーンな国であり、各種手続上の問題も非常に少ない。

参考資料:日本からの進出に関する制度
(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/>)

- ・国・地域 : タイ
- ・腐敗度指数: 108 位
- ・内容

1. 「タイにおける問題点と要望」。

◆外部サイト:タイにおける問題点と要望
(<https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s123.pdf>)

2. 輸入規制に関わる「Food and Drug Administration(食品医薬品局)」登録手続

タイで輸入する食品はじめ化粧品、医薬品、医療機器等は、タイの輸入者が輸入前に、タイ保健省(MOPH)のタイ保健省食品医薬品局(TFDA)への登録手続必要になる。

それぞれの品目において細かく分類されている。また、医療機器は、タイ国内での販売でもTFDAの許可が必要となる。

3. タイ進出に関わる外資規制について外資規制

・タイでは、外国人事業法に基づき、規制業種を3種類 43 業種に分け、それらの業種への外国企業(外国資本 50%以上)の参入を規制している。

ただし、商務省より外国人事業許可証を取得した場合、タイ投資委員会(BOI)の投資奨励対象業種に該当し BOI より奨励証書を取得した場合は、日本側 100%株主による独自資本での設立が可能である。また、製造業については、外国人事業法の規制対象外であり、外資 100%出資が可能となっている。

その他、関連情報を以下に掲載する。

(1)投資環境の優位性と留意点

◆(株)国際銀行:投資環境の優位性と留意点

(<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/image/inv-thailand21.pdf>)

◆(株)国際銀行:タイの投資環境／2023 年2月

(<https://www.jbic.go.jp/ja/information/investment/inv-thailand202302.html>)

(2)海外進出日系企業実態調査および海外事業展開に関するアンケート調査レポート

◆JETRO:2023 年度 海外進出日系企業実態調査(アジア・オセアニア編)(2023 年 11 月)

(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/a261e38b2e86c8d5.html>)

◆JETRO:2022 年度 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(2023 年2月)(最終更新日:2023 年3月 23 日)

(<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/d3add687bd7a74cc.html>)

・国・地域 : フィリピン

・腐敗度指数: 115 位

・内容

フィリピンは、基本的に、外国企業の誘致に積極的な国である。

PEZA には、進出に際しての手續の簡素化、手数料が比較的安価などの他、必要書類の申請なども「ワン・ストップ」などのメリットがあるが、サービス業は対象外である。

外資参入が禁止されている分野以外で、例えば、エネルギーなどは参入が厳しいこともある。

金融については、証券取引委員会(Securities and Exchange Commission)、財務省などへの許可が必要である。

資料1:外資規制(外国資本比率、土地所有制限など)

(https://www.jetro.go.jp/world/asia/ph/invest_02.html)

資料2:ネガティブリスト

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/ph/invest_02/pdfs/ph7A010_negativelist.pdf)

◆中南米

・国・地域 : ブラジル

・腐敗度指数: 104 位

・内容

ブラジルでは、許認可やライセンスを取得する際には、連邦、州、市のすべてに申請する必要がある。電子申請は進んでいる。

税制については連邦、州、市での課税がそれぞれ異なっている。また、消費税は州をまたぐ取引では、州の間での調整なども必要となる。

外国企業の参入が禁止、規制されている業種がある一方で、自動車、IT などのハイテク分野などの業種は政策的に優遇されている。

参考資料:

- ・ブラジルの税制

(https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_04.html)

- ・外資規制(参入禁止・制限業種、土地所有制限、資本制限など)

(https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_02.html)

- ・投資奨励(自動車、IT などを中心とした優遇策)

(https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_03.html)

- ・現地人雇用義務

(https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_05.html)

- ・国・地域 : メキシコ

- ・腐敗度指数: 126 位

- ・内容

USMCA に加盟しているメキシコは、北米の法律運用、行政手続の影響も受けているため、中南米諸国の中では、比較的合理的な内容といえる。

日本企業は製造業の進出が多い。特に自動車メーカーと部品産業が北米市場向けの生産で数多く進出している。関連するサービスとしては運輸・物流関係となる。

事業開始の際、現地人雇用などの条件はハードルとなりうる。

以下、参考データ:

規制業種・禁止業種

(https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/mx/invest_02.html)

- ・「メキシコにおける会社設立と清算の基本」2022 年 3 月(日本貿易振興機構(JETRO))

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/355eb99cc014bbc0/20210077.pdf)

- ・メキシコ進出企業数と業種

(<https://www.tdb.co.jp/report/watching/press/pdf/p180703.pdf>)

◆中東

- ・国・地域 : サウジアラビア

- ・腐敗度指数: 53 位

- ・内容

サウジアラビアは、外資に対する不利益な扱いは少ない。

石油採掘、軍関係、人材あっせんなど特定の業種は外資の参入が規制されている一方で、国家改革「ビジョン 2030」の下での産業成長戦略プログラム「NIDLP」では、鉱物資源(Mining)、産業(Industry)、エネルギー(Energy)、物流(Logistics)などの業種が優遇されており、ムハンマド・ビン・サルマン皇太子兼首相の主導する優遇政策なども存在する。

- ・外資規制(土地所有、資本金など)

(https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/sa/invest_02.html)

- 外資の奨励(優遇措置、特区など)

(https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/sa/invest_03.html)

- 外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用

(https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/sa/invest_05.html)

- 税制

(https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/sa/invest_04.html)

- 国・地域 : UAE

- 腐敗度指数: 26 位

- 内容

UAE の行政手続は透明で、外国企業の受け入れには積極的である。

電子申請は英語で可能であり、仕組みは日本よりも進んでいる。

参入規制業種の他には、特に参入しにくい産業はない。

参考資料

- 外資規制(規制業種、出資比率、土地所有など)

(https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ae/invest_02.html)

- 外資奨励

(https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ae/invest_03.html)

- ドバイ進出支援を行う企業の勧誘について(注意喚起)

(https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/ae_dubai/info/20190512.html)